

令和 7 年度（2025 年度）
（令和 6 年度（2024 年度）実績）

資 源 循 環 白 書

～ 循環型都市八王子を目指して ～



リサイクルマスコット 「クルリ」

八 王 子 市

目次

第1章 総説

- 1 八王子市の概要..... 1
- 2 清掃事業の沿革..... 2

第2章 組織

- 1 機構及び業務内容..... 23
- 2 清掃関連職員配置表..... 25

第3章 経理

- 1 決算構成比率..... 27
- 2 清掃関係費..... 28
- 3 原価..... 30

第4章 ごみ・資源物量

- 1 処理状況..... 33
- 2 各種データ..... 38
- 3 ごみ処理基本計画進捗状況..... 42
- 4 ごみ有料化後の状況..... 45

第5章 事業紹介

- 1 収集制度..... 47
- 2 分別回収・資源化事業..... 48
- 3 資源集団回収事業..... 51
- 4 家庭用ごみ・資源物収集カレンダー&出し方..... 52
- 5 広報はちおうじ「ごみゼロ通信」..... 52
- 6 インターネット・ホームページの活用..... 52
- 7 シンボルマーク及びリサイクルマスコットの活用..... 53
- 8 出前講座..... 54
- 9 イベント参加..... 54
- 10 戸吹クリーンフェスタの開催..... 54
- 11 八王子市廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）制度..... 54
- 12 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度..... 54
- 13 食品ロスの削減促進..... 55
- 14 生ごみ資源化普及事業..... 55
- 15 生ごみ処理機器等購入費の補助..... 55

16	海洋プラスチックごみ対策.....	56
17	社会科副読本.....	56
18	施設見学・職場体験.....	56
19	事業者へのごみの減量・適正排出指導.....	57
20	ふれあい収集.....	57
21	ごみゼロ社会推進協議会の運営.....	57

第6章 施設・車両

1	ごみ処理施設.....	59
2	ごみ収集車両等保有状況.....	74

第7章 産業廃棄物業務の状況

1	中核市移行に伴う廃棄物事務の権限移譲.....	77
2	東京都から移譲された主な業務.....	77
3	産業廃棄物対策.....	79

第8章 し尿等処理事業

1	処理状況.....	83
2	浄化槽清掃実施状況（50人槽以下）.....	85
3	し尿処理施設.....	86
4	し尿収集車両等保有状況.....	87
5	浄化槽清掃業許可業者一覧.....	88

その他資料

1	指定収集袋の実績.....	89
2	ごみ組成時系列データ.....	91
3	可燃・不燃ごみ収集の直営・委託業者別内訳.....	95
4	不法投棄処理実績.....	95
5	家電リサイクル法対象品不法投棄処理実績.....	95
6	動物死体処理実績.....	95
7	一般廃棄物許可業者一覧.....	96
8	産業廃棄物許可業者一覧.....	100
9	一般廃棄物会計基準（環境省）に基づく財務書類.....	107

令和7年度（2025年度）一般廃棄物処理計画（告示）

八王子市告示第87号.....	111
-----------------	-----

第1章 総説

1 八王子市の概要

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置している。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200メートルから800メートルほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いている。



本市は、大正6年(1917年)の市制施行から、平成29年(2017年)で100年を迎えた。また、平成27年(2015年)4月からは、東京都初の中核市となり、多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けている。

- (1) 位置 都心から西へ40キロメートル
- (2) 面積 186.38 平方キロメートル
- (3) 人口 住民基本台帳 559,809 人うち外国人住民 16,495 人
(令和6年(2024年)10月1日現在)
- (4) アクセス 新宿から電車で約40分

2 清掃事業の沿革

(1) ごみ処理事業

ア 戦前のごみ処理事業（～昭和 19 年（1944 年））

大正 5 年（1916 年）頃から塵芥収集業者が希望家庭を対象に実施していたごみ収集を大正 10 年（1921 年）4 月に市直営業務とし、ごみ処理事業に着手した。当時は全量を埋立又は飼料として終末処理をしていたが、大正 12 年（1923 年）1 月に焼却炉 2 基 4 t/日を建設し、焼却処理に着手、本格的なごみ処理事業への第一歩を踏み出した。

イ 大量生産・大量消費・大量処分の時代へ（昭和 20 年（1945 年）～平成 4 年（1992 年））

戦後のごみ処理事業は、昭和 20 年（1945 年）8 月の戦災の後片付けから始まり、昭和 24 年（1949 年）には、オート三輪車 2 台を購入する等、機材の整備と人員の増強を順次行い、復興著しい市域の環境衛生向上に努めた。

その後、隣接町村の合併による人口の増加と市域の拡大、経済発展による市民生活の向上等により、ごみ排出量が増大すると共に多様化してきた。

これに対処するため、昭和 39 年（1964 年）4 月から月 1 回の不燃ごみ収集（ステーション方式）を実施した。また、昭和 41 年（1966 年）11 月には、機械炉の運転開始によりそれまで月 1～2 回のごみ箱収集と週 2 回の厨芥収集だった収集形態を、一部市域でダストボックス・ポリ容器による塵芥・厨芥の混合収集とし、昭和 49 年（1974 年）4 月には、全市域混合収集に切替えを完了した。この間昭和 47 年（1972 年）1 月には不燃ごみ収集業務の一部を業者委託（昭和 51 年（1976 年）4 月から全面委託）とし、月 2 回収集、粗大ごみの申告による収集等を実施した。

一方、処理施設については、昭和 29 年（1954 年）に既設焼却炉を改築（24 t/日）したのをはじめ、ごみ処理施設の整備改善をめざし焼却炉の増築、新設を行ってきたが、昭和 46 年（1971 年）には、増加しつづけるごみと広大な市域における効率的な処理を行うため、市域の西北部及び西南部に清掃工場を新設し、既設焼却場とあわせ市域を三分割して処理することを計画し、昭和 47～48 年度（1972～1973 年度）には西北部（戸吹町）に焼却炉（240 t/日）を建設した。引き続き昭和 49 年度（1974 年度）において市域西南部の館町地内の用地 55,911 m²を買収し、昭和 53 年度（1978 年度）から 3 ヶ年事業で清掃工場（300 t/日）を新設した。

その後、安定したごみ処理体制を確立するため、北野清掃事業所構内に平成 4 年度（1992 年度）から北野清掃工場（100 t/日）の建設を進め、平成 6 年（1994 年）10 月に稼働を開始した。同年度には戸吹町清掃工場の老朽化による実処理能力の低下が著しいため、その改築事業（焼却炉 300 t/日・灰溶融炉 36 t/日）に着手し、平成 10 年（1998 年）4 月から稼働を開始した。

また、この間不燃・粗大ごみの効率的な埋立を行うべく、粗大ごみ処理設備（75 t/5h）を昭和 47 年度（1972 年度）に新設した。その後、昭和 57 年（1982 年）4 月から新しい最終処分場が埋立を開始したため、同年廃止した。

最終処分場については昭和 52 年（1977 年）7 月石川町に（埋立容量約 100,000 m³）開設し、昭和 55 年（1980 年）5 月で埋立を完了したが、引き続き戸吹最終処分場に昭和 57 年（1982 年）3 月まで埋立を行った。

また、昭和 54 年（1979 年）には、戸吹町に新処分場の建設を計画し、昭和 55 年度（1980 年度）から 2 ヶ年継続事業で、939,300 m³の埋立が可能な処分場を新設し、昭和 57 年（1982 年）4 月から埋立を開始した。

しかし、ごみ量の増加とごみ質の変化が著しく、当初予定した埋立期間 15 年が大幅に短縮する見込みとなったため、平成 2 年度（1990 年度）から 2 ヶ年事業で粗大ごみ処理施設・戸吹破碎処理センター（180 t/日）を新設した。

なお、最終処分場は、当初予定を 2 年短縮して平成 7 年（1995 年）2 月に埋立を完了したことに伴い、翌 3 月から東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合谷戸沢処分場に搬入を開始し、平成 10 年（1998 年）4 月からは同組合二ツ塚処分場に搬入している。

平成 3 年（1991 年）6 月には、人口増加が著しい多摩ニュータウン地域のごみ収集効率の向上を図るため、館清掃事業所多摩ニュータウン分室を開設した。

また、多摩ニュータウン区域のごみ処理を市域を超えて効率的に行うため、平成 5 年（1993 年）4 月 1 日、町田市、多摩市と本市の 3 市で「多摩ニュータウン環境組合」を設立し、当地域とその周辺部のごみは、当組合の清掃工場で処理することとなった。

ウ 3R への転換（平成 5 年（1993 年）～平成 16 年（2004 年））

21 世紀を目指した廃棄物対策を確立するため、「八王子市清掃条例」を全部改正し、資源が循環して利用されるまち（リサイクル型都市）づくりを積極的に推進していくため「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を制定した。この条例を平成 5 年（1993 年）10 月から施行するとともに、平成 6 年（1994 年）4 月より可燃ごみの週 3 回収集を週 2 回に変更し、新たに古紙だけを週 1 回収集する古紙分別収集事業を開始した。さらに、同年 12 月にびん分別収集の対象地域を全市に拡大し、缶分別収集についても平成 10 年（1998 年）6 月から全市に拡大した。古布収集は平成 10 年度（1998 年度）から回収を開始した。

平成 7 年（1995 年）6 月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が公布され、市民・事業者・行政がごみの資源化に関してそれぞれ役割を担うことが明確になった。この法律に対応するため、ペットボトルについて平成 8 年度（1996 年度）から一部地域で回収を行っていたが、平成 10 年（1998 年）10 月から拠点回収方式により全市を対象に回収を開始した。プラスチック製容器包装などについては、平成 12 年（2000 年）10 月から一部地域でモデル事業として分別収集を開始した。平成 7 年（1995 年）7 月には、増加する不法投棄対策として、事業者が排出したごみの処分経路を把握し、適正な最終処分までの責任を負う、一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度を導入した。

平成 9 年（1997 年）10 月には、北野清掃工場の隣接地に、ごみ焼却時の余熱を温水プールなど

に利用する余熱利用施設「あったかホール」をごみ減量・リサイクルの啓発施設として開設した。同様な施設として平成13年（2001年）1月、戸吹清掃工場隣接地に入浴施設「戸吹湯ったり館」を開設した。

平成13年（2001年）4月、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたことに伴い家電4品目については、民間業者によって処理する新たなルールが確立された。

また、同月より長年の懸案であった可燃ごみ収集車の2人乗車を本格的に導入した。

同年7月には、組織改正により環境部と清掃部が統合し、新生「環境部」がスタートした。これに伴い一部名称変更を行った。

平成14年（2002年）3月には、多摩ニュータウン環境組合の二期施設工事が完了し、4月から粗大ごみ処理施設が稼働した。リサイクルセンターも同時にオープンし、NPO法人による運営が行われている。

平成14年（2002年）10月には、八王子駅北口周辺地区で早朝収集を開始し、八王子の顔である北口駅前美化の推進を図った。

エ ごみ処理の有料化・戸別収集へ（平成16年（2004年）～平成22年（2010年））

これまでのリサイクルの取組は一定の成果を挙げたものの、その一方で最終処分場の用地確保における問題が深刻となっていた。本市では平成10年（1998年）から二ツ塚処分場に焼却灰と不燃残渣を搬入していたが、その後の新たな最終処分場の目処は立っておらず、ごみの減量と資源化が多摩地域全体の喫緊の課題であった。

このような状況の中、最終処分場延命のため、本市は平成16年（2004年）10月よりごみの指定収集袋制度（有料化）、ごみの戸別収集及び資源物回収の拡充を同時に開始する。可燃・不燃ごみについては、有料の指定収集袋を用い、戸別収集することで、資源化への意識を高めると共に、排出者責任を明確にした。また、新たな資源化品目としてプラスチックを設定し、一部の容器包装プラスチックの収集を開始した。さらに一部資源物の収集頻度を増やすことで、資源物を排出しやすい環境を整えた（表1-1参照）。

平成15年度（2003年度）と制度改正後の平成17年度（2005年度）を比較すると、可燃ごみが29.6%減、不燃ごみが21.4%減となっており、合計で28.1%のごみ減量に成功した。また、平成18年（2006年）7月から東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設が本格稼働し、埋め立てられていた焼却灰のエコセメント化が開始され、最終処分場の大幅な延命化につながった。

ごみの有料化の成果を受け、平成19年（2007年）3月には、循環型都市の実現に向けたごみ処理基本計画が策定された。この計画では、さらなる資源化拡充施策として、全ての容器包装プラスチックの資源化や、ごみの減量化に伴い、市内3清掃工場体制から市内2工場体制への移行が謳われた。

オ 資源物の戸別収集（平成22年（2010年）～平成26年（2014年））

平成19年（2007年）3月に策定されたごみ処理基本計画に基づき、容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理のため、プラスチック資源化センターが建設され、平成22年（2010年）10月から稼働を開始した。

これと同時にプラスチックの対象を全ての容器包装プラスチックへ拡大するとともに、回収頻度を増加させた（表1-1参照）。このことにより不燃ごみの大幅な減量が見込まれ、不燃ごみの収集頻度を週1回から2週に1回へと変更した。

また前述したとおり、焼却灰のエコセメント化により、可燃ごみは全量リサイクルできる基盤が整ったので、これまで不燃ごみとして扱っていた容器包装以外のプラスチック、革・ゴム製品を可燃ごみへと変更した。

これらの制度改正の結果、ごみのさらなる減量が見込まれることにより、稼働開始から30年近く経過し老朽化した館清掃工場を平成22年（2010年）9月に停止し、市内2工場体制へと移行した。

大きな制度改正により、平成16年度（2004年度）に16,275 tであった埋立処分量は、平成23年度（2011年度）には449 tまで減少させることができた。この結果を受け、平成25年（2013年）3月新たに策定したごみ処理基本計画では、さらなる高い目標である「埋立処分量ゼロ」を目標に掲げることとした。

この目標を達成するため、戸吹不燃物処理センターの処理工程や規模の見直しを行った。これまでの破碎・機械選別を行う施設から、手選別主体の施設へと更新工事を行い、平成27年（2015年）2月に竣工した。

カ 埋立処分量ゼロ、そしてさらなるごみ減量へ（平成27年（2015年）～）

平成27年（2015年）4月より、きめ細かな選別が可能となった戸吹不燃物処理センターが本格的に稼働を開始した。この結果、埋立処分量はさらに減少し、平成30年度（2018年度）には不燃残渣の資源化を行うことで「埋立処分量ゼロ」の目標を達成した。

この成果を受け、平成31年（2019年）3月には、3Rを推進することでさらなるごみ減量を目指す、新たなごみ処理基本計画を策定した。

令和4年（2022年）4月に多摩ニュータウン環境組合における処理区域の変更及び10月の館クリーンセンターの稼働開始を見据え、更なるごみの減量と効率的な収集体制を構築するため、戸吹・館清掃事業所の管轄を再編するとともに、ごみ・資源物の出し方を一部変更した。

なお、令和4年（2022年）9月に北野清掃工場を停止し、10月に館クリーンセンターの稼働を開始することで、新たな市内2工場体制へと移行した。

令和6年（2024年）3月には、循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）が改定された。このプランでは、食品ロスの削減やプラスチック資源循環の推進、ゼロカーボンシティに向けた取組、また、本市に適したごみ処理・資源化システムの構築などが掲げられた。

第1章 総説

表 1-1：ごみと資源物の収集方法等の変更

区 分			有 料 化 前	有 料 化 後		
			平成 16 年（2004 年） 9 月 ま で	平成 16 年（2004 年） 10 月 か ら	平成 22 年（2010 年） 10 月 か ら	令和 4 年（2022 年） 4 月 か ら
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み		集積所収集（週 2 回）	戸別収集（週 2 回） 集合住宅は集積所収集	→	→
		ブラマールがない プラスチック製品	不燃ごみとして収集	→	可燃ごみとして収集	→
		革・ゴム製品	不燃ごみとして収集	→	可燃ごみとして収集	→
	不 燃 ご み		集積所収集（週 1 回）	戸別収集（週 1 回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（4 週に 1 回） 集合住宅は集積所収集
資 源 物	有 害 ご み		集積所収集（週 1 回）	戸別収集（週 1 回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所収集	→
	粗 大 ご み		随 時 （事前に市へ回収を依頼）	→	→	→
	新 聞		集積所回収（月 1 回）	集積所回収（月 2 回）	戸別回収（月 2 回） 集合住宅は集積所回収	戸別回収（4 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収
	ダ ン ボ ー ル		集積所回収（月 1 回）	集積所回収（月 2 回）	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収	→
	雑 誌 ・ 雑 紙		集積所回収（月 1 回）	集 積 所 回 収 （ 2 週 に 1 回 ）	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収	→
	紙 パ ッ ク		拠点回収	集 積 所 回 収 （ 2 週 に 1 回 ） 拠点回収	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収 拠点回収	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収
	空 き び ん		集積所回収（週 1 回）	→	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収	→
	空 き 缶		集積所回収（週 1 回）	→	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収	→
	古 着 ・ 古 布		集積所回収（年 6 回）	集積所回収（月 1 回）	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収	→
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	ボ ト ル 容 器 発泡スチロール製容器 発泡スチロール製緩衝材	不燃ごみとして収集	集 積 所 回 収 （ 2 週 に 1 回 ）	戸 別 回 収 （ 週 1 回 ） 集 合 住 宅 は 集 積 所 回 収	→
		上 記 を 除 く ブラマールがついたもの	不燃ごみとして収集	→		
	ペ ッ ト ボ ト ル		拠点回収	集 積 所 回 収 （ 2 週 に 1 回 ） 拠点回収	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収 拠点回収	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収
	は が き 類		拠点回収	→	→	
	木 の 枝		可燃ごみとして収集	→	→	戸別回収（2 週に 1 回） 集合住宅は集積所回収 ※令和 6 年度のみ随時回収 （事前に市へ回収を依頼）

※紙パットの拠点回収は平成 24 年（2012 年）3 月で終了している。

※容器包装プラスチックは平成 24 年（2012 年）4 月より「プラスチック」から名称変更している。

※ペットボトル（7 月～9 月）については平成 17 年（2005 年）7 月から夏季毎週回収を実施している。

※ペットボトルの拠点回収は平成 25 年（2013 年）9 月で終了している。

※はがき類の拠点回収は令和 3 年（2021 年）3 月で終了している。

(2) し尿処理事業

昭和 29 年（1954 年）清掃法の施行に伴って市の監督の下、農業協同組合に委託し、し尿収集業務を開始した。当時は主として農地還元による終末処理を行っていたが、その後の農家需要の減少、排出量の増加、加えて埋立処分地の確保難に対処するため昭和 33 年度（1958 年度）に消化処理方式による施設（54 kl/日）を建設した。その後も施設拡充に努め、昭和 36 年（1961 年）に化学処理施設（144 kl/日）を建設した。これにより昭和 37 年（1962 年）以降は全量施設処理が可能となった。

昭和 44 年（1969 年）に、消化処理施設（270 kl/日）を建設し、昭和 47 年（1972 年）には処理の高度化をめざし化学処理施設を酸化処理方式に改造した。

し尿収集業務について、昭和 33 年（1958 年）に農業協同組合に委託していたものを許可業者制に移行し、昭和 40 年（1965 年）4 月には許可業者を一体化し新清公社を設立した。昭和 45 年（1970 年）には手数料の無料化、翌 46 年（1971 年）には新清公社を市に吸収し収集業務を直営化とし、車両整備等を行い、し尿収集体制の確立を図る一方、収集されたし尿に混入されている夾雑物を処理する前処理設備を昭和 52 年（1977 年）3 月に設置し、処理施設全体の能率向上と処理体制の確立を図った。

人口増加に伴って、市域周辺部における大規模住宅団地の造成、公営住宅の建設による地域し尿処理施設の設置と単独浄化槽の普及による余剰汚泥の排出量の増加対策として、旧第一処理場（54 kl/日）を廃止し、跡地に昭和 55 年（1980 年）から 3 ヶ年事業で新第一処理場（230 kl/日）を建設し、昭和 57 年（1982 年）9 月から運転を開始した。

更に、北野清掃事業所内の環境保全対策の一環として、昭和 63 年（1988 年）から 2 ヶ年事業としてし尿処理施設の公害防止等改良工事及び構内緑化事業を行った。

平成に入り公共下水道整備が急速に進むなかで、平成 12 年度（2000 年度）にはし尿等の減少と第三処理場（昭和 44 年（1969 年）建設）の老朽化のため、第三処理場を廃止し、第一処理場への処理統合を図る整備工事を 2 ヶ年事業で行った。

平成 12 年（2000 年）4 月から檜原清掃事業所北野分室の増改築工事を行い、平成 13 年（2001 年）3 月に檜原清掃事業所を新装された同分室に移転し、同年 4 月、北野衛生事業所と名称変更し、同年 7 月北野清掃事業所を北野衛生処理センターと名称変更した。

平成 14 年（2002 年）4 月からし尿収集車の乗車体制について 2 名乗車に戻しごみ収集車と同じ体制とした。

平成 15 年（2003 年）6 月ディスポーザー排水処理システムの普及が始まったのを受けて、取り扱う一般廃棄物の種類の見直しを行い、ディスポーザー排水処理汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥の受入を開始した。

平成16年（2004年）4月には、し尿脱水汚泥の処分方法の変更を行い、委託・有機肥料化処理から隣接する北野下水処理場での焼却処理とし、焼却灰はセメント原料として再生することとなった。

平成19年（2007年）4月には、保健所政令市移行により東京都から浄化槽管理者・浄化槽保守点検業者の指導業務を引継いだ。

平成22年（2010年）1月から仮設トイレの直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行した。

平成22年（2010年）には公共下水道整備による下水道接続が進み、搬入されるし尿・汚泥が減少してきたことから、処理方式の効率化を目的とした、北野衛生処理センター縮小化工事の実施設計を行った。

平成23年（2011年）6月から平成24年（2012年）3月にかけて、生物処理＋高度処理方式（河川放流）から固液分離方式（下水道放流）への改造（縮小化）工事（処理能力230kl/日→45kl/日）を実施した。

平成23年（2011年）8月から下水道整備地区及び浄化槽整備地区で下水または市設置型浄化槽に切替えが済んでいない世帯に対して、下水道料金を負担している方との均衡を考慮し、し尿収集手数料・浄化槽汚泥処理手数料等を改正した。

平成25年（2013年）10月から、事業系のし尿収集を許可業者に移行し、市で収集を行うのは一般家庭のみとした。

令和元年（2019年）5月から10月にかけて北野衛生処理センターの改修工事を実施し、翌年4月から、し尿及び浄化槽汚泥等の下水道直接投入を開始することで、これまでし尿及び浄化槽汚泥等の処理工程で発生する脱水汚泥の焼却処理及び同処理工程に要する下水道処理水の供給を行ってきた北野下水処理場が廃止となることに対応した。

令和2年（2020年）4月から、家庭系し尿の電話受付及び収集業務について委託化し、業者指導担当の職員を新たに配置した。

(3) 年表

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
明治 33 年度 (1900 年度)			汚物掃除法施行
大正 5 年度 (1916 年度)	塵芥収集業者による、希望家庭 の収集開始		
大正 10 年度 (1921 年度)	収集業務を直営とし、埋立処理 及び飼料とする (4 月)		
大正 12 年度 (1923 年度)	第一焼却場建設 2 基 4 t/日		
昭和 29 年度 (1954 年度)	第一焼却場を改築 3 基 24 t/日となる		汚物掃除法を廃止し清掃法 が制定される (4 月)
昭和 33 年度 (1958 年度)	第一焼却場を増設 能力 4 基 33.8 t/日となる	農業協同組合に委託してい たし尿汲取り業務を許可制 にした し尿第一処理場を建設 54 kl/日 (12 月)	
昭和 34 年度 (1959 年度)			機構改革「産業民生部衛生 課」となる (12 月)
昭和 36 年度 (1961 年度)		し尿第二処理場を建設 144 kl/日 (10 月) し尿の埋立処理解消される	
昭和 37 年度 (1962 年度)	第二焼却場を建設 2 基 38 t/日 (8 月) 手車収集がなくなる (1 月)		
昭和 39 年度 (1964 年度)	不燃ごみ収集を始める (4 月)		
昭和 40 年度 (1965 年度)		許可業者を一本化し新清公 社を設立 (4 月)	機構改革「衛生部」となる
昭和 41 年度 (1966 年度)	ダストボックスによる塵芥厨 芥の混合収集を開始 (11 月)		
昭和 42 年度 (1967 年度)	第三焼却場を建設 (5 月) 90 t/日×2 基 ポリ容器収集開始 (9 月)		
昭和 43 年度 (1968 年度)		し尿第三処理場を建設 270 kl/日 (3 月)	
昭和 45 年度 (1970 年度)	第一焼却場を廃止	一般家庭のし尿汲取りを無 料とする (4 月)	清掃法を廃止し廃棄物の処 理及び清掃に関する法律制 定 (12 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
昭和 46 年度 (1971 年度)	第二焼却場にマルチサイクロン設置 (3 月)	し尿収集業務を直営とし新清公社の業務を継承 担当課として衛生第三課を新設 (4 月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 (9 月) 機構改革「清掃部」となる (11 月)
昭和 47 年度 (1972 年度)	粗大ごみ破碎処理設備建設 75 t/5h (3 月)	し尿汲取り全市域実施 (自家処理家庭の解消) (4 月) し尿第二処理場を酸化処理方式に改良 (昭和 46～47 年度 (1971～1972 年度)) (6 月)	八王子市清掃条例 (昭和 29 年 (1954 年)) 全部改正 (4 月)
昭和 48 年度 (1973 年度)	ダストボックス収集を廃止 コンテナボックス収集を開始 戸吹清掃工場竣工 (3 月) 120 t/日×2 基	し尿処理施設脱臭装置を設置 (3 月)	
昭和 49 年度 (1974 年度)	ごみ収集全市域混合収集となる (4 月) 松枝ごみ中継地取得 (10 月) 館清掃工場用地取得 (12 月)	家庭雑排水吸込槽の清掃を開始 (条例改正) (4 月)	戸吹清掃事業所新設 (4 月) し尿浄化槽清掃手数料改正 (4 月)
昭和 50 年度 (1975 年度)	戸吹最終処分場埋立開始 (6 月) 館清掃工場用地測量	合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集運搬経費軽減措置 (4 月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (8 月) 多摩ニュータウン入居開始 (3 月)
昭和 51 年度 (1976 年度)	不燃ごみ収集全面委託 (4 月) ニュータウン地区可燃ごみ収集業務委託 (4 月)	し尿浄化槽清掃汚泥処分有料化 (事業所等) (4 月) し尿前処理設備を設置 72 kl/h (3 月)	一般廃棄物処理手数料改正 (4 月) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 (3 月)
昭和 52 年度 (1977 年度)	ニュータウン地区可燃ごみ収集処分の業務直営 (5 月) 石川ごみ最終処分場埋立開始 (7 月)	家庭雑排水の前処理設備新設 (1 月)	一般廃棄物処理施設構造指針作成 (国) (6 月) し尿浄化槽清掃手数料改正 (7 月) 北野清掃事業所等管理施設新設 (3 月) 昭和 53 年 (1978 年) 5 月 17 日移転
昭和 53 年度 (1978 年度)	館清掃工場着工 (10 月)	檜原清掃事業所拡張用地取得 (1 月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
昭和 54 年度 (1979 年度)	戸吹最終処分場拡張用地取得 (9 月) (新) 戸吹最終処分場用地取得 (2 月)		
昭和 55 年度 (1980 年度)	石川ごみ最終処分場埋立完了 (5 月) ごみ減量モデル地区指定 (6 月) (新) 戸吹最終処分場造成工事 着工 (9 月) 館清掃工場竣工 (3 月) 150 t/日×2 基	し尿第一処理場廃止 (7 月) (新) 第一処理場着工 (7 月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4 月) 東京都三多摩地域廃棄物広 域処分組合設立 (11 月) 同組合加盟 (11 月)
昭和 56 年度 (1981 年度)	第二、第三焼却場を廃止 (6 月) (新) 戸吹最終処分場浸出水処 理施設建設工事着工 (6 月) 粗大ごみ破碎処理設備廃止 (3 月) 戸吹最終処分場埋立完了 (3 月) (新) 戸吹最終処分場竣工 (3 月) (新) 戸吹最終処分場浸出水処 理施設竣工 (3 月)	北野排水樋管改築 (3 月)	館清掃事業所新設 (4 月)
昭和 57 年度 (1982 年度)		し尿第二処理場廃止 (7 月) (新) 第一処理場竣工 230 kl/日 (8 月) し尿第三処理場に脱臭設備 を新設 (3 月)	一般廃棄物処理手数料改正 (4 月) し尿浄化槽清掃手数料改正 (4 月) 戸吹最終処分場新設 (4 月)
昭和 59 年度 (1984 年度)	乾電池等の分別収集を実施 (6 月)	檜原清掃事業所北野分室開 設 (3 月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4 月)
昭和 60 年度 (1985 年度)	生ごみ堆肥化容器購入費補助 事業開始 (4 月) 可燃ごみ全市週 3 回収集の実 施 (5 月)		一般廃棄物処理手数料改正 (4 月) 廃棄物処理法改正・浄化槽法 全面施行 (10 月) 八王子市清掃条例改正 (10 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
昭和 61 年度 (1986 年度)	資源集団回収補助事業開始 (4 月) 不燃ごみ週 1 回収集の実施 (2 月)		浄化槽清掃手数料改正(4 月) 合併処理浄化槽設置補助事業開始(10 月)
昭和 63 年度 (1988 年度)			浄化槽清掃手数料改正(4 月)
平成 2 年度 (1990 年度)	空きびん回収モデル事業開始 (11 月)		浄化槽清掃手数料改正(4 月)
平成 3 年度 (1991 年度)	館清掃事業所多摩ニュータウン分室開設(6 月) 戸吹破碎処理センター竣工 90 t/5h×2 系列(3 月)		
平成 4 年度 (1992 年度)	紙パック拠点回収開始(9 月) 北野清掃工場着工(10 月)		浄化槽清掃手数料改正(4 月)
平成 5 年度 (1993 年度)	多摩ニュータウン環境組合設立(4 月)		一般廃棄物処理手数料改正(7 月) 八王子市清掃条例(昭和 49 年(1974 年))を全部改正。 新たに八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行(10 月)
平成 6 年度 (1994 年度)	可燃ごみを週 2 回収集に変更(4 月) 古紙(新聞、ダンボール、雑誌類)分別回収開始(4 月) 北野清掃工場竣工(9 月) (新)戸吹清掃工場着工(9 月) 100 t/日×3 基 空きびん分別回収事業全市域実施(12 月) 戸吹最終処分場埋立完了(2 月) 谷戸沢処分場搬入開始(3 月)	汚泥の資源再利用化を図る 貯留搬出設備を新設	浄化槽清掃手数料改正(4 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成7年度 (1995年度)	一般廃棄物管理票制度開始 (7月)		容器包装リサイクル法公布 (6月)
平成8年度 (1996年度)	ペットボトル一部地域で分別 回収開始(6月)		リサイクル公社設立(2月)
平成9年度 (1997年度)	空き缶一部地域で分別回収開 始(9月) 新戸吹工場竣工(3月)		北野余熱利用センター開設 (10月)
平成10年度 (1998年度)	谷戸沢処分場搬入終了(4月) 二ツ塚処分場搬入開始(4月) 空き缶全市域で分別回収開始 (6月) 古着・古布分別回収開始 (10月) ペットボトル全市域で拠点回 収開始(10月)	浄化槽汚泥の直営収集を廃 止し、全面許可業者の収集 に移行	
平成11年度 (1999年度)	館清掃工場排ガス処理設備の 改造		
平成12年度 (2000年度)	はがき類拠点回収事業開始 (9月) プラスチック類回収モデル事 業開始(10月)	し尿第一処理場改良工事着 手(～13年度(2001年度)) 檜原清掃事業所、北野町へ 移転(檜原清掃事業所は閉 鎖)(3月)	容器包装リサイクル法の完 全実施(4月) 循環型社会形成推進基本法 の公布(6月) 戸吹湯ったり館開設(1月)
平成13年度 (2001年度)	可燃ごみ収集の2人乗車実施 (4月) 白色発泡スチロールトレイ拠 点回収事業開始(9月) 集合住宅生ごみ資源化モデル 事業開始(2月) 多摩ニュータウン環境組合二 期施設工事完了(3月)	移転に伴う名称変更(4月) 檜原清掃事業所 →北野衛生事業所 し尿第一処理場改良工事完 了(3月) し尿第三処理場廃止(3月)	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)の施行 (4月) 組織改正「環境部」となる (7月) 組織改正に伴う名称変更 管理課→清掃事業管理課 戸吹破砕処理センター →戸吹不燃物処理センター 北野清掃事業所 →北野衛生処理センター リサイクル推進課 →ごみ減量対策課

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 14 年度 (2002 年度)	黒ビニール袋不使用の徹底 (4 月) 八王子駅北口周辺地域での早 朝収集開始 (10 月)	し尿収集の 2 人乗車実施 (4 月)	事業系持込ごみ処理手数料 改正 15 円/kg→25 円/kg (4 月) 建設リサイクル法施行 (5 月)
平成 15 年度 (2003 年度)	集合住宅生ごみ資源化モデル 事業終了 (3 月) プラスチック類回収モデル事 業終了 (3 月)	ビルピット、ディスポーザ ー汚泥受入開始 (6 月) 生活排水処理基本計画策定 (12 月)	組織改正に伴う課の合併及 び名称変更 (8 月) 清掃事業管理課・ごみ減量対 策課→ごみ減量対策課 館清掃事業所多摩ニュータ ウン分室→南大沢清掃事業 所 パソコンリサイクル実施 (10 月) 八王子市廃棄物の処理及び 再利用の促進に関する条例 改正 (3 月) 合併処理浄化槽設置補助事 業終了 (3 月)
平成 16 年度 (2004 年度)	ごみの有料化説明会実施 ごみの有料化・戸別収集・資源 物回収の拡充実施 (10 月) 少量排出事業系ごみ収集実施 (10 月)	し尿脱水汚泥の処分を堆肥 化 (委託) から、焼却処理 (市施設)・資源化 (委託) に変更 (4 月)	
平成 17 年度 (2005 年度)	ペットボトル夏季毎週回収開 始 (7 月) エコショップ認定制度開始 (12 月) 事業系ごみ組成分析実施 (1、2 月)		リサイクル公社解散 (3 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 18 年度 (2006 年度)	事業系古紙回収モデル事業開始 (6 月) ふれあい収集の開始 (7 月) 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度開始 (7 月)		北野余熱利用センター指定管理者の導入 (4 月) 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼動 (7 月) ごみゼロ社会推進協議会発足 (12 月) ごみ処理基本計画の改定 (3 月)
平成 19 年度 (2007 年度)	粗大ごみ収集ポイント・シール制に移行 (10 月) 全戸訪問 (マイバッグ配付) によるごみ減量・資源化啓発の開始 (11 月) 戸吹・館清掃工場及び南大沢清掃事業所に事業系古紙持ち込み場所設置 (2 月)		事業系古紙集団回収モデル事業開始 (4 月) 容器包装リサイクル法の一部改正法の施行 (4 月) 保健所政令市移行に伴い、東京都から自動車リサイクル法の許可・登録業務及び浄化槽指導業務を引継ぐ (4 月) 廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会発足 (5 月) 東京工科大学との協働による剪定枝のバイオガス化等実証研究事業開始 (7 月) 粗大ごみ受付センター設置 (10 月) 廃食用油によるバイオディーゼル燃料 (BDF) の製造及びごみ収集車の試行運転開始 (3 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 20 年度 (2008 年度)	事業者向けのごみ減量パンフレットを作成し、市内業者に送付（4 月） 北野衛生事業所や市民部事務所の一部等に、事業系古紙持ち込み場所を設置（4 月） 旧戸吹清掃工場解体工事着工（6 月） マイバッグ利用促進月間、マイバッグの日の制定（10 月） 市民公募のデザインで、八王子織物を使ったオリジナルマイバッグを作成（3 月） スーパーアルプス宇津木台店でのレジ袋有料化実証実験の開始（1 月）		組織改正により環境部内に「水循環室」を設置（4 月） 下水道部・北野衛生事業所・北野衛生処理センター・水道部→水循環室 環境部に施設整備担当主幹を配置（4 月） みなみ野君田小学校に業務用生ごみ処理機を設置し、食の循環モデル事業を開始（10 月） 廃プラスチック中間処理施設整備計画を策定（1 月）
平成 21 年度 (2009 年度)	道の駅八王子滝山でのレジ袋無料配布中止（7 月） 粗大ごみ処理券 1 ポイント券発行（7 月） プラスチックモデル地区収集（10 月） 使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業開始（11 月） プラスチック資源化センター着工（1 月）プラスチック製容器包装 40 t/日 ペットボトル 12 t/日	仮設トイレの直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行（1 月）	組織改正に伴う名称変更・粗大ごみ受付センター→ごみ総合相談センター（4 月） 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正（9 月）

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 22 年度 (2010 年度)	「プラスチック資源化拡大・戸別収集」市民説明会を実施(5月) 10月からのごみ・資源物の出し方変更に伴い、広報「プラスチック資源化拡大特集号」を全世帯へ戸別配布(7月) 不燃ごみ専用ミニ袋(5リットル)を10枚入90円で新たに販売(7月15日) 可燃ごみ用、不燃ごみ用の40リットルの袋の1枚75円での販売を開始(7月15日) 10月1日からのプラスチック資源化拡大に伴い不燃ごみ専用袋と可燃ごみ専用袋の交換を実施(9月15日～3月31日) 館清掃工場の稼働停止に伴い、館清掃工場への可燃ごみの持込を終了(9月17日) 館清掃工場の稼働を停止(9月30日) プラスチック資源化センター竣工(9月) プラスチックの回収品目を、プラマークのついているプラスチック製容器包装すべてに拡大(10月) 不燃ごみの一部(プラスチック製の文具やおもちゃ、革・ゴム製品等)を可燃ごみに変更(10月) 多摩清掃工場へ収集可燃ごみを搬入する地域を拡大(10月)		環境部と道路事業部を再編し、水循環部を設置(水環境整備課・下水道課・水道課・水再生課) 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正(資源物の持ち去り禁止)(9月) 組織改正に伴う名称変更 戸吹清掃工場、戸吹破碎処理センター、新設のプラスチック資源化センターを統合し名称を変更→戸吹クリーンセンター(10月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 23 年度 (2011 年度)	市が所有している使用しなくなったごみ集積所の売払いを開始 (4 月) 生ごみ資源化モデル事業を実施 (9 月～11 月)	北野衛生処理センター改造 (縮小化) 工事实施 処理能力 230 kl/日→45 kl/日 (平成 23 年 (2011 年) 6 月～平成 24 年 (2012 年) 3 月完了) し尿収集手数料・浄化槽汚泥処理手数料等改正 (8 月)	東京工科大学との共同研究により、剪定枝をごみ収集車の燃料にし、試験走行を行った (5 月) ごみ集積所跡地の売払いを開始 (4 月)
平成 24 年度 (2012 年度)	資源集団回収補助金単価を改定 (4 月) 戸吹清掃工場灰溶融炉の停止 (6 月) 宮城県女川町の災害廃棄物の受入れ (1 月～2 月)		プラスチックを容器包装プラスチックに名称変更 (4 月) ごみ処理基本計画の改定 (3 月)
平成 25 年度 (2013 年度)	ペットボトル拠点回収事業の廃止 (9 月) スプレー缶類の回収品目を不燃ごみから有害ごみに変更 (10 月)	事業系の直営収集を廃止し、許可業者の収集に移行 (10 月) 生活排水処理基本計画策定 (3 月)	組織改正に伴う部の新設と課の分割 (8 月) 環境部から清掃部門が独立し、資源循環部を新設。また、水再生課から、水再生施設課が独立
平成 26 年度 (2014 年度)	ふれあい収集の対象を拡大 (要介護 4・5→要介護 1～5) (4 月) 戸吹不燃物処理センター設備更新工事竣工 (2 月)	災害時トイレ対策し尿収集・処理計画策定 (3 月)	中核市移行へ向け、廃棄物対策課を新設 (4 月) 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正 (中核市移行へ向けた整備) (9 月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 27 年度 (2015 年度)	持込ごみ処理手数料改正 (家庭系：150 円/10 kg から 350 円/10 kg へ、事業系：250 円/10 kg から 350 円/10 kg へ) (4 月) 戸吹不燃物処理センター手選 別ライン本格稼動。また同時に 小型家電リサイクル法に基づ く認定事業者への小型家電の 引渡しを開始 (4 月) 八王子駅北口周辺地域での早 朝収集廃止 (4 月) パソコンの宅配便による無料 回収開始 (12 月) ごみ総合相談センターの電話 番号をナビダイヤルへ変更 (1 月)		中核市移行 (4 月) 清掃施設整備課新設 (4 月) 災害廃棄物処理計画の策定 (3 月)
平成 28 年度 (2016 年度)	可燃ごみ収集全面委託 (4 月) 家庭系一般廃棄物の許可品目 として新たに「臨時ごみ」を加 え、許可業者による収集運搬を 開始 (6 月) 館清掃工場廃止 (9 月)		
平成 29 年度 (2017 年度)	ペットボトルの排出方法につ いて、キャップに加えてラベル も取り外すように変更 (4 月) 収集品目の組み合わせを「不 燃・有害」から「びん・有害」 に変更 (4 月) プラスチック等残渣資源化モ デル事業を開始 (4 月)		

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成30年度 (2018年度)	剪定枝資源化モデル事業開始 (6月) 戸吹清掃工場で発電した余剰電力を他の公共施設に送電する「自己託送」を開始(8月) 戸吹クリーンセンターへ搬入する家庭系持込ごみの予約制を開始(9月) 不燃残渣の資源化により埋立処分量ゼロを達成	生活排水処理基本計画中間見直し実施(3月)	ごみ処理基本計画の改定(3月) 住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例制定(3月) 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正(3月)
令和元年度 (2019年度)	新館清掃工場着工(8月) 戸吹清掃工場延命化対策工事竣工(9月) 栃木県鹿沼市の災害廃棄物の受入れ(12月) 宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れ(3月)	北野衛生処理センターの下水道直接投入化工事を実施(5月～10月)	組織改正に伴う課の合併 館清掃事業所・南大沢清掃事業所→館清掃事業所(4月) 水再生課・水再生施設課→水再生施設課(4月)
令和2年度 (2020年度)	宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れ(4、8、9月) はがき類拠点回収事業の廃止(3月)	直営の家庭系し尿の電話受付及び収集業務を廃止し、許可業者への委託収集に移行(4月) 北野衛生処理センターの下水道直接投入化開始(4月)	
令和3年度 (2021年度)	使用済み製品等のリユース実証事業開始(1月) 町田市の応援ごみを受入れ(3月)		戸吹湯ったり館閉館(3月) みなみ野君田小学校における食の循環モデル事業終了(3月) フードドライブの試行開始(6月)

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
令和4年度 (2022年度)	清掃事業所管轄エリアの再編(4月) 不燃ごみ・新聞を4週に1回の収集に変更(4月) 木の枝を資源物として分別回収開始(4月) 小型充電式電池が外せない製品を有害ごみで収集開始(4月) 北野清掃工場を停止(9月) 館クリーンセンター(新館清掃工場)竣工(9月) 生ごみ資源化モデル事業開始(10月)		フードシェアリングサービス「タベスケ Hachioji」を開始(10月) 南大沢清掃事業所が館清掃事業所から戸吹清掃事業所に所管変更(4月)
令和5年度 (2023年度)	ペットボトルの「水平リサイクル」を開始(10月) 町田市、多摩市の応援ごみを受入れ(12～2月) エコショップ認定制度終了(3月)	生活排水処理基本計画改定(3月)	廃食用油によるバイオディーゼル燃料(BDF)の製造及びごみ収集車の運転終了(3月) 循環型都市八王子プラン(ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画)の改定(3月) 災害廃棄物処理計画の改定(3月)
令和6年度 (2024年度)	資源集団回収補助金の対象品目及び単価を改定(4月) 石川県輪島市及び珠洲市の災害廃棄物の受入れ(9～3月) 資源物としての木の枝分別回収事業の終了(3月) 生ごみ資源化モデル事業の終了(3月)		

<memo>

第2章 組織

1 機構及び業務内容（令和7年（2025年）3月31日現在）※八王子市組織規則より抜粋 資源循環部

ごみ減量対策課

- (1) 廃棄物及び資源循環に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) ごみ減量及び資源循環の推進等に関すること。
- (3) 部の庶務に関すること。
- (4) 部内他の課に属しない事項に関すること。

廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置の許可に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等の登録及び許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物の適正処理に係る指導及び監視に関すること。
- (5) 建設リサイクル法（他の部課に属するものを除く。）に関すること。

清掃施設整備課

- (1) 清掃施設の整備に関すること。
- (2) 清掃施設の管理及び運営に係る連絡調整に関すること。

ごみ総合相談センター

- (1) ごみに関する総合的な相談及び指導に関すること。
- (2) ごみの収集、運搬及びリサイクル（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 粗大ごみの計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (4) 清掃事業所及び清掃施設との連絡調整（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。

戸吹清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関すること。
- (4) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (5) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。

館清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関すること。
- (4) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (5) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。

戸吹クリーンセンター

- (1) ごみ等の処分にに関すること。
- (2) 不燃ごみ等の処理に関すること。
- (3) 容器包装プラスチック等の処理に関すること。
- (4) ごみ処理施設及びごみ最終処分施設並びに用地の維持管理に関すること。
- (5) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (6) 選別された資源物の処分にに関すること。
- (7) 環境教育、環境学習及び環境情報（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 一般廃棄物管理票に関すること。
- (9) 所属自動車の管理及び整備に関すること。

館クリーンセンター

- (1) ごみ等の処分にに関すること。
- (2) 不燃ごみ等の処理に関すること。
- (3) ごみ処理施設及び用地の維持管理に関すること。
- (4) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (5) 選別された資源物の処分にに関すること。
- (6) 環境教育、環境学習及び環境情報（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 一般廃棄物管理票に関すること。

水循環部

水再生施設課

- (1) 下水処理施設に関すること。
- (2) し尿処理施設に関すること。
- (3) し尿、雑排水及び浄化槽に関すること。
- (4) 公共下水道への接続の促進に関すること。
- (5) 所属自動車の管理及び整備に関すること。

2 清掃関連職員配置表

表 2-1：清掃関連職員配置表（令和7年（2025年）3月31日現在）

単位 [人]

		総括	ごみ減量対策課	廃棄物対策課	清掃施設整備課	ごみ総合相談センター	戸吹清掃事業所 (うち南大沢清掃事業所)	館清掃事業所	戸吹クリーンセンター	館クリーンセンター	計	水再生施設課	合計
一般行政	部長	1									1		1
	課長		1	1	1	1	1	1	1	1	8		8
	主幹	〈1〉									0		0
	課長補佐兼主査			1	2		2 (1)	1	1		7	1	8
	主査(事務)		3	1		4	5 (1)	5	1		19		19
	主査(技術)	〈1〉		1					4	1	6	2	8
	副主査(事務)										0		0
	副主査(技術)										0		0
	主任(事務)	〈1〉	12	4	1	4	5 (2)	4	2	1	33	3	36
	主任(技術)	〈1〉		3	2				12	2	19	1	20
	主任(再任用)					1	4 (3)	2	1		8	2	10
	一般職員(事務)		6	1	1	1			1		10		10
	一般職員(技術)	〈1〉				1			2		3		3
計		1	22	12	7	12	17 (7)	13	25	5	114	9	123
技能労務	業務副主査										0		0
	業務主任					3	48 (4)	30	2		83		83
	一般職員										0		0
	計	0	0	0	0	3	48 (4)	30	2	0	83	0	83
	再任用職員						19 (2)	8	1		28	1	29
計		0	0	0	0	3	67 (6)	38	3	0	111	1	112
生活環境	生活環境主査						2 (1)	2	1		5		5
	生活環境主任					3	6 (1)	3			12		12
	一般職員					3	29 (2)	25	1		58		58
	計	0	0	0	0	6	37 (4)	30	2	0	75	0	75
合計		1	22	12	7	21	121 (17)	81	30	5	300	10	310
循環型都市推進専門管理官		1									1		1
会計年度任用職員（専門職）			4	2				1			7		7

※資源循環部及び水循環部の一般行政職、技能労務職、生活環境職については4款2項1目清掃総務費より給与を支払っている職員を対象とする。

※〈 〉は東京たま広域資源循環組合及び多摩ニュータウン環境組合に派遣している職員とする。

※会計年度任用職員（アシスタント職）はこの表には含まない。

<memo>

第3章 経理

1 決算構成比率

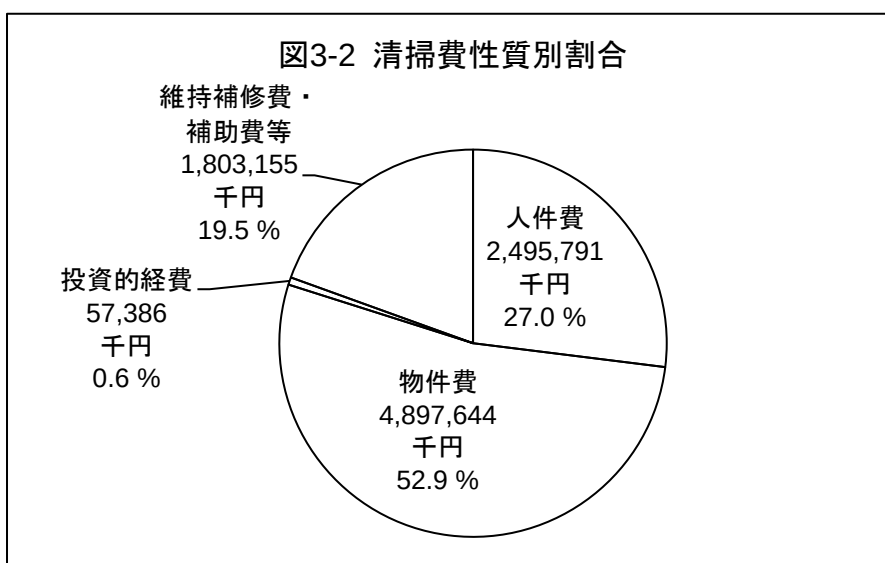
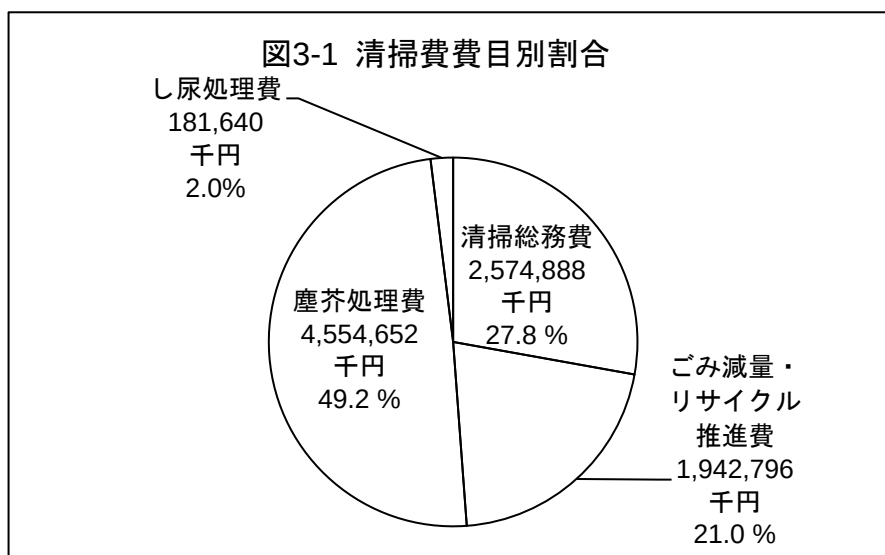
(1) 清掃費決算額（令和6年度（2024年度））

一般会計歳出額	236,288,910 千円
（款）衛生費	20,662,821 千円
（項）清掃費	9,253,976 千円

(2) 清掃費に対する市民負担額（令和6年（2024年）10月1日現在）

1人当たり	16,531 円（559,809 人）
1世帯当り	32,499 円（284,746 世帯）

<清掃費の内訳 9,253,976 千円>



2 清掃関係費

(1) 歳入 (表 3-1)

単位 [円]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
使 用 料 及 び 手 数 料	諸施設使用料	1,245,601	1,277,989	1,522,245	1,567,078	1,682,996
	諸証明等	0	400	0	0	0
	清掃業許可 申請手数料	2,233,000	2,189,000	1,259,000	1,966,000	994,000
	指定収集袋	1,060,987,823	1,069,333,680	1,046,051,450	1,027,876,465	1,037,067,123
	ごみ等処理手数料	954,982,200	923,415,250	915,834,050	902,290,660	911,763,140
	し尿等処理手数料	50,881,360	47,650,760	45,266,800	51,245,640	42,964,720
	雑排水処理手数料	20,000	12,000	24,000	12,000	8,000
	自動車リサイクル 許可手数料	26,700	47,300	135,100	43,100	244,200
	浄化槽保守点検 業者登録手数料	58,000	106,000	510,000	96,000	58,000
	浄化槽管理士 証明手数料	8,000	5,600	44,000	3,600	4,400
支 出 ・ 金 都	国庫補助金	237,065,509	3,193,527,076	1,371,551,182	0	0
	都補助金	0	0	0	0	1,097,000
	都道ごみ等処理費	0	0	0	540,320	478,890
	市町村総合交付金	517,500,000	1,015,914,000	209,537,000	202,552,000	164,200,000
財 産 収 入		693,990	188,716	0	30,470	3,095,180
諸 収 入		279,691,204	354,241,840	593,260,813	814,967,966	808,122,438
市 債		1,736,200,000	5,017,700,000	2,040,000,000	54,400,000	9,300,000
計		4,841,593,387	11,625,609,611	6,224,995,640	3,057,591,299	2,981,080,087

(2) 歳出 (表 3-2)

単位 [円]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
一 般 会 計 A	263,018,162,992	236,294,690,460	228,173,633,070	227,944,287,916	236,288,910,299
清 掃 費 B (対前年比) (一般会計に占める割合B/A)	11,530,754,976 (96%) (4.38%)	18,345,965,640 (159%) (7.76%)	12,739,311,390 (69%) (5.58%)	9,248,900,788 (73%) (4.06%)	9,253,975,967 (100%) (3.92%)
清掃総務費	2,670,805,469	2,626,102,595	2,587,626,838	2,516,121,189	2,574,887,932
ごみ減量・リサイクル 推進費	1,923,646,748	1,905,775,266	2,180,709,481	2,011,186,657	1,942,795,891
塵芥処理費	4,473,323,307	4,292,676,959	4,350,558,168	4,509,497,216	4,554,651,771
し尿処理費	143,418,415	168,178,982	177,426,942	212,095,726	181,640,373
ごみ処理施設等建設費	2,319,561,037	9,353,231,838	3,442,989,961	0	0

人 口 [人]	561,872	562,326	562,605	560,913	559,809
世 帯 数 [世帯]	272,374	276,031	279,470	281,819	284,746
一 般 会 計 [円/人]	468,110	420,209	405,566	406,381	422,088
清 掃 費 [円/人]	20,522	32,625	22,643	16,489	16,531
一 般 会 計 [円/世帯]	965,651	856,044	816,451	808,832	829,823
清 掃 費 [円/世帯]	42,334	66,463	45,584	32,819	32,499

※人口、世帯数は10月1日現在（外国人登録を含む）のものとする。

3 原価

(1) 令和6年度(2024年度)ごみ・資源物総原価(表3-3)

単位 [円]

区 分		合 計	収集運搬	中間処理	最終処分 (埋立)	管理
業務費用		9,759,493,616	4,980,102,594	4,161,733,945	33,771,458	583,885,619
人件費	人件費	2,606,090,401	1,957,323,284	338,442,048	4,731,293	305,593,776
	職員給与費	2,212,261,924	1,669,680,081	307,590,140	4,736,386	230,255,317
	賞与・退職手当引当金繰入額	369,126,201	281,029,786	30,851,908	-5,093	57,249,600
	その他	24,702,276	6,613,417	0	0	18,088,859
	物件費等	7,092,023,760	3,017,232,205	3,822,562,920	29,040,165	223,188,470
	物件費	4,656,412,568	2,861,305,365	1,715,293,806	27,587,302	52,226,095
	維持補修費	380,478,311	35,636,128	343,525,483	1,100,000	216,700
	減価償却費	2,055,132,881	120,290,712	1,763,743,631	352,863	170,745,675
	その他	0	0	0	0	0
	その他の業務費用	61,379,455	5,547,105	728,977	0	55,103,373
	支払利息	55,058,173	0	0	0	55,058,173
	徴収不能引当金繰入額	0	0	0	0	0
	その他	6,321,282	5,547,105	728,977	0	45,200
移転費用(補助金等)		1,482,818,308	3,604,813	1,151,000,134	289,039,527	39,173,834
経 常 費 用		11,242,311,924	4,983,707,407	5,312,734,079	322,810,985	623,059,453

ごみ・資源物量 [t]	※1 141,179	※2 112,994	※3 119,609	※4 0	
1tあたりの原価 [円/t]	79,632	44,106	44,418	—	—
人口(10月1日) [人]	559,809	559,809	559,809	559,809	559,809
1人あたりの原価 [円/人]	20,082	8,902	9,490	577	1,113

ア 対象

ごみ(一般廃棄物)と資源物に係る費用(行政コスト計算書の経常費用)

※4 款2項清掃費及び、4 款 1 項 10 目保健衛生費の一部と対応(一部事務組合負担金を含む)。ただし、廃棄物処理に関する規制・指導のうち産業廃棄物関連経費、災害ごみの処分に係る経費を除く。

イ 項目説明

- (ア) 収集運搬 : 直営での収集運搬及び分別指導、直営収集施設の維持管理、委託収集に係る経費など
(イ) 中間処理 : 焼却施設、不燃・粗大処理施設、プラスチック資源化センター、エコセメント化に係る経費など
(ウ) 最終処分(埋立) : 東京たま広域資源循環組合負担金のうち過去の埋立に対して係る経費、埋立が完了した戸吹最終処分場に係る経費
(エ) 管理 : 普及啓発や環境教育、資源集団回収などの政策補助金、(ア)から(ウ)に属さない本庁での事務に係る経費など

ウ ごみ・資源物量

※1: 表 4-1 総ごみ量

※2: 表 4-1 ②から⑧、⑫の合計

※3: 表 4-1 の②から⑤の合計、⑦から⑩の合計、表 4-2 の空きびん、空き缶、ペットボトル、容器包装プラスチック

※4: 表 4-9、表 4-10 埋立

(2) ごみ・資源物 1 人・1 世帯あたりの原価(表 3-4)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
人 口	[人]	561,872	562,326	562,605	560,913	559,809
世 帯 数	[世帯]	272,374	276,031	279,470	281,819	284,746
ごみ・資源物 総 原 価	[円]	10,519,931,391	10,288,011,156	10,724,466,164	11,068,548,192	11,242,311,924
	[円/人]	18,723	18,295	19,062	19,733	20,082
	[円/世帯]	38,623	37,271	38,374	39,275	39,482

(3) 令和6年度(2024年度)し尿処理原価(表3-5) 単位 [円]

区 分	合 計	収集運搬	中間処理
業務費用	219,478,439	111,494,533	107,983,906
人件費	58,817,152	19,051,021	39,766,131
職員給与費	32,518,694	12,099,979	20,418,715
賞与・退職手当引当金繰入額	23,179,444	6,951,042	16,228,402
その他	3,119,014	0	3,119,014
物件費等	160,153,848	91,943,493	68,210,355
物件費	144,515,780	85,287,396	59,228,384
維持補修費	6,084,360	2,018,760	4,065,600
減価償却費	9,553,708	4,637,337	4,916,371
その他	0	0	0
その他の業務費用	507,439	500,019	7,420
支払利息	0	0	0
徴収不能引当金繰入額	1,334	0	1,334
その他	506,105	500,019	6,086
移転費用(補助金等)	361,700	252,500	109,200
経 常 費 用	219,840,139	111,747,033	108,093,106

搬入量 [kl]	※1 5,308	※2 514	※1 5,308
1klあたりの原価 [円/kl]	41,417	217,407	20,364
人口(10月1日) [人]	559,809	559,809	559,809
1人あたりの原価 [円/人]	393	200	193

※1: 図8-1 搬入量「八王子市 5,308 kl」

※2: 図8-1 搬入量「生し尿 512 kl」、「雑排水 2 kl」

(4) し尿処理1人・1世帯あたりの原価(表3-6)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
人 口	[人]	561,872	562,326	562,605	560,913	559,809
世 帯 数	[世帯]	272,374	276,031	279,470	281,819	284,746
し 尿 処 理 原 価	[円]	211,505,748	217,844,448	210,476,224	214,134,379	219,840,139
	[円/人]	376	387	374	382	393
	[円/世帯]	777	789	753	760	772

<memo>

第4章 ごみ・資源物量

1 処理状況

(1) 収集量・持込量の年度別実績 (表 4-1)

単位 [t]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①人口[人] (10月1日現在)		561,872	562,326	562,605	560,913	559,809
収 集 量	②可燃ごみ	84,999	83,012	80,501	77,290	76,385
	③不燃ごみ	5,034	4,504	3,666	3,515	3,396
	④粗大ごみ	2,981	2,653	2,830	2,788	2,784
	⑤有害ごみ	373	357	358	347	350
	⑥資源物	32,959	32,584	32,044	30,493	29,526
	⑦不法投棄ごみ	14	11	7	6	6
	⑧側溝清掃ごみ	83	101	81	38	77
	計	126,443	123,222	119,487	114,477	112,524
持 込 量	⑨事業系可燃ごみ	22,386	22,012	22,061	21,410	21,524
	⑩家庭系可燃ごみ	1,613	1,528	1,050	1,186	1,257
	⑪家庭系不燃ごみ	650	631	533	538	589
	⑫拠点資源物	481	475	466	488	470
	計	25,130	24,646	24,110	23,622	23,840
合 計		151,573	147,868	143,597	138,099	136,364
資源集団回収量		5,961	5,702	5,647	5,273	4,815
総ごみ量		157,534	153,570	149,244	143,372	141,179

単位 [g/(人・日)]

原 単 位 (収 集 量 ま た は 持 込 量 / ①/ 3 6 5 日 ま た は 3 6 6 日)	収 集 量	可燃ごみ	414	404	392	376	374
		不燃ごみ	25	22	18	17	17
		粗大ごみ	14	13	14	14	14
		有害ごみ	2	2	2	2	2
		資源物	161	159	156	149	144
		不法投棄・側溝清掃	1	1	0	0	0
		計	617	601	582	558	551
	持 込 量	事業系可燃ごみ	109	107	107	104	105
		家庭系可燃ごみ	8	7	5	6	6
		家庭系不燃ごみ	3	3	3	3	3
		拠点資源物	2	2	2	2	2
		計	122	119	117	115	116
	合 計		739	720	699	673	667
	資源集団回収量		29	28	28	25	24
	総ごみ量		768	748	727	698	691

※人口には外国人登録者数を含む。

※上記とは別に、災害廃棄物（災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理を行ったもの）を次のとおり処理している。令和2年度（2020年度）：市内159t、宮城県大崎市200t（令和元年東日本台風）、令和6年度（2024年度）：石川県輪島市・珠洲市150t（令和6年能登半島地震）

※令和3年度（2021年度）は、上記とは別に町田市の不燃ごみ91tを応援処理している。

※令和5年度（2023年度）は、上記とは別に町田市・多摩市の可燃ごみ2,388tを応援処理している。

(2) 資源物の戸別回収状況 (表 4-2)

単位 [t]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
古 紙	新 聞	1,364	1,433	1,146	968	916
	ダ ン ボ ー ル	5,382	5,454	5,381	5,136	5,111
	雑 誌 ・ 雑 紙	9,142	8,505	8,065	7,539	7,231
	紙 パ ッ ク	122	124	233	227	217
	計	16,010	15,516	14,825	13,870	13,475
空 き び ん		4,147	4,041	3,860	3,679	3,546
空 き 缶		1,546	1,513	1,442	1,356	1,328
古 着 ・ 古 布		2,693	2,839	2,719	2,533	2,527
ペ ッ ト ボ ト ル		2,148	2,222	2,227	2,248	2,276
容器包装プラスチック		6,414	6,419	6,284	6,098	6,091
木 の 枝		1	34	683	692	250
生 ご み		—	—	4	17	33
合 計 ⑥		32,959	32,584	32,044	30,493	29,526

(3) 資源物の拠点回収状況 (表 4-3)

単位 [t]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
新 聞	9	10	18	22	21
ダ ン ボ ー ル	173	189	172	196	189
雑 誌 ・ 雑 紙	295	274	274	267	258
紙 パ ッ ク	(0.5 未満)	(0.5 未満)	(0.5 未満)	1	1
は が き	3	—	—	—	—
上 履 き ・ 靴	1	2	2	2	1
計 ⑫	481	475	466	488	470

※雑誌・雑紙にはシュレツダー紙を含む。

※0.5 未満の実績について、紙パックは、令和2年度(2020年度): 270 kg、令和3年度(2021年度): 230 kg、令和4年度(2022年度): 340 kg となっている。

(4) 資源集団回収状況 (表 4-4)

単位 [t]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
新 聞	1,784	1,761	1,696	1,525	1,353
ダ ン ボ ー ル	1,389	1,382	1,376	1,339	1,247
雑 誌 ・ 雑 紙	2,230	2,071	2,071	1,937	1,799
紙 パ ッ ク	81	76	76	74	69
生 き び ん	5	4	4	3	—
雑 び ん	52	50	49	35	—
ス チ ー ル 缶	37	33	31	30	30
ア ル ミ 缶	175	171	169	164	150
古 着 ・ 古 布	199	152	173	163	166
金 属 く ず	9	2	2	3	1
計	5,961	5,702	5,647	5,273	4,815
補 助 金 額 [円]	47,838,601	45,804,322	45,338,654	42,238,228	35,203,334
団 体 数 [団体]	356	353	348	339	321

第4章 ごみ・資源物量

(5) 資源化量の年度別実績 (表 4-5)

単位 [kg]

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
⑬資源物資源化量	収集	新聞	1,364,500	1,433,070	1,146,130	968,220	915,690	
		ダンボール	5,381,540	5,453,860	5,380,810	5,136,320	5,111,220	
		雑誌・雑紙	9,141,730	8,504,510	8,064,790	7,538,930	7,230,780	
		紙バック	121,750	123,960	232,720	227,000	216,500	
		空きびん	3,927,120	3,828,710	3,657,570	3,522,080	3,382,410	
		スチール缶	692,220	669,115	588,260	536,925	520,665	
		アルミ缶	751,055	739,705	758,550	736,010	727,095	
		古着・古布	2,693,220	2,838,500	2,719,490	2,532,870	2,526,880	
		ペットボトル	1,739,670	1,847,230	1,903,420	1,949,400	2,079,340	
		容器包装プラスチック	5,181,140	5,241,640	5,248,410	5,109,880	5,342,760	
	木の枝	980	33,620	677,890	683,990	250,280		
	生ごみ	—	—	4,290	17,280	33,230		
	小計		30,994,925	30,713,920	30,382,330	28,958,905	28,336,850	
	持込	拠点資源物	479,740	473,620	464,620	486,160	468,950	
		古紙	はがき (2,510)	—	—	—	—	
		上履き・靴	1,220	2,330	1,540	1,700	1,550	
	小計		480,960	475,950	466,160	487,860	470,500	
計		31,475,885	31,189,870	30,848,490	29,446,765	28,807,350		
焼却施設	戸吹清掃工場	焼却鉄	475,870	444,560	328,570	291,800	263,310	
		焼却焼却灰	7,667,060	7,393,390	5,572,450	5,396,070	4,968,870	
		家具等	—	477	1,187	3,276	19,037	
		おむつ	—	510	—	—	—	
		小計	8,142,930	7,838,937	5,902,207	5,691,146	5,251,217	
	館クリーンセンター	焼却鉄	—	—	170,300	269,310	301,260	
		焼却アルミ	—	—	23,750	47,890	38,190	
		焼却焼却灰	—	—	1,850,830	2,973,520	2,980,130	
		家具等	—	—	—	265	0	
		処理困難鉄	—	—	7,000	53,690	61,680	
		羽毛布団	—	—	—	—	1,330	
		家電雑線	—	—	—	—	1,330	
		モーター	—	—	—	—	2,030	
		基板等	—	—	—	—	350	
	小計		—	—	2,051,880	3,344,675	3,386,300	
	北野清掃工場 (令和4年9月停止)	焼却鉄	49,920	42,090	24,110	—	—	
		焼却焼却灰	2,443,270	2,369,210	944,720	—	—	
		小計	2,493,190	2,411,300	968,830	—	—	
	多摩清掃工場	焼却鉄	184,410	138,840	113,800	79,480	122,140	
		焼却非磁性物・落塵灰等	271,320	345,990	287,770	126,680	73,990	
		焼却焼却灰	2,955,570	2,580,110	2,034,110	1,688,870	2,217,240	
		小計	3,411,300	3,064,940	2,435,680	1,895,030	2,413,370	
	⑭その他中間処理後の資源化量	戸吹不燃物 処理センター	鉄	1,389,230	1,278,400	1,009,780	1,007,680	989,650
			非鉄金属	303,660	272,150	229,870	252,390	260,020
			自転車	175,020	149,120	122,420	116,480	111,850
			小型家電	205,476	174,010	150,120	149,810	152,140
			基板等	2,510	2,840	2,880	2,140	4,350
			モーター	2,040	0	0	0	9,840
			充電式電池	—	—	0	2,840	8,420
			スプレー缶等	139,530	140,980	142,120	135,480	130,100
雑線			62,970	45,400	43,810	40,100	58,020	
ガラス陶磁器			98,660	75,380	65,630	52,380	57,300	
傘等			79,060	75,660	62,240	60,700	65,710	
ゴルフクラブ			8,130	6,050	5,130	5,300	4,350	
エレキギター等			530	630	0	0	0	
フロン回収品			10,540	9,890	0	0	0	
不燃残渣			47,806	35,910	39,390	24,140	22,400	
家具等			—	289	715	1,068	933	
布団・絨毯・羽毛布団			46,470	44,250	28,210	20,670	14,250	
乾電池・蛍光管			86,591	75,234	76,816	71,355	65,480	
薬品（特定）			—	—	1	2	12	
薬品			—	—	11	7	12	
石綿含有廃棄物		—	—	1,460	0	0		
その他		40,330	38,670	42,860	46,026	53,491		
小計		2,698,553	2,424,863	2,023,463	1,988,568	2,008,328		
多摩清掃工場 不燃・粗大 処理施設		鉄	450,660	414,820	464,600	404,570	438,400	
		非鉄金属	31,690	27,480	32,420	24,050	24,650	
		自転車	4,300	3,500	26,460	18,640	13,840	
		基板等	1,840	0	2,470	0	0	
		家具・自転車破砕物等	4,980	4,600	670	1,120	560	
		フロン回収品	2,660	2,450	0	0	0	
		乾電池・蛍光管	40,030	30,630	30,320	33,080	23,240	
	その他	270	40	1,500	1,720	3,990		
	小計	536,430	483,520	558,440	483,180	504,680		
プラスチック 資源化センター	ペットボトル	(1,739,670)	(1,847,230)	(1,903,420)	(1,949,400)	(2,079,340)		
	容器包装プラスチック	(5,181,140)	(5,241,640)	(5,248,410)	(5,109,880)	(5,342,760)		
	計	(6,920,810)	(7,088,870)	(7,151,830)	(7,059,280)	(7,422,100)		
計		17,282,403	16,223,560	13,940,500	13,402,599	13,563,895		
⑮ 資源化量		⑬+⑭	48,758,288	47,413,430	44,788,990	42,849,364	42,371,245	
⑯ 資源集団回収量		5,960,881	5,701,983	5,646,635	5,272,593	4,815,008		
⑬+⑯ 総資源化量		⑬+⑯	54,719,169	53,115,413	50,435,625	48,121,957	47,186,253	

※上表とは別に、令和元年東日本台風で発生した市内の災害廃棄物(災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理を行ったもの)のうち、令和2年度(2020年度)は97,870kgを資源化している。

※戸吹不燃物処理センター

鉄：処理困難鉄・処理磁性、非鉄金属：アルミ等・選別金属、基板等：小型家電由来の電子回路基板・携帯電話、スプレー缶等：スプレー缶・ライター・炭酸ガスボンベ、その他：コンクリートブロック・バッテリー・バイクなど・不法投棄ごみ等からの資源物

※多摩清掃工場不燃・粗大処理施設

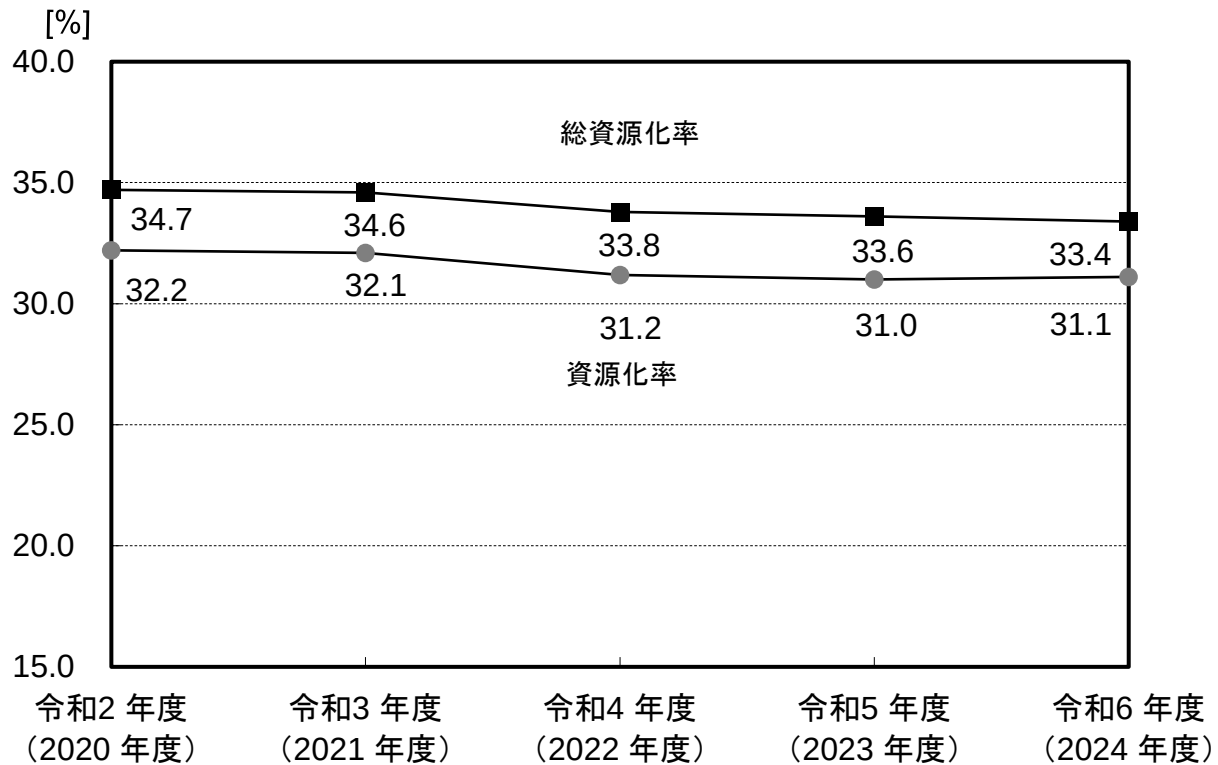
鉄：鉄類(処理後のスプレー缶分も含む)、非鉄金属：アルミ類(処理後のスプレー缶分も含む)・銅管、基板等：小型家電由来の電子回路基板・携帯電話(R2は小型家電として搬出)、家具・自転車破砕物等：自転車破砕物・羽毛布団・CD・DVD、その他：バッテリー・消火器など・不法投棄ごみ等からの資源物

(6) 収集量・持込量と資源化量 (表 4-6)

単位 [t]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
A収集ごみ量 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	93,484	90,638	87,443	83,984	82,998
B持込ごみ量 ⑨+⑩+⑪	24,649	24,171	23,644	23,134	23,370
C資源物回収量(収集・持込) ⑥+⑫	33,440	33,059	32,510	30,981	29,996
D資源物資源化量(収集・持込) ⑬	31,476	31,189	30,849	29,446	28,807
Eその他中間処理後の資源化量 ⑭	17,282	16,224	13,940	13,403	13,564
F資源集団回収量 ⑯	5,961	5,702	5,647	5,273	4,815
Gごみ量 A+B+C	151,573	147,868	143,597	138,099	136,364
H総ごみ量 A+B+C+F	157,534	153,570	149,244	143,372	141,179
I資源化量 D+E	48,758	47,413	44,789	42,849	42,371
J総資源化量 D+E+F	54,719	53,115	50,436	48,122	47,186

(7) 総資源化率及び資源化率の推移 (図 4-1)



※総資源化率及び資源化率の算出方法

$$\text{総資源化率} [\%] = \frac{\text{総資源化量 J}}{\text{総ごみ量 H}} = \frac{\text{資源物資源化量 D} + \text{その他中間処理後の資源化量 E} + \text{資源集団回収量 F}}{\text{収集ごみ量 A} + \text{持込ごみ量 B} + \text{資源物回収量 C} + \text{資源集団回収量 F}}$$

$$\text{資源化率} [\%] = \frac{\text{資源化量 I}}{\text{ごみ量 G}} = \frac{\text{資源物資源化量 D} + \text{その他中間処理後の資源化量 E}}{\text{収集ごみ量 A} + \text{持込ごみ量 B} + \text{資源物回収量 C}}$$

2 各種データ

(1) 収集量・持込量の施設別搬入実績（令和6年度（2024年度））（表4-7）

単位 [t]

区 分		搬 入 先							計
		焼 却 施 設			不燃・粗大処理施設		資 源 化 施 設		
		戸 吹 清 掃 場 工	館 ク リ ー ン セ ン タ ー	多 摩 清 掃 場 工	戸 吹 不 燃 物 理 処 理 セ ン タ ー	多 摩 清 掃 場 工	プ ラ ス チ ッ ク 資 源 化 セ ン タ ー	資 源 物 選 別 施 設	
収 集	可 燃 ご み	24,435	35,012	16,938					76,385
	不 燃 ご み				2,591	805			3,396
	粗大ごみ(可燃)	971	119						1,090
	粗大ごみ(不燃)		92		823	779			1,694
	有 害 ご み				278	72			350
	資 源 物						8,367	21,159	29,526
	不法投棄ごみ(可燃)	3							3
	不法投棄ごみ(不燃)				3				3
	側溝清掃ごみ	51	26						77
持 込	可 燃 ご み	15,547	5,819	1,415					22,781
	不 燃 ご み		101		214	274			589
	拠点資源物							470	470
計		41,007	41,169	18,353	3,909	1,930	8,367	21,629	136,364

(2) 施設別総搬入実績（令和6年度（2024年度））（表4-8）

単位 [t]

区 分	搬 入 先						計	
	焼 却 施 設		不燃・粗大処理施設		資 源 化 施 設			
	戸 吹 清 掃 工 場	館 ク リ ー ン セ ン タ ー	多 摩 清 掃 工 場	戸 吹 不 燃 物 理 処 理 セ ン タ ー	多 摩 清 掃 工 場	プ ラ ス チ ッ ク 資 源 化 セ ン タ ー		資 源 物 選 別 施 設
収 集 ・ 持 込 ご み	41,007	41,169	18,353	3,909	1,930	8,367	21,629	136,364
選 別 物	2,745		1,414	147				4,306
計	43,752	41,169	19,767	4,056	1,930	8,367	21,629	140,670

(3) 焼却施設の実績（令和6年度（2024年度））（表4-9）

単位 [t]

区 分			戸吹清掃工場		館クリーンセンター		多摩清掃工場	計	
			災害廃棄物 除く	災害廃棄物 含む	災害廃棄物 除く	災害廃棄物 含む		災害廃棄物 除く	災害廃棄物 含む
稼働日数 [日]			365		354		334	—	
搬入量			43,752	43,776	41,169	41,295	19,767	104,688	104,838
焼却	焼却灰	エコセメント	3,006	3,009	2,944	2,959	2,166	8,116	8,134
		溶融固化物等	1,963	1,963	36	36	51	2,050	2,050
	金属分		263	263	339	339	196	798	798
	埋立		—	—	—	—	—	—	—
	処理困難鉄・家具等		19	19	67	67	—	86	86
その他			—	—	82	82	—	82	82
搬出量			5,251	5,254	3,468	3,483	2,413	11,132	11,150
うち資源化量			5,251	5,254	3,386	3,401	2,413	11,050	11,068

※焼却灰は全量資源化されている。

※その他は、当該施設で焼却や売払い等をせずに他の施設へ転送したもの。

※資源化量には、その他が他の施設で資源化される量を含まない。

※災害廃棄物とは、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理を行ったものをいう。令和6年度は、令和6年能登半島地震で発生した石川県輪島市、珠洲市からの可燃ごみ150t（戸吹清掃工場24t、館クリーンセンター126t）を受け入れており、焼却灰18t（戸吹清掃工場3t、館クリーンセンター15t）をエコセメントとして資源化している。

(4) 不燃・粗大処理施設の実績（令和6年度（2024年度））（表4-10）

単位 [t]

区 分	戸吹不燃物 処理センター	多摩清掃工場	計
稼働日数 [日]	219	232	—
搬入量	4,056	1,930	5,986
有価物	1,616	482	2,098
非有価物 (乾電池・蛍光管委託処理)	488 (158)	23 (23)	511 (181)
埋立	—	—	—
可燃性	1,829	1,414	3,243
搬出量	3,933	1,919	5,852
うち資源化量	2,009	505	2,514

※（ ）は内数を表す。

※搬入量と搬出量は、蒸発や一時保管等の理由で一致しない場合がある。

※可燃性は戸吹清掃工場及び多摩清掃工場で焼却処理する。

※資源化量には、搬出した可燃性が焼却処理後に資源化される量を含まない。

※資源化量に粗大再生品、乾電池・蛍光管の資源化された量を含む。

(5) プラスチック資源化センターの実績（令和6年度（2024年度））（表4-11）

単位 [t]

区 分	容器包装 プラスチック	ペットボトル	計
稼働日数 [日]	257	257	—
搬入量	6,091	2,276	8,367
再商品化	5,343	2,079	7,422
可燃性	—	—	880
不燃性	—	—	4
搬出量	—	—	8,306
うち資源化量	5,343	2,079	7,422

※搬入量と搬出量は、蒸発や一時保管等の理由で一致しない場合がある。

※可燃性と不燃性は合わせて搬出しているため合計値のみを記載する。

※可燃性は戸吹清掃工場で焼却処理する。

※不燃性は戸吹不燃物処理センターで選別処理する。

※資源化量には、戸吹清掃工場と戸吹不燃物処理センターで処理され資源化される量を含まない。

(6) ニツ塚最終処分場・エコセメント化施設年度別実績 (表 4-12)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
不 燃 残 渣	埋立重量 [t]	—	—	—	—	—
	埋立容量 [m ³]	—	—	—	—	—
	搬入配分量 [m ³]	0	0	0	0	0
	搬入配分貢献量 [m ³]	0	0	0	0	0
焼 却 残 渣	埋立重量 [t]	—	—	—	—	—
	埋立容量 [m ³]	—	—	—	—	—
	エコセメント化施設 搬入量 [t]	12,668	11,234	8,199	7,976	8,116
	搬入配分量 [t]	11,076	10,980	10,881	10,248	9,667
	搬入配分貢献量 [t]	-1,592	-254	2,682	2,272	1,551

※平成7年(1995年)3月から平成10年(1998年)4月までは谷戸沢処分場へ、それ以降はニツ塚処分場へ搬入している。

※搬入配分量とは東京たま広域資源循環組合が各組織団体に対して年度ごとに設定している廃棄物搬入量の目標値のことをいう。

※搬入配分貢献量とは搬入配分量から搬入実績量を差し引いたものをいう。

※令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の「エコセメント化施設搬入量」に新型コロナウイルス宿泊療養施設分各2tは含まない。したがって本市のエコセメント化量の総量は令和2年度(2020年度):12,670t、令和3年度(2021年度):11,236tとなる。

※令和2年度(2020年度)及び令和6年度(2024年度)は、上記とは別に、災害廃棄物の焼却灰をエコセメント化施設に搬入している。

令和2年度(2020年度):宮城県大崎市88t(令和元年東日本台風)

令和6年度(2024年度):石川県輪島市・珠洲市18t(令和6年能登半島地震)

※令和5年度(2023年度)は、上記とは別に、町田市・多摩市の応援ごみの焼却灰163tをエコセメント化施設に搬入している。

(7) 最終処分場搬入実績累積量 (表 4-13)

谷戸沢処分場搬入実績累積量 (平成6年度(1994年度)～平成10年度(1998年度))	68,926 m ³
ニツ塚処分場搬入実績累積量 (平成9年度(1997年度)～令和6年度(2024年度))	182,575 m ³
エコセメント化施設搬入実績累積量 (平成18年度(2006年度)～令和6年度(2024年度))	208,385 t

※令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の「エコセメント化施設搬入量」に新型コロナウイルス宿泊療養施設分各2tは含まない。したがって本市のエコセメント化施設搬入実績累積量の総量は208,389tとなる。

3 ごみ処理基本計画進捗状況

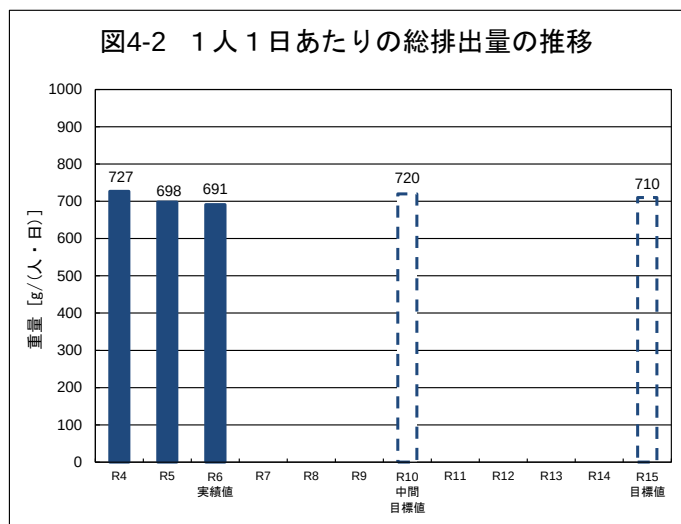
(1) ごみ処理基本計画概要

本市では、平成31年（2019年）3月に策定した「八王子市ごみ処理基本計画『循環型都市八王子プラン』」の見直しを行い、令和6年（2024年）3月に「循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）」として改定した。本計画は、10年後の将来を見据えて市民及び事業者と市が自らの行動を継続的に取り組むための具体的な行動計画を示すもので、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とし、令和10年度（2028年度）を中間目標年度、令和15年度（2033年度）を目標年度とする。

(2) 計画の目標値と令和6年度（2024年度）実績

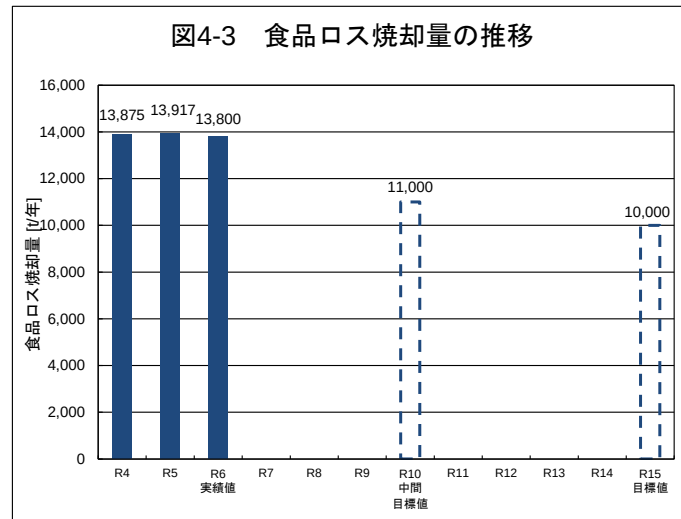
ア 1人1日あたりの総排出量

1人1日あたりの総排出量（総ごみ量の原単位 表4-1 参照）を令和10年度（2028年度）までに720g以下、令和15年度（2033年度）までに710g以下に削減することを目標にしており、令和6年度（2024年度）実績は、前年度より7g少ない691gとなった。これは、家庭系のごみ・資源物量が全体として減少傾向にあるためと考えられる。



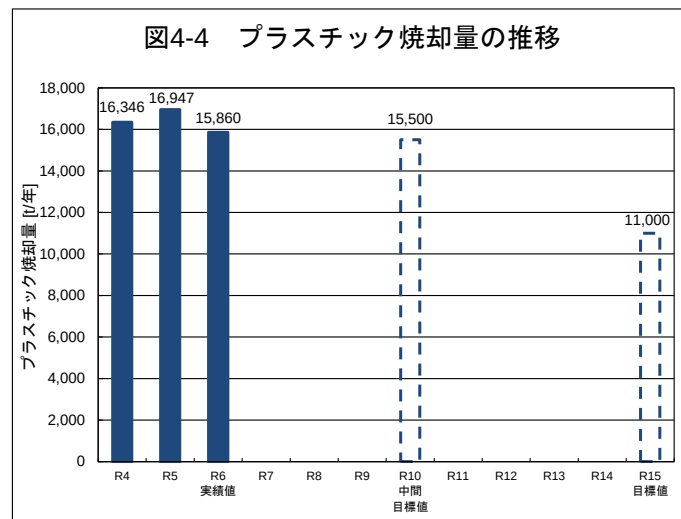
イ 食品ロス焼却量

食品ロス焼却量を令和10年度（2028年度）までに11,000 t/年以下、令和15年度（2033年度）までに10,000 t/年以下に引き下げることを目標にしており、令和6年度（2024年度）実績は13,800 t/年、令和5年度（2023年度）と比較して0.8 %の減少となった。これは、総焼却量の減少に伴うものである。



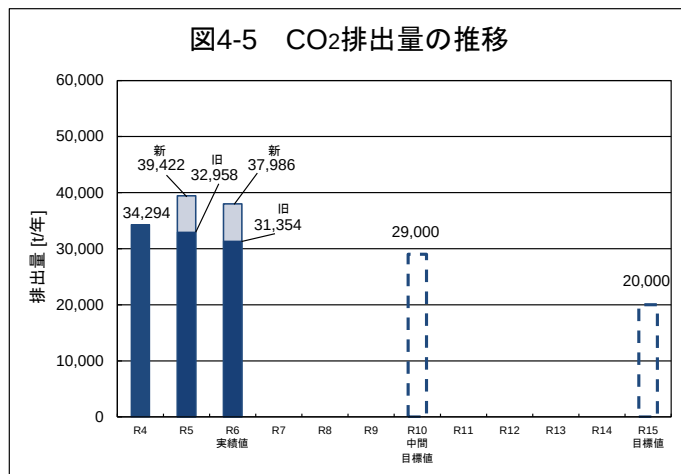
ウ プラスチック焼却量

プラスチック焼却量を令和10年度（2028年度）までに15,500 t/年以下、令和15年度（2033年度）までに11,000 t/年以下に引き下げることを目標にしており、令和6年度（2024年度）実績は15,860 t/年、令和5年度（2023年度）と比較して6.4 %の減少となった。これは、総焼却量の減少に伴うものである。



エ CO₂（二酸化炭素）排出量

CO₂排出量を令和10年度（2028年度）までに29,000 t/年以下、令和15年度（2033年度）までに20,000 t/年以下に引き下げることを目標にしており、令和6年度（2024年度）実績は31,354 t/年、4.9%の減少となった。この主な要因は、焼却量の減少により、焼却由来のCO₂排出量が減少したことが考えられる。



※ごみ処理施設からの排出分及び収集車からの排出分を対象とする。

※収集車については、直営分に加え委託分も対象とする。

※清掃工場における売電分と自己託送分を差し引いた形で、排出分を算出する。

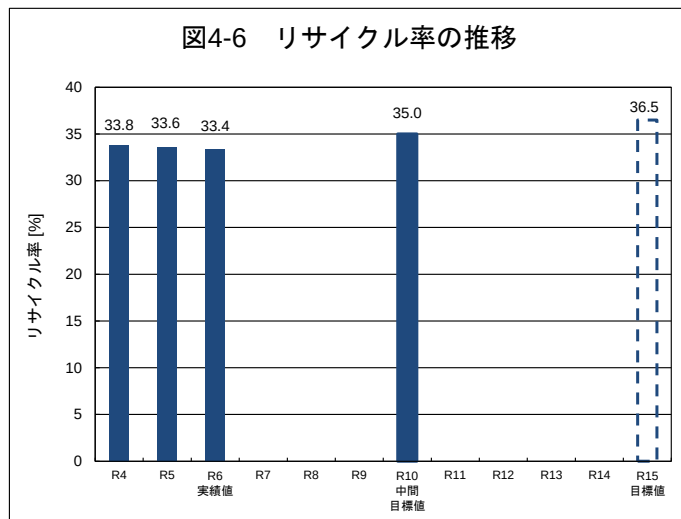
※令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の実績の算定方法

旧：従来の算定方法によるもの。

新：「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（令和5年（2023年）9月1日改正）」による新たな算定方法によるもの。

オ リサイクル率

リサイクル率（総資源化率 図4-1 参照）を令和10年度（2028年度）時点で35%以上、令和15年度（2033年度）時点で36.5%以上に引き上げることを目標にしており、令和6年度（2024年度）実績は、前年度より0.2%低い33.4%となった。これは主に、ごみ・資源物量が全体として減少傾向にある中で、資源物の減少率がやや高かったためと考えられる。特に、資源物としての木の枝の回収が申込制となり、その一部が可燃ごみとしての排出量に移ったこともその一因と推察される。



4 ごみ有料化後の状況

本市は、平成16年（2004年）10月から人口30万人以上の都市としては全国で初めてごみ有料化と戸別回収を同時に実施した。これを契機として市民の意識が高まり、ごみ減量への取り組みが行われたことにより、平成16年度（2004年度）から3年連続リサイクル率第1位、2年連続リデュース第1位（平成18年度（2006年度）は第2位）（人口50万人以上の都市）という成果を得ることができた。平成29年度（2017年度）からは、3年連続でリデュース第1位となり、令和2年度（2020年度）に第3位となったものの、令和3年度（2021年度）からは再び第1位となっている。（環境省発表）。

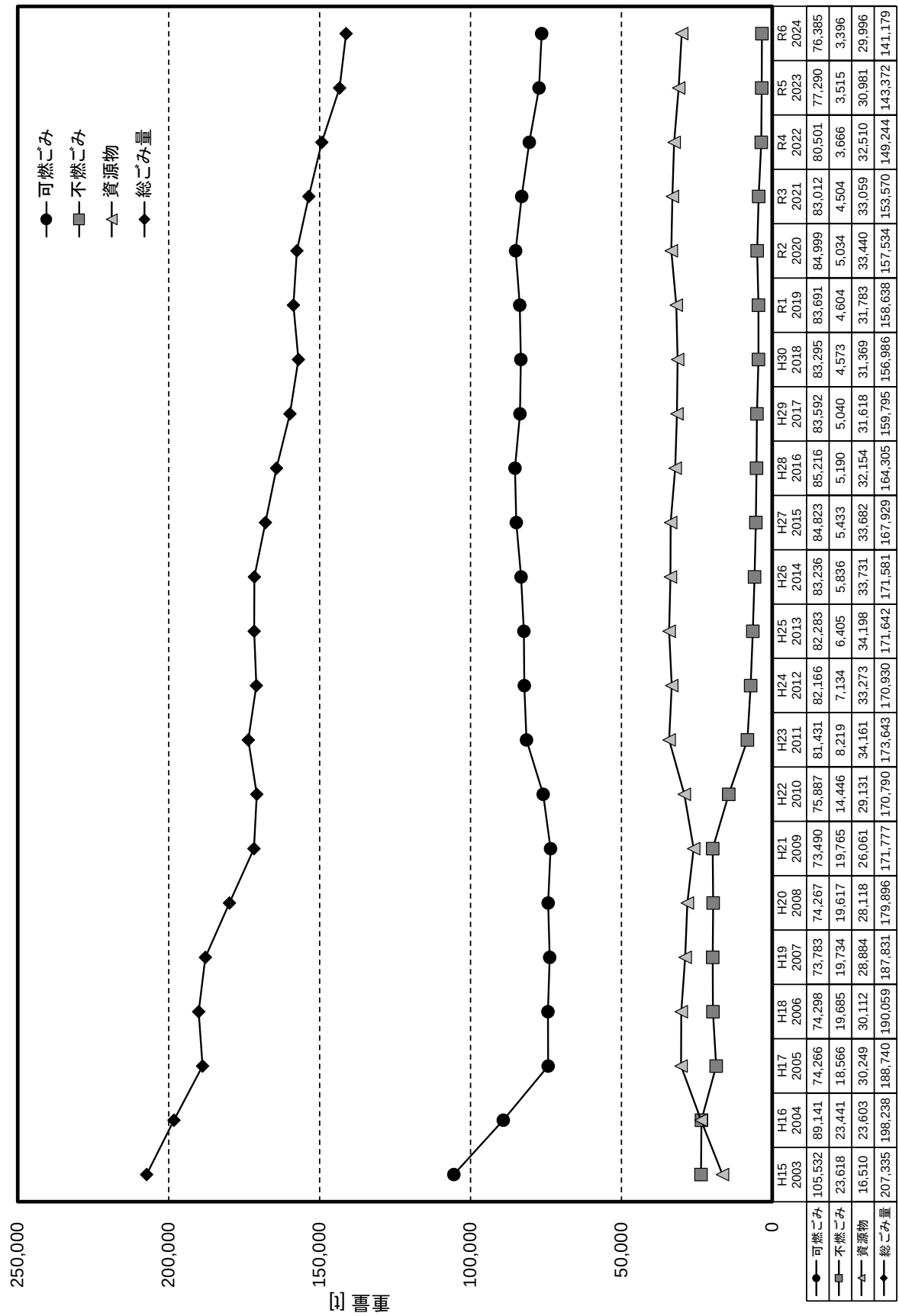
表4-14：人口50万人以上都市のリデュース（1人1日あたりの総排出量）とリサイクル率全国順位の推移【環境省発表】

年 度	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
リデュース	1位	2位	3位	2位	3位	2位	3位	2位	3位	2位	1位	2位	1位	3位	1位	2位	1位	2位	1位	2位
リサイクル率	1位	2位	4位	6位	4位	2位	3位	4位	3位	4位	3位	4位	3位	4位	3位	2位	1位	2位	1位	2位

※環境省が発表するランキングのリサイクル率には、エコセメント化によるリサイクル量は含まれていない。

令和6年度（2024年度）は、ごみ有料化導入前の平成15年度（2003年度）と比較すると、可燃ごみの収集量（表4-1 ②）は29,147 t、不燃ごみの収集量（表4-1 ③）は20,222 t、可燃ごみと不燃ごみ合わせて49,369 t、38.2%の減量となった。また、資源物の回収量（表4-1 ⑥⑫）は13,486 t、81.7%増加している。

図 4-7：可燃ごみ収集量、不燃ごみ収集量、資源物回収量、総ごみ量



第5章 事業紹介

1 収集制度

(1) 家庭系ごみ及び資源物の分別種類（表 5-1）

		主 な 分 類	排 出 方 法
家庭系ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、草、芝、木の枝葉、プラスチック製品（容器包装以外のもの）、革・ゴム製品等	指定収集袋(青)で排出する。 資源化対象外の枝は束ねて、葉、雑草、芝は透明又は半透明の袋で排出する。
	不燃ごみ	金属・ガラス・せとの類	指定収集袋(黄)で排出する。 (危険な物は厚紙で包む等の工夫をして排出する。)
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池、スプレー缶、ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジ、小型充電式電池が外せない小型家電	透明又は半透明の袋で排出する。(スプレー缶、ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジは、中身の使い切ったもの)
	粗大ごみ	家具、家電製品（家電リサイクル法対象品とパソコンは除く）、自転車等	収集（依頼）又は直接搬入する。
資源物	古紙	新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック	ひもで十字にしぼる。シュレッター紙は紙袋に入れる。
	空きびん	飲料や食品の入っていたびん	ふたをとり水ですすぐ。
	空き缶	飲料や食品の入っていた缶	水ですすぎ、軽くつぶす。
	古着・古布	衣類、シーツ、タオル、毛布等	透明又は半透明の袋で排出する。
	ペットボトル	清涼飲料、醤油、酒、みりん等	キャップとラベルをとり水ですすぎ、軽くつぶす。
	容器包装プラスチック	プラマークがついているもの	汚れを落として排出する。
	木の枝	家庭で剪定された木の枝	ひもで束ねて排出する。

(2) 家庭系ごみ及び資源物の収集形態（表 5-2）

		収 集 回 数	収 集 曜 日	収 集 地 区 数	収 集 体 制	排 出 場 所	備 考
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み	週2回	月・木 又は火・金	市全域を8区分	委託収集	戸建は各戸の前、 集合住宅等は集積所	袋収集、コンテナ収集、ロータリードラム収集
	不 燃 ご み	4週に1回	月～金	市全域を2区分			透明・半透明の袋に入れて排出
	有 害 ご み	2週に1回					事前にごみ総合相談センターへ収集を依頼
	粗 大 ご み	随 時					ひもで十字にしぼり排出
資 源 物	古 紙 （ 新 聞 ）	4週に1回	月～金	市全域を2区分			ひもで十字にしぼり排出 紙袋に入れ十字にしぼり排出
	古紙（雑誌・雑紙）	2週に1回	水	市全域を8区分			ひもで十字にしぼり排出
	古紙（ダンボール、紙 パ ッ ク ）		月～金	市全域を2区分			ひもで十字にしぼり排出
	空 き び ん						容器に入れて排出
	空 き 缶						透明・半透明の袋に入れて排出
	古 着 ・ 古 布						透明・半透明の袋に入れて排出
	ペ ッ ト ボ ト ル	2週に1回 (7・8・9月は週1回)		市全域を3区分			容器に入れて排出
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	週1回		市全域を2区分	直営収集	事前に木の枝収集受付ダイヤルへ回収を依頼	
	木 の 枝	随 時					

(3) 事業系ごみの収集形態（少量排出事業系ごみを除く）（表 5-3）

	収 集 体 制
可 燃 ご み	収集・運搬許可業者又は事業者自らが処理施設（清掃工場）に搬入

(4) 少量排出事業系ごみの収集形態（表 5-4）

	収 集 回 数	収 集 曜 日	収 集 地 区 数	収 集 体 制	排 出 場 所	備 考
可 燃 ご み	週2回	月・木 又は火・金	市全域を8区分	委託収集	申込時に登録した場所	事業系指定袋で1回に60リットルまで
不 燃 ご み	4週に1回	月～金	市全域を2区分			事業系指定袋で1回に20リットルまで
有 害 ご み						事業系指定袋で1回に1袋まで
古 紙（新 聞）	4週に1回	月～金	市全域を2区分			1回に4束まで
古 紙（雑誌・雑紙）	2週に1回	水	市全域を8区分			1回に2束まで
古 紙（ダンボール、紙パック）		月～金	市全域を2区分			

2 分別回収・資源化事業（各回収量・資源化量については表 4-2、表 4-3、表 4-5 を参照）

(1) 古紙分別回収事業

新聞、ダンボール、雑誌・雑紙については、平成4年（1992年）3月からモデル回収事業として、週3回の可燃ごみ収集とは別に週1回の「古紙回収日」を設け、市が直接収集していた。平成6年（1994年）4月から、可燃ごみの週3回収集から週2回収集への変更に伴い、全市域で古紙分別回収を開始した。

紙パックについては、平成4年（1992年）9月に牛乳パックの集団回収団体で構成されている「八王子市紙容器・紙パックリサイクル会」と資源運搬業者、行政の三者が協力して拠点回収を開始した。

古紙分別回収事業は平成16年（2004年）10月から全市域で隔週による分別回収を開始し、平成22年（2010年）10月から戸別回収している。紙パックの拠点回収は平成24年（2012年）3月で終了した。

(2) 空きびん分別回収事業

平成2年（1990年）11月から空きびんモデル回収事業を実施した。その後、段階的に対象地域を広げ、平成6年（1994年）12月から全市域に拡大し、平成22年（2010年）10月から戸別回収している。

(3) 空き缶分別回収事業

平成9年（1997年）9月から一部地域でモデル回収事業を実施。平成10年（1998年）6月から全市域に拡大し、平成22年（2010年）10月から戸別回収している。

(4) 古着・古布分別回収事業

平成 10 年（1998 年）10 月から全市域で古着・古布分別回収事業を実施。平成 16 年（2004 年）10 月から毎月 1 回収をした。平成 22 年（2010 年）10 月から戸別回収を開始するとともに、隔週回収に変更している。

(5) ペットボトル拠点回収・分別回収事業

平成 8 年（1996 年）6 月から、元八王子町一丁目から三丁目までを対象にモデル回収事業を実施。平成 10 年（1998 年）10 月から平成 25 年（2013 年）9 月まで、市内のペットボトルを扱っているスーパーや酒店等の協力により、店頭等に回収ボックスを設置し、週 2 回の回収を行った。また、平成 16 年（2004 年）10 月から拠点回収に加え、全市域で隔週（平成 17 年（2005 年）より 7 月から 9 月は毎週）による分別回収を開始し、回収したペットボトルを戸吹ペットボトル保管施設において圧縮梱包した。平成 22 年（2010 年）10 月からは戸別回収を開始するとともに、回収したペットボトルをプラスチック資源化センターにおいて圧縮梱包している。

(6) 容器包装プラスチック分別回収事業

平成 12 年（2000 年）10 月から平成 16 年（2004 年）3 月まで、元八王子町一丁目から三丁目までの約 4,000 世帯を対象に、モデル回収事業として分別回収を実施。平成 16 年（2004 年）10 月から全市域で回収品目をボトル容器、発泡スチロール製の容器・トレイ・緩衝材に限定して分別回収を開始した。平成 22 年（2010 年）10 月からは回収品目をすべてのプラスチック製容器包装に拡大し戸別回収を開始した。回収したプラスチック製容器包装はプラスチック資源化センターにおいて圧縮梱包している。

(7) 木の枝分別回収事業

平成 30 年（2018 年）6 月から、市内一部地域でモデル回収事業を実施。令和 4 年（2022 年）4 月からは全市域に拡大し、資源物として回収を開始した（令和 6 年度は申込制により実施）。

なお、当回収事業は令和 6 年度（2024 年度）末で終了となった。

(8) 事業系古紙拠点回収事業

平成 20 年（2008 年）2 月から、主に事業者を対象として古紙無料持込場所（ストックヤード、ストックスペース）を清掃施設及び市民部事務所等に設置している。

(9) 児童・生徒の上履き及び靴拠点回収事業

平成 29 年（2017 年）3 月から市内の一部小・中学校で不要となった児童・生徒の上履き及び靴を回収するモデル事業を実施。令和 2 年（2020 年）2 月から市内全小・中学校及び義務教育学校に対象を拡大し、回収した上履き及び靴は、海外でのリユース等に活用されている。

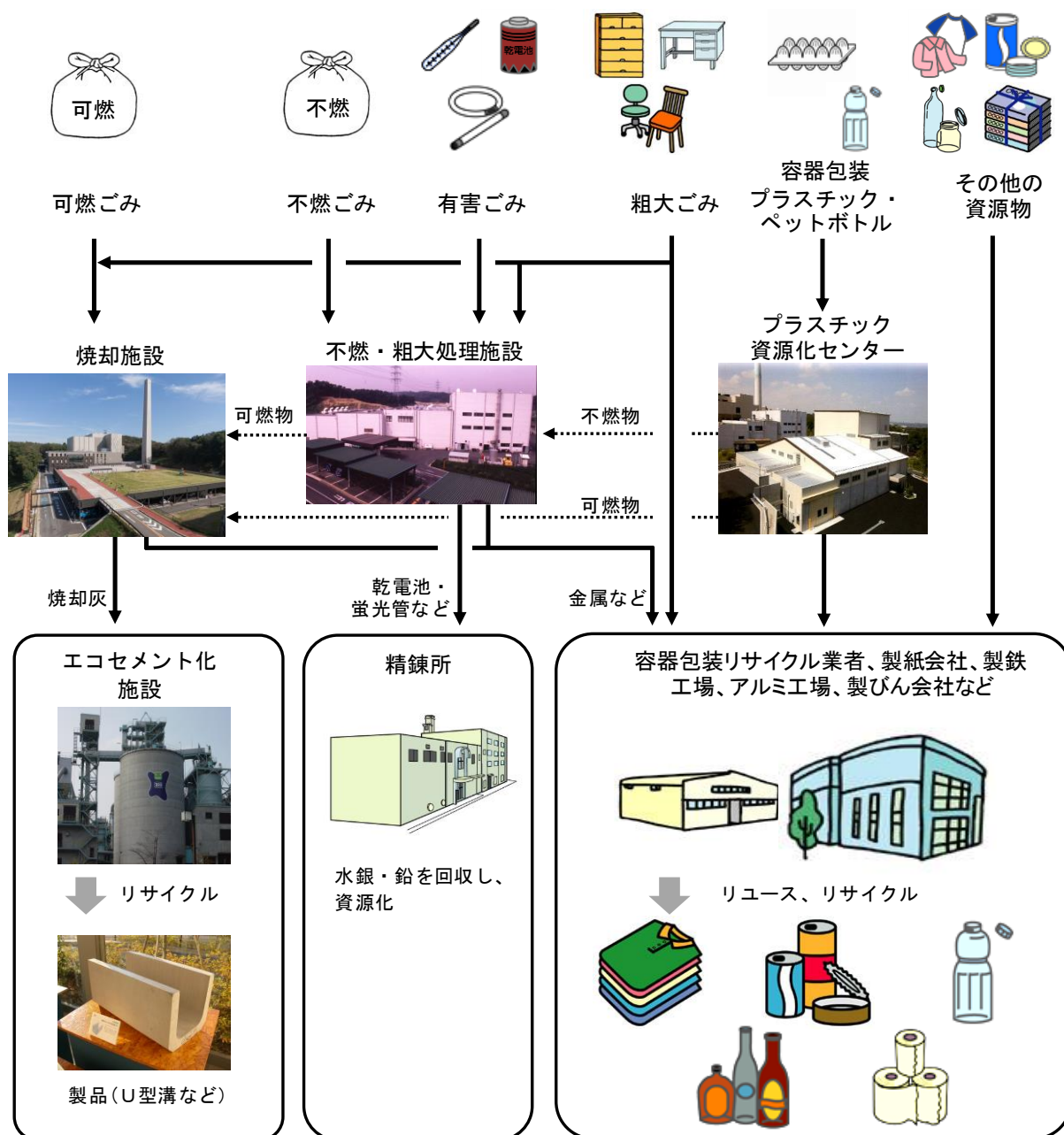
家庭系ごみ・資源物処理の流れ（図5-1）



戸建住宅



集合住宅等



3 資源集団回収事業

昭和55年（1980年）6月に市内2地区をごみ減量モデル地区に指定し、集団回収によるごみ減量に効果をあげるとともに、ごみ減量運動の推進に努めてきた。昭和61年度（1986年度）からは市内の住民団体等が実施する資源集団回収事業に対し、その回収量に応じて補助金を交付している。また、平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間、集団回収モデル事業として商店会が集団回収として回収した古紙の量に応じて補助金を給付した（参加数は3商店会）。令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、予定通りの実施が困難な団体が出たため、補助金交付要件の「年3回以上の実施」について条件付きで緩和していたが、令和4年度（2022年度）から例年通りの要件で実施している。令和6年度（2024年度）には補助対象品目及び補助単価の見直しを行い、びん類は補助対象外とした。

（1）資源集団回収状況（表4-4）※再掲

単位 [t]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
新 聞	1,784	1,761	1,696	1,525	1,353
ダ ン ボ ー ル	1,389	1,382	1,376	1,339	1,247
雑 誌 ・ 雑 紙	2,230	2,071	2,071	1,937	1,799
紙 パ ッ ク	81	76	76	74	69
生 き び ん	5	4	4	3	—
雑 び ん	52	50	49	35	—
ス チ ー ル 缶	37	33	31	30	30
ア ル ミ 缶	175	171	169	164	150
古 着 ・ 古 布	199	152	173	163	166
金 属 く ず	9	2	2	3	1
計	5,961	5,702	5,647	5,273	4,815
補 助 金 額 [円]	47,838,601	45,804,322	45,338,654	42,238,228	35,203,334
団 体 数 [団体]	356	353	348	339	321

（2）補助単価（表5-5）

単位 [円/kg]

回収品目	紙 類				布類	金 属 類		
	新聞	ダン ボール	雑誌	紙 パック		スチール 缶	アルミ 缶	金属 くず
補助単価	7	7	7	10	7	10	15	10

（3）団体の分類（表5-6）

単位 [団体]

団 体	子供会 育成会	町 会 自治会	P T A 父母会	住宅管 理組合	老人会	児童会 生徒会	福 祉 団 体	その他	計
団 体 数	44	106	10	124	5	1	18	13	321

4 家庭用ごみ・資源物収集カレンダー&出し方

可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物等の収集日の周知、並びにごみと資源物の正しい出し方を徹底するため、町別に20種類の令和7年度（2025年度）版「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー&出し方」を作成し、全戸配布を行った。また、視覚・聴覚障害者向けの点字版と音声版（テープ・CD・デイジー）の収集カレンダーと、ごみ・資源物の分別方法等を翻訳した外国人向けの補助冊子（9か国語）を作成することにより、該当市民向けの周知を行った。令和6年（2024年）10月から、市民の利便性向上と資源循環行政のDX推進を図るため、ごみカレンダーアプリ「さんあ〜る」の運用を開始した。

なお、転入者・転居者向けのカレンダー及び外国人向け補助冊子は窓口で配布している。

〔発行部数（日本語版）〕	398,300 部
〔発行部数（点字版・音声版）〕	116 部
〔発行部数（外国語版補助冊子）〕	9,000 部

5 広報はちおうじ「ごみゼロ通信」

ごみの減量・資源化について市民に周知するための広報紙として、広報はちおうじ折込「ごみゼロ通信」を毎年発行し、全戸配布している。

〔発行部数〕	289,475 部
--------	-----------

6 インターネット・ホームページの活用

平成10年度（1998年度）から本市のホームページや公式YouTubeチャンネル、ごみ・資源物収集カレンダーなどを通じて、ごみと資源物の正しい出し方やごみ減量及びリサイクルに関する情報を掲載し啓発を行っている。

7 シンボルマーク及びリサイクルマスコットの活用

「ハート・リサイクルはちおうじ」

心の豊かさとゆとり、ものの大切さをハートで表現し、矢印でリサイクルを象徴している。

ごみ減量キャンペーンの一環として、市民からリサイクルのシンボルマークを募集し、平成4年度（1992年度）に最優秀作品を本市のシンボルマークに決定した。

リサイクルマスコット「クルリ」

「リサイクル」の「クル」と「オオルリ」の「ルリ」を合わせて「クルリ」と命名した。

市民に親しみやすくりサイクル意識を啓発するために、平成5年度（1993年度）の第4回リサイクルまつりでリサイクルマスコットを募集。市の鳥「オオルリ」に決定し、翌年の第5回リサイクルまつりで「クルリ」と命名。市のポスター、ちらし等の印刷物に掲載し、広く市民にリサイクルを呼びかけている。

「マイバッグシンボルマーク」

英字のMYをハート型にデザインし微笑む顔にすることで、マイバッグを持つ人の「レジ袋はいりません」というごみ減量への優しい気持ちを表現している。

マイバッグ持参運動を開始するに当たり、平成17年度（2005年度）に市民から公募し、マイバッグシンボルマークを決定し、市が作成したマイバッグ等に印刷してマイバッグの普及に活用している。

戸吹クリーンセンターマスコット「プクリン」

プラスチック資源化センター竣工時にこれまでの可燃ごみ、不燃ごみに加えプラスチック等も処理するということから、プラスチック＋クリーンで「プクリン」と命名した。

平成22年（2010年）のプラスチック資源化センターの稼動に伴い、平成24年（2012年）に見学用のイメージキャラクターとして作成された。パンフレットや環境イベント等で、戸吹クリーンセンターの紹介や、分別の啓発に活用している。

8 出前講座

市民にごみの減量と再利用の大切さを学んでもらうことを目的として、平成10年（1998年）10月から実施している「はちおうじ出前講座」により「ごみの減量とリサイクル」について講座を開いた。

〔出前講座開催件数〕	62件
〔受講者数〕	4,317名

9 イベント参加

「フラワーフェスティバル由木」「健康フェスタ・食育フェスタ」「環境フェスティバル」「市民食育イベント」「消費生活フェスティバル」などのイベントに参加し、広く市民に啓発活動を展開している。令和6年度（2024年度）は、家庭でできる食品ロス削減の取組、ごみカレンダーアプリ及びごみ・資源物の適正な排出方法の周知を中心に啓発を行った。

10 戸吹クリーンフェスタの開催

環境施設の集まる戸吹地区をより市民に親しんでもらうため、地元町会や企業などと連携し、環境啓発、模擬店、リユース品無料抽選会、少年野球教室等を開催した。

〔開催日〕	令和6年（2024年）10月27日
〔来場者数〕	1,200名

11 八王子市廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）制度

平成6年（1994年）8月に町会・自治会ごとの推薦によって、推進員制度を発足させた。任期は2年間。ごみ問題やリサイクルについて行政と市民をつなぐ地域のリサイクルリーダーとして、地域住民へのごみ減量・リサイクルについての啓発、資源物の持ち去り防止の協力、不法投棄の発見通報等の活動を担っている。

〔リサイクル推進員数（令和6年度（2024年度）末）〕	354名
-----------------------------	------

12 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

集合住宅におけるごみ・資源物適正排出及び集積所適正管理の確立を図るため、平成18年（2006年）7月から「出し方ルール・集積所維持管理」が適正な集合住宅の集積所を、優良集積所として認定する制度を開始した。認定された集積所へ優良認定マーク及び認定証を交付することで、居住者等へ減量・分別意識の更なる高揚を図っている。

〔優良集積所認定数（令和6年度（2024年度）末）〕	128件
----------------------------	------

13 食品ロスの削減促進

食品ロスの発生を抑制するために、平成 28 年度（2016 年度）から広報やイベントで本格的な普及啓発を開始した。同年 10 月には、東京造形大学と締結した包括連携協定に基づき、食品ロス削減プロジェクトを開始。市内の飲食店の協力のもと、同大学の学生が考案した啓発用のポスター及びステッカーを飲食店に掲示し、八王子駅前の 10 店舗で食べきりを呼びかける取り組みをスタートした。その後、小盛りメニューの提供やばら売りを実施するなど、プロジェクトに参加する店舗を段階的に拡大し、令和元年度（2019 年度）には、食品ロス削減に賛同する店舗を「八王子市完食応援店」と定めた。また、令和 4 年（2022 年）10 月から、食料品販売店や飲食店から発生する食品ロスを削減するため、これらの店舗と消費者の需要をウェブ上でマッチングするフードシェアリングサービス「タベスケ Hachioji」を開始した。

このほか、市内イベント、八王子駅南口総合事務所内でのパネル展示、各図書館での関連図書のテーマ展示などを通じて、食品ロス削減を呼びかけるとともに、令和 6 年度（2024 年度）は、食品ロス削減月間の取組として、外部講師による食品ロス削減に向けた市民向けの講演会を行った。

・フードシェアリングサービス「タベスケ Hachioji」

〔取引成立件数〕	1,493 件
〔食品ロス削減量〕	783.47 kg

14 生ごみ資源化普及事業

家庭から出る可燃ごみの約 40%を占める生ごみの減量活動の一環として、ダンボールコンポスト等の普及を図るため、生ごみたい肥化の講習会やダンボールコンポストの出前講座を実施している。また、市内の一部小学校の 4 年生に対し、ダンボールコンポストを活用した生ごみ減量・たい肥化事業を実施した。

〔生ごみたい肥化に関する講習会〕	36 回	参加者 369 名
〔ダンボールコンポスト校内活用〕		参加校 4 校

15 生ごみ処理機器等購入費の補助

昭和 60 年（1985 年）4 月からごみ減量運動の一環として生ごみ堆肥化容器を斡旋し購入費の一部を補助していた。平成 10 年度（1998 年度）から、従来の斡旋制度に代わり、処理機器等すべての機種について購入費の一部を補助してきた。平成 19 年（2007 年）4 月から、更なる生ごみの減量を図るため、制度を見直し、補助額を引き上げた。平成 24 年度（2012 年度）から、ダンボールコンポストとダンボールコンポスト専用基材及び発酵促進剤も補助対象とし、平成 27 年（2015 年）9 月からはダンボールコンポストと専用基材の補助率を引き上げた。令和 4 年（2022 年）2 月に本市が「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことに伴い、同年 10 月から電気式処理機を補助対象から除外した。

表 5-7：生ごみ処理機器等購入費の補助

単位 [件]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生 ご み 処 理 機 器	ダンボールコンポスト	378 (452)	334 (405)	454 (528)	539 (603)	433 (492)
	コンポスト	51 (54)	59 (61)	59 (70)	65 (74)	45 (51)
	密閉式容器	11 (15)	8 (9)	15 (22)	16 (24)	20 (25)
	電気式処理機	122 (122)	76 (76)	36 (36)	— (—)	— (—)
そ の 他	ダンボールコンポスト専用基材	142 (256)	149 (293)	204 (376)	187 (333)	136 (265)
	発酵促進剤	23 (36)	23 (23)	— (72)	— (79)	— (70)
計		727 (935)	649 (867)	768 (1,104)	807 (1,113)	634 (903)
補助金額 [円]		2,999,002	2,499,320	2,371,567	2,203,756	1,606,735

※左側の数は申請件数、() については補助対象個数とする。

※発酵促進剤については、生ごみ処理機器と同時に申請されたもののみ補助対象としている。

16 海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみ問題を周知するため、南大沢図書館で関連図書のテーマ展示を行った。

17 社会科副読本

昭和 58 年度（1983 年度）から環境学習の一環として、市立小学校 4 年生を対象とした社会科副読本「きれいなまち八王子」を作成し、授業に使用している。令和 3 年度（2021 年度）からは、市立学校における学習用端末の導入に伴い、授業で使用する副読本を電子書籍として作成している。

18 施設見学・職場体験

市民のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を目的として、施設見学や職場体験の受け入れを行った。

〔受け入れ人数（戸吹クリーンセンター）〕	946 名
〔受け入れ人数（館クリーンセンター）〕	9,673 名

19 事業者へのごみの減量・適正排出指導

(1) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出

一定規模以上（延床面積 3,000 m²以上または事業系一般廃棄物の排出量が年間 20 t 以上）の建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任、再利用計画書等の提出を義務付けている。

〔対象事業所〕 596 事業所

〔再利用計画書届出〕 559 事業所

(2) 訪問指導

市内の事業者に対し、ごみの減量や適正排出を促進するため、訪問指導を実施した。

〔訪問件数〕 53 件

(3) 搬入物検査（内容物検査）

清掃工場への不適正搬入を抑制するため、事業系一般廃棄物の搬入物検査（内容物検査）を実施した。

〔検査台数〕 50 台

20 ふれあい収集

ごみを排出することが困難な高齢者・身体障害者世帯等を対象に、ごみ・資源物を戸別に収集し、在宅での生活支援を行った。

〔ふれあい収集件数〕 699 件

〔うち声かけ件数〕 151 件

21 ごみゼロ社会推進協議会の運営

廃棄物減量・再利用推進審議会が環境審議会に統合されたことに伴い、平成 18 年度（2006 年度）に「ごみゼロ社会推進協議会」を設置した。廃棄物の減量及び再利用の促進等について委員から意見を聴取し、施策の具体化を図る。令和 6 年度（2024 年度）は、食品ロス削減月間の取組やごみ分別アプリの導入について協議した。

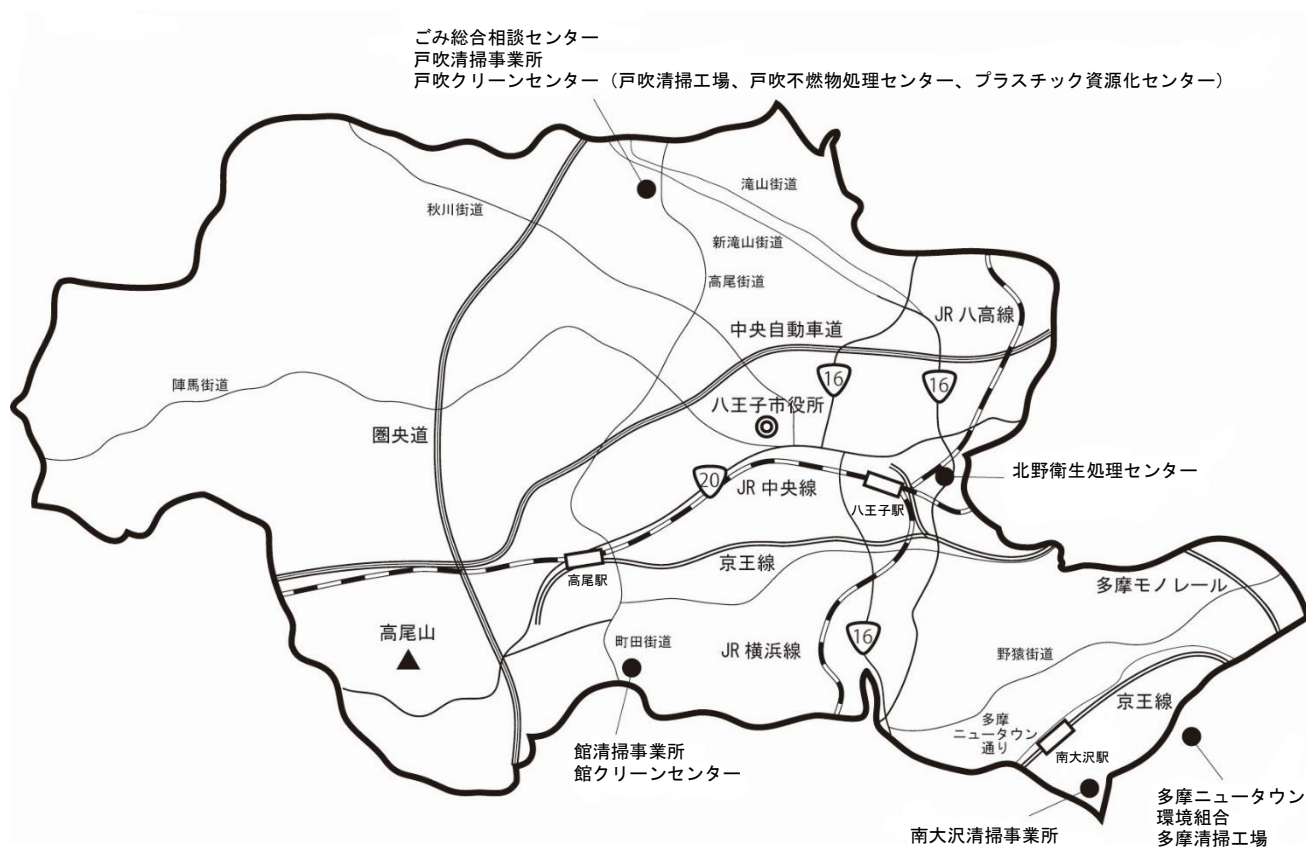
〔委員数〕 14 名

<memo>

第6章 施設・車両

1 ごみ処理施設

(1) 八王子市清掃関連施設配置図（図 6-1）



(2) 戸吹清掃事業所・戸吹清掃工場

所在地 : 八王子市戸吹町 1916 番地

面積 : 21,444.66 m² (公簿)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ焼却場 平成6年(1994年)5月20日 第110号

表 6-1 : ごみ処理(焼却)施設概要

建設年月日		着工	平成 6 年（1994 年）9 月	
		竣工	平成 10 年（1998 年）3 月	
延命化工事 年 月 日		着工	平成 28 年（2016 年）3 月	
		竣工	令和 元年（2019 年）9 月	
建物の構造・面積		鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・PH2階・地下2階建 14,901.63 m ²		
炉の形式		全連続燃焼式機械炉（ストーカ式）		
焼却能力		300 t/日（100 t/日 × 3 基） ※令和6年（2024 年）3 月から1基休止中		
可燃破砕機		二軸せん断式 30 t/5 h		
設計施工者		日本鋼管株式会社		
事業費		総工事費	22,721,800 千円	
事業費（延命化工事）		総工事費	4,535,460 千円	
公害対策	除塵	バグフィルター	3 基（3 炉）	※令和6年（2024 年）3 月から1基休止中
		能力	処理ガス量	32,000 m ³ N/h
			出口含じん量	0.02 g/m ³ N以下
			ダイオキシン類	1.0 ng-TEQ/m ³ N
	汚水処理	場内排水 処理後場内再利用及び公共下水道へ放流 （生物処理・凝集沈殿・砂ろ過・活性炭／キレート吸着190 m ³ /日） ピット汚水 炉内噴霧により焼却処理		
		塩化水素	消石灰による乾式煙道吹込み	出口濃度 25 ppm以下
	硫酸化物	消石灰による乾式煙道吹込み	出口濃度 20 ppm以下	
窒素酸化物	アンモニア水による触媒・無触媒脱硝	出口濃度 50 ppm以下		
余熱利用		発電（蒸気タービン 2,600 kW × 1 基 電圧：6.6 kV） 場内 給湯・暖房・冷房 戸吹不燃物処理センターへ温水供給		
灰溶融設備		形式	電気抵抗式灰溶融炉	
		能力	36 t/日（18 t/日 × 2 基） ※2 基休止中	

表 6-2 : 附帯施設概要

収 集 部 門 管 理 棟 (戸吹清掃事業所)	鉄筋コンクリート造・地上5階建 (1階収集車駐車場含む)	3,155.62 m ²
上 水 揚 水 設 備	副受水槽室 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建 FRP製副受水槽・揚水ポンプ一式	32.00 m ²
計 量 設 備	計量室 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建 秤量重量 30,000 kg 最小目盛 10 kg 計量方式 ロードセル式・自動記録印字式	163.69 m ²
送 油 ポ ン プ 室	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	7.73 m ²
危 険 物 倉 庫	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	20.00 m ² 2棟
収 集 車 車 庫	①鉄骨造・平屋建 ②鉄骨造・平屋建	419.90 m ² 137.70 m ²
車 両 整 備 庫	鉄骨造・地上2階建	263.90 m ²
倉 庫	鉄骨造・地上2階建	77.00 m ²
給 油 ス タ ン ド	鉄骨造・平屋建 ガソリンタンク 10 kl 軽油タンク 20 kl	82.98 m ²
洗 車 場	手洗洗車場 鉄骨造・平屋建 自動洗車装置 (噴射水量 200 l/台)	327.26 m ² 同時洗車台数 10 台
駐 輪 場	鉄骨造・平屋建	12.96 m ² 2棟

(3) 戸吹不燃物処理センター

所在地 : 八王子市戸吹町 1916 番地

面積 : 21,755 m² (実測)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ処理場 平成 2 年 (1990 年) 1 月 12 日 第 109 号

表 6-3 : ごみ処理 (不燃・粗大処理) 施設概要

建設年月日	着工 平成 2 年 (1990 年) 6 月 竣工 平成 4 年 (1992 年) 3 月
設備更新工事 年月日	着工 平成 25 年 (2013 年) 6 月 竣工 平成 27 年 (2015 年) 2 月
建物の構造・面積	鉄骨 (一部鉄筋コンクリート) 造 地上3階建 6,305.51 m ²
選別方式	機械選別・手選別
処理能力	34.0 t/日 (不燃ごみ28.4 t/日、粗大ごみ5.6 t/日、5 時間稼働)
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	鉄類、アルミ類、小型家電類、ガラス及び陶磁器類、可燃物、不燃残渣
設計施工者	株式会社栗本鐵工所
設計施工者 (更新工事)	メタウォーター株式会社
事業費	総工事費 4,552,600 千円
事業費 (更新工事)	総工事費 892,500 千円

(4) プラスチック資源化センター

所在地 : 八王子市戸吹町 1920 番地

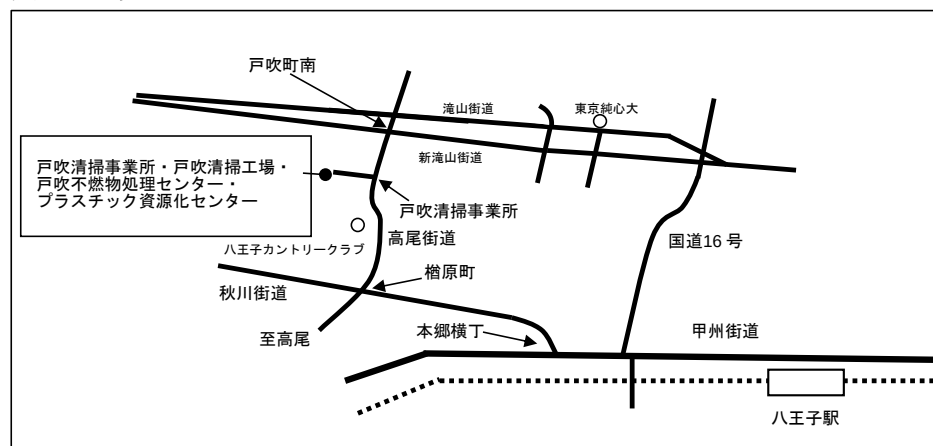
面積 : 17,792.00 m² (実測)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ処理場 平成 21 年 (2009 年) 1 月 19 日 第 2 号

表 6-4 : 資源化施設概要

建設年月日	着工 平成 21 年 (2009 年) 6 月 竣工 平成 22 年 (2010 年) 9 月
建物の構造・面積	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建 3,806.93 m ²
処理方式	機械選別・手選別・圧縮梱包
処理能力	プラスチック 40 t/日・ペットボトル12 t/日
処理対象	容器包装プラスチック・ペットボトル
選別種類	容器包装プラスチック・ペットボトル・不適物
設計施工者	メタウォーター株式会社
事業費	総工事費 1,444,800 千円

図 6-2 : 交通アクセス



- 高尾街道を「櫛原町」交差点よりサマーランド方面に向かい、八王子カントリークラブを過ぎた後、「戸吹清掃事業所」交差点を左折する。
- 国道 16 号から新滝山街道へと入り、「戸吹町南」交差点を左折し、「戸吹清掃事業所」交差点を右折する。
- 京王八王子駅から「秋川駅行き」「イオンモール日の出行き」「戸吹スポーツ公園入口行き」バスで「戸吹スポーツ公園入口」下車。

(5) 館清掃事業所・館クリーンセンター

所在地 : 八王子市館町 2700 番地

面積 : 72,299.02 m² (実測)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ焼却場 昭和 53 年 (1978 年) 9 月 20 日 第 55 号

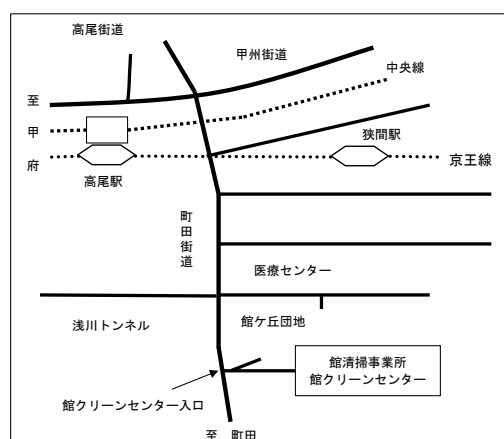
表 6-5 : ごみ処理 (焼却) 施設概要

建設年月日		着工 竣工	令和元年（2019年）8月 令和4年（2022年）9月
建物の構造・面積		鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建 10,718.70 m ²	
炉の形式		全連続燃焼式流動床方式	
焼却能力		160 t/日（80 t/日×2基）	
可燃破砕機		せん断式（可燃性大型ごみ切断）	5 t/日未満
		二軸せん断式（焼却炉供給）	3,333 kg/h×2基
設計施工者		神鋼・大豊建設特定建設工事共同企業体	
事業費		総工事費 16,911,720 千円	
公害対策	除塵	バグフィルター	2基（2炉）
		能力	処理ガス量 21,290 m ³ N/h
			出口含じん量 0.01 g/m ³ N以下
			ダイオキシン類 0.10 ng-TEQ/m ³ N
	排水処理	生活排水	排水処理槽、凝集沈殿及び膜処理後場内再利用及び公共下水道へ放流
		場内排水	凝集沈殿及び膜処理後場内再利用及び公共下水道へ放流
		ピット汚水	炉内噴霧により焼却処理
	塩化水素	消石灰による乾式煙道吹込み	出口濃度 15 ppm以下 （要監視基準値10 ppm以下）
	硫黄酸化物	消石灰による乾式煙道吹込み	出口濃度 10 ppm以下
	窒素酸化物	燃焼制御法及び尿素水による無触媒脱硝	出口濃度 50 ppm以下
余熱利用		発電	（蒸気タービン 4,440 kW×1基 電圧：6.6 kV）
		場内	給湯・暖房・冷房（発電による）

表 6-6 : 附帯施設概要 (環境事務所棟のみ令和 2 年 (2020 年) 5 月使用開始)

環境事務所棟 (館清掃事業所)	鉄骨造・地上2階建 (1階駐車場、手洗洗車場、自動洗車場、車両整備庫含む)			7,335.56 m ²
計量設備	計量棟	鉄骨造・地上1階建	189 m ²	
	秤量重量	30 t		
	最小目盛	10 kg		
	計量方式	ロードセル式・自動記録印字式		
給油スタンド	鉄骨造・地上1階建		35 m ²	
	ガソリントank	8 kl	軽油タンク	12 kl

図 6-3 : 交通アクセス



- 町田街道を町田方面に向かい、「館クリーンセンター入口」交差点を左折してすぐ。
- JR 高尾駅南口から「館ヶ丘団地行き」バスで終点「館ヶ丘団地」下車、徒歩 10 分。

(6) 南大沢清掃事業所

多摩ニュータウン地域から排出される一般廃棄物の収集効率の向上を図るため、収集車両基地として建設した。

所在地 : 八王子市南大沢三丁目 20 番地

面積 : 3,879.01 m² (実測)

表 6-7 : 施設概要

建設年月日	着工 竣工	平成2年(1990年)6月 平成3年(1991年)3月	
建物の構造・面積	管理棟	鉄筋コンクリート造・地上2階建	992.02 m ²
	車庫	鉄骨造・平屋建	495.00 m ²
	車両整備庫	鉄骨造・平屋建	182.00 m ²
	手洗洗車場	鉄骨造・平屋建	215.00 m ²
	危険物倉庫	コンクリートブロック造・平屋建	12.90 m ²
	給油スタンド	鉄骨造・平屋建	32.00 m ²
	自転車置場	鉄骨造・平屋建	5.04 m ²
事業費	総事業費(附帯工事を含む)		455,968 千円

図 6-4 : 交通アクセス



○多摩ニュータウン通りより、「南大沢二丁目」交差点を南に向かい、約 1 km 先の「南大沢南」交差点を右折。次の T 字路を左折し、続いて次の T 字路を左折してすぐ。

○京王相模原線南大沢駅より「南大沢団地循環」または「京王堀之内駅行き」バスで「南大沢団地」下車徒歩 10 分。

○京王相模原線・JR 横浜線橋本駅より「神奈中多摩車庫行き」バスで終点「神奈中多摩車庫」下車徒歩 0 分。

(7) 多摩清掃工場

多摩ニュータウンを中心とした地域のごみを共同処理するため多摩ニュータウン環境組合を設立した。

構成団体 : 八王子市・町田市・多摩市

組織体制 : 平成5年(1993年)4月1日、地方自治法第284条に基づき設立された「一部事務組合」

所在地 : 多摩市唐木田二丁目1番地1

面積 : 35,622.91 m² (公簿)

都市計画決定 : 多摩都市計画ごみ焼却場 昭和45年(1970年)1月8日 第1号
昭和63年(1988年)3月10日 変更

表 6-8 : ごみ処理(焼却)施設概要

建設年月日		着工 平成6年(1994年)7月 竣工 平成10年(1998年)3月 (その1) 平成14年(2002年)3月 (その2)
建物の構造・面積		鉄骨鉄筋コンクリート造 4,633.22 m ² (その1) (地上6階・地下1階建) 1,758.65 m ² (その2)
炉の形式		全連続燃焼式機械炉(ストーカ式)
焼却能力		400 t/日 (200 t/日×2基)
可燃破砕機		二軸せん断式 5 t/h
設計施工者		日立造船株式会社 (その1・その2) 熊谷・今治・拓栄建設共同企業体 (その2)
事業費		総工事費 25,729,400 千円 (その1) 2,530,500 千円 (その2)
公害対策	除塵	バグフィルター 2基 (2炉) 能力 処理ガス量 72,840 m ³ N/h 出口含じん量 0.02 g/m ³ N以下 ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/m ³ N
	汚水処理	有機系 活性汚泥及び膜ろ過処理後公共下水道へ放流 無機系 凝集沈殿及び重金属処理後公共下水道へ放流 ピット汚水 ごみ混入による焼却処理
	塩化水素	消石灰による乾式煙道吹込み 出口濃度 25 ppm以下
	窒素酸化物	アンモニア水による触媒脱硝 出口濃度 56 ppm以下
	余熱利用	発電 (蒸気タービン 8,000 kW×1基 電圧:6.6 kV) 場内 給湯・暖房・冷房 多摩市総合福祉センター 温水供給

表 6-9 : 附帯施設概要

計 量 設 備	入口計量棟	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	99.00 m ²
	出口計量棟	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	162.00 m ²
	秤量重量	30,000 kg	
	最小目盛	10 kg	
	計量方式	ロードセル式デジタル表示・自動記録印字型	
危 険 物 倉 庫	鉄筋コンクリート造・平屋建	40.00 m ²	
外 部 便 所	鉄筋コンクリート造・平屋建	8.28 m ²	

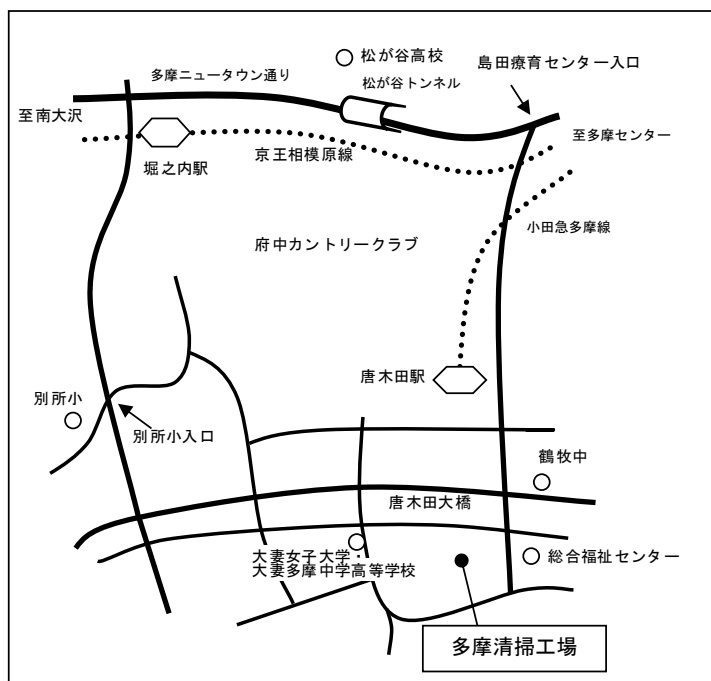
表 6-10 : ごみ処理（不燃・粗大処理）施設概要

建 設 年 月 日	着 工	平成11年（1999年）7月
	竣 工	平成14年（2002年）3月
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造） 地上6階・地下1階建 4,524.38 m ²	
処 理 方 式	横型回転衝撃式	
処 理 能 力	90 t/5 h（不燃系40 t/5 h×2系列・粗大系5 t/5 h×2系列）	
処 理 対 象	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	
選 別 種 類	手選別	有害ごみ・携帯電話・基板・コード
	機械選別	鉄類・可燃物・不燃物・アルミ
設 計 施 工 者	日造・熊谷・今治建設協同企業体（リサイクルセンター含む）	
事 業 費	総工事費	5,281,500 千円（リサイクルセンター含む）

表 6-11 : リサイクルセンター概要

建 設 年 月 日	着 工	平成11年（1999年）7月
	竣 工	平成14年（2002年）3月
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造	1,237.29 m ²
	1階	エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室
	2階	多目的室、ホール
	3階	エレベーターホール

図 6-5 : 交通アクセス



○多摩ニュータウン通りより、島田療育センター入口から町田方向に向かい 1.5 km ほど直進し、突き当たりを右折してすぐ。

○小田急多摩線唐木田駅から徒歩 5 分。

(8) 戸吹最終処分場

戸吹最終処分場は昭和 57 年（1982 年）4 月に埋立を開始し、平成 7 年（1995 年）2 月埋立が終了した。平成 9 年（1997 年）3 月には埋立処分終了届を提出した。なお、汚水処理施設は現在も稼働し処理を行っている。

所在地 : 八王子市戸吹町 1800 番地

表 6-12 : 戸吹最終処分場（埋立地）概要

埋 立 方 式	管理型
埋 立 容 量	焼却残渣 173,325 m ³
	不燃物 563,075 m ³
	その他 29,877 m ³
覆 土 量	173,023 m ³
計	939,300 m ³

表 6-13 : 汚泥処理施設概要

建 設 年 月 日	着 工 昭和56年（1981年）3月7日
	竣 工 昭和57年（1982年）3月31日
敷 地 面 積	1,750 m ²
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造 延1,116.83 m ²
処 理 方 式	生物脱窒処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、滅菌処理及び脱水処理（公共下水道放流に伴い薬品処理は休止中）
処 理 能 力	処理能力 250 m ³ /日
	貯留能力 1,500 m ³

(9) 東京たま広域資源循環組合 谷戸沢処分場（昭和59年（1984年）4月1日開場）

構成団体	：八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市 ・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市 ・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市 ・羽村市・※西東京市・瑞穂町（25市1町） ※平成13年（2001年）田無市と保谷市が合併、西東京市となる。組合発足時は26市1町。
組織体制	：昭和55年（1980年）11月1日、地方自治法第284条第2項に基づき設立された「一部事務組合」
所在地	：西多摩郡日の出町大字平井字谷戸
面積	：45.3 ha

表 6-14：最終処分場概要

建設年月日	着工 昭和57年（1982年）7月26日 竣工 昭和59年（1984年）4月1日
埋立面積	22 ha
埋立容量	380 万 m ³ （うち覆土120 万 m ³ ）
埋立開始年月日	昭和59年（1984年）4月1日
埋立期間	約14年 （平成10年（1998年）4月閉場）
事業費	約12,000,000 千円 ※事業費には用地買収費、補償費等を含む。

※八王子市の焼却残渣及び不燃物の搬入は平成7年（1995年）3月1日から開始し、平成10年（1998年）4月6日で終了した。

(10) 東京たま広域資源循環組合 ニツ塚処分場(平成10年(1998年)1月29日開場)

構成団体	: 八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市 ・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市 ・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市 ・羽村市・※西東京市・瑞穂町(25市1町) ※平成13年(2001年)田無市と保谷市が合併、西東京市となる。組合発足時は26市1町。
組織体制	: 昭和55年(1980年)11月1日、地方自治法第284条第2項に基づき設立された「一部事務組合」
所在地	: 西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
面積	: 59.1 ha

表 6-15 : 最終処分場概要

建設年月日	着工 平成8年(1996年)3月19日 (本体工事着手) 竣工 平成10年(1998年)9月30日 (第一期工事)
埋立面積	18.4 ha
埋立容量	370 万 m ³ (うち覆土120 万 m ³)
埋立開始年月日	平成10年(1998年)1月29日
埋立期間	平成10年(1998年)1月29日～令和10年(2028年)3月(予定) ※この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。
事業費	総工事費 約50,000,000 千円(見込み) ※事業費には用地買収費、補償費等を含む。

※八王子市の焼却残渣及び不燃物の搬入は、平成10年(1998年)4月7日から開始しているが、平成30年度(2018年度)からの埋立を行っていない。

表 6-16 : エコセメント化施設概要

建設年月日	造成工事	平成15年（2003年）2月
	建設工事	平成16年（2004年）1月
	施設の稼働	平成18年（2006年）7月
施設面積	施設用面積 約4.6 ha （二ツ塚処分場全体面積 約59.1 ha）	
施設規模	焼却残渣（注1）等の処理量	約300 t/日
	エコセメント生産量	約430 t/日
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、 溶融飛灰（注2）及び二ツ塚処分場に分割埋立（注3）された焼却残渣ほか	
事業費	建設費	27,200,000 千円
	維持管理費（計画）	約2,640,000 千円/年

※ 平成18年（2006年）7月1日からエコセメント化施設が本格稼働し、多摩地域25市1町の焼却施設から排出される焼却残渣は、エコセメントの原料として利用される。

注1 焼却残渣：焼却灰（焼却後の残渣物）及び飛灰（集じん機により捕集された排ガス中のばいじん）のことをいう。

注2 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじんのことをいう。

注3 分割埋立：埋立てられた焼却残渣をエコセメント化施設稼働後に再処理（エコセメント化）を行うため平成12年（2000年）9月より、焼却残渣と不燃物をそれぞれエリア分けした埋立を開始した。

図 6-6 : 谷戸沢処分場・二ツ塚処分場所在地



2 ごみ収集車両等保有状況

(1) 直営車両（令和7年（2025年）3月31日現在）（表6-17）

区 分	車 種		積 載 量	保 有 台 数 [台]					
				総合	戸吹 （うち南大沢）	館	戸ク	館ク	計
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ・ 木 の 枝 収 集 用	ロータリー車	標準型	2.00 t		2	8			10
		コンテナ併用型	4.00 t		2	2			4
	圧縮板式プレス車	標準型	2.00 t		32	21			53
		コンテナ併用型	4.00 t		2				2
粗 大 ご み ・ 美 化 ・ 不 法 投 棄 等 収 集 用	ロータリー車	標準型	2.00 t		1 (1)				1
		コンテナ併用型	4.00 t		1 (1)				1
	深ボデーダンプ車		2.00 t	1	4 (2)	4			9
	軽ダンプ車		0.35 t	1	17 (5)	16			34
選 別 物 等 運 搬 用	ロータリー車	コンテナ併用型	4.00 t				2		2
	圧縮板式プレス車	標準型	8.00 t				3		3
	深ボデーダンプ車		2.00 t				2		2
	軽ダンプ車		0.35 t				1		1
側 溝 清 掃 用	ダブルキャブ		2.00 t		1	1			2
	船底ダンプ車		2.00 t		1	1			2
構 内 整 備 用	バキュームダンパー		1.6 kl		1	1			2
	ホイールローダー				3 (1)	1	1		5
	フォークリフト						3		3
	高所作業車					1			1
清掃パトロール用等	軽自動車等			3	10 (2)	5	3	1	22
計				5	77 (12)	61	15	1	159

※総合 : ごみ総合相談センター

※戸吹 : 戸吹清掃事業所

※南大沢 : 南大沢清掃事業所

※館 : 館清掃事業所

※戸ク : 戸吹クリーンセンター

※館ク : 館クリーンセンター

(2) 委託車両（令和7年（2025年）3月31日現在）

表6-18: 可燃ごみ、雑誌・雑紙収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]				計
		(株)環境システム サ ー ビ ス	南 栄 産 業 (株)	三 和 興 業 (株)	(株)完山金属	
パ ッ カ ー 車	2.00 t			4		4
	3.00 t	18	17	17	15	67
	4.00 t			2		2
	6.00 t	2				2
計		20	17	23	15	75

表 6-19 : 不燃ごみ収集車両

車 種	積 載 量	保有台数（予備車両含む） [台]		
		(株)ガイア	(株)まごころ 清 掃 社	計
パ ッ カ ー 車	2.00 t	2	6	8
	3.00 t	4	1	5
	4.00 t		1	1
計		6	8	14

表 6-20 : ダンボール、紙パック収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		(株)第一資源	八王子びん廃プラ リサイクル(協)	計
パ ッ カ ー 車	2.00 t	2	9	11
	3.00 t	1		1
	4.00 t	5		5
計		8	9	17

表 6-21 : 新聞、古着・古布収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		八王子環境・資源 リサイクル(協)	南栄産業(株)	計
パ ッ カ ー 車	2.00 t	2		2
	3.00 t		3	3
ダ ン プ 車	2.00 t	7	5	12
	3.00 t	2	3	5
計		11	11	22

表 6-22 : 空きびん、有害ごみ収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		八 王 子 資源化事業(協)	八王子環境・資源 リサイクル(協)	計
平 ボ デ ィ 車	1.50 t	1		1
	2.00 t		8	8
ダ ン プ 車	2.00 t	8	3	11
	3.00 t	3	1	4
計		12	12	24

表 6-23 : 空き缶収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		八 王 子 資 源 化 事 業 (協)	(株)まごころ 清 掃 社	計
パッカー車	2.00 t	6	8	14
	3.00 t	3	1	4
	4.00 t		1	1
ダンプ車	2.00 t	1		1
計		10	10	20

表 6-24 : ペットボトル収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]			
		(株)ミナミ紙業	(株)ガイア	(株)完山金属	計
パッカー車	2.00 t	7	5	2	14
	3.00 t		1	7	8
	4.00 t			1	1
計		7	6	10	23

表 6-25 : 粗大ごみ収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		(株)工藤商店	八王子容器(有)	計
平ボディ車	2.00 t	4	4	8
ダンプ車	2.00 t	1	4	5
	3.00 t	1	1	2
軽トラ	0.35 t	1	1	2
計		7	10	17

第 7 章 産業廃棄物業務の状況

1 中核市移行に伴う廃棄物事務の権限移譲

本市は、平成 27 年（2015 年）4 月に都内初の中核市へ移行した。総務省によると中核市への権限移譲については「政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市がすることに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するもの」とされている。本市においては、東京都から 1,261 項目の事務が移譲され、そのうち、産業廃棄物（表 7-1）の業の許可や立入検査、産業廃棄物排出事業者に対する規制・指導、PCB 廃棄物の保管に関する監督・規制・指導など、廃棄物関連の事務は 225 項目となる。

これまでの一般廃棄物に関する事務に加え、産業廃棄物に関する事務を市で担うこととなり、市内全ての廃棄物について、市が直接、指導・監督を行うこととなった。このことより、市民や事業者からの様々な問い合わせに対し、ワンストップサービスの提供や、きめ細かな対応が可能となり、より一段と市民の生活環境に配慮した廃棄物事務を行う事が可能となった。

2 東京都から移譲された主な業務

（1）廃棄物処理業者に対する許可・審査、規制・指導

- ・産業廃棄物処理業の許可
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可
- ・産業廃棄物処理業者に対する立入検査や行政処分

（2）市内の廃棄物排出事業者の規制・指導

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理
- ・多量排出事業者により提出する産業廃棄物処理計画等の受理
- ・産業廃棄物排出事業者に対する指導・立入検査

（3）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の促進や周知

- ・事業者からの PCB 廃棄物の保管及び処分状況届出書の受理
- ・事業者の PCB 廃棄物の保管及び処分の状況把握、監視・指導

表 7-1：産業廃棄物の種類（全 20 品目）

種 類		具 体 的 な 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など
	廃酸	廃写真定着液など
	廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など
	廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属
	ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭など
排 出 業 種 等 が 限 定 さ れ る も の	紙くず	以下の業種から発生する紙くず 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、 製本業、印刷物加工業
	木くず	① 以下の業者から発生する木くずなど 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、 輸入木材卸売業、物品賃貸業 ② 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 衣服その他繊維品製造業以外の繊維工業
	動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜など
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用 した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあらなど）
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、めん羊、にわとりなどのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	汚泥のコンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 上記のいずれにも該当しないもの	

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物処理業等の許可状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可（表 7-2）、また「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、自動車リサイクルの登録・許可を行った。（表 7-3）

表 7-2：産業廃棄物処理業許可業者数（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在）

単位 [者]

産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
37	30	3	1	53

※業の兼務があるため、合計は一致しない。

※産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業には積替え保管を含む。

表 7-3：自動車リサイクル登録・許可業者数（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在）

単位 [者]

引 取 業	フロン回収業	解 体 業	破 砕 業	計
64	10	2	0	65

※業の兼務があるため、合計は一致しない。

(2) 産業廃棄物の排出状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者から「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（表 7-4）を、多量排出事業者から「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」（特別管理産業廃棄物を含む）（表 7-5）を報告させた。

表 7-4：産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（令和 6 年度（2024 年度））

管理票の種類	報告書 [件]	管理票交付 [枚]	廃棄物委託量 [t]
紙	1,203	73,739	157,748
電子	3,009	206,465	249,829
計	4,212	280,204	407,577

※報告書は令和 5 年度（2023 年度）実績に基づく。

表 7-5：産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

単位 [件]

区 分		計 画 書	報 告 書
産 業 廃 棄 物	建設業	38	33
	その他	5	5
	計	43	38
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	医療業	9	9
	その他	4	6
	計	13	15

※計画書は令和6年度（2024年度）計画、報告書は令和5年度（2023年度）実績に基づく。

(3) PCB 廃棄物における適正処理の促進と周知

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB 廃棄物を保管又は使用している事業者には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を報告させた。

表 7-6：主な PCB 廃棄物の保管及び使用状況（令和6年度（2024年度））

区 分	廃 棄 物 及び使用製品量
トランス類	662 台
コンデンサ類	138 台
安定器	39 個
油	0 kg
汚染物等	580 kg
電気機械器具等	35 台
その他	4,365 kg

※汚染物等……………汚泥、ウエス等で PCB に汚染された廃棄物

※電気機械器具等…リアクトル、サージアブソーバー放電コイル等

※その他……………分析用サンプル、塗膜等

※令和5年度（2023年度）実績に基づく。

(4) 不適正処理・保管に対する指導状況等

廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査やパトロールを行った。不適正保管や野焼きなどの不適正処理の改善を図り、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上につなげた。

表 7-7：立入検査等の実績（令和6年度（2024年度））

単位 [件]

指 導 区 分	件 数
排出事業者	0
一般廃棄物処理業者	18
産業廃棄物処理業者	13
自動車リサイクル登録・許可業者	6
不法投棄	353
不適正保管	159
野焼き	13
解体	55
PCB 保管事業者	46
その他	319
計	982

<memo>

第8章 し尿等処理事業

1 処理状況

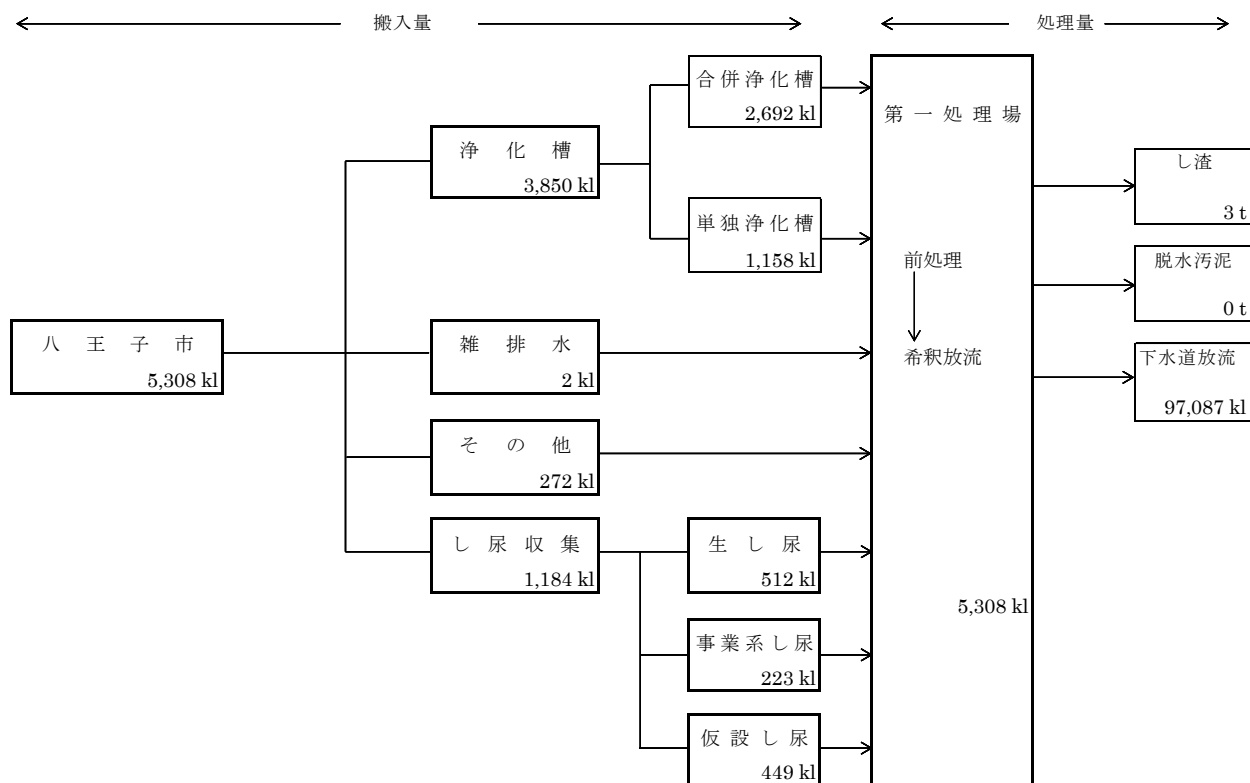
(1) し尿収集処分の実績（表 8-1）

区 分		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
		数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比
人 口 [人]	人 口 (10月1日現在)	561,872	100	562,326	100	562,605	100	560,913	100	559,809	100
	公 共 下 水 道	549,734	100	550,883	100	551,662	100	550,451	100	549,706	100
	水 洗 化 人 口										
	大 型 合 併 槽	2,557	96	2,447	96	2,335	95	2,217	95	2,156	97
	小 型 合 併 槽	3,260	96	3,092	95	2,954	96	2,803	95	2,686	96
	単 独 槽	4,466	96	4,188	94	3,993	95	3,842	96	3,694	96
	計	560,017	100	560,610	100	560,944	100	559,313	100	558,242	100
収 集 量 [kl]	し 尿 収 集 人 口	1,855	87	1,716	93	1,661	97	1,600	96	1,567	98
	し 尿	1,371	90	1,347	98	1,331	99	1,257	94	1,184	94
	浄 化 槽 汚 泥	4,901	98	4,475	91	4,223	94	4,502	107	3,850	86
	雑 排 水	5	50	4	80	8	200	4	50	2	50
	そ の 他	331	120	354	107	328	93	380	116	272	72
一 日 あ た り 収 集 量 [kl]	計	6,608	97	6,180	94	5,890	95	6,143	104	5,308	86
	し 尿	3.76	—	3.69	—	3.65	—	3.43	—	3.24	—
	浄 化 槽 汚 泥	13.43	—	12.26	—	11.57	—	12.30	—	10.55	—
	雑 排 水	0.01	—	0.01	—	0.02	—	0.01	—	0.01	—
	そ の 他	0.90	—	0.97	—	0.90	—	1.04	—	0.74	—
1日あたり処理能力 [kl]	計	18.10	—	16.93	—	16.14	—	16.78	—	14.54	—
		45	100	45	100	45	100	45	100	45	100

※令和5年度（2023年度）は閏年のため366日で計算している。

※その他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥、貯留槽汚泥をいう。

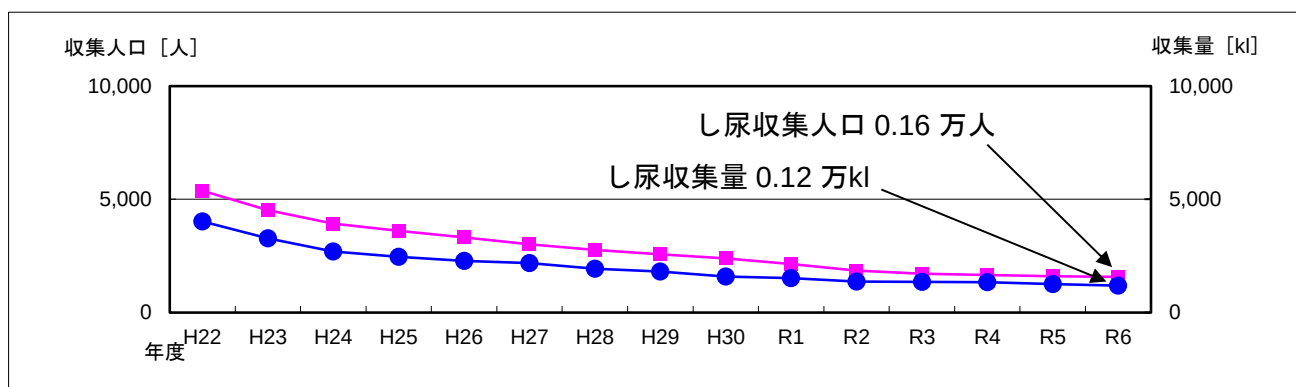
(2) 令和6年度（2024年度）し尿等処理実績（図8-1）



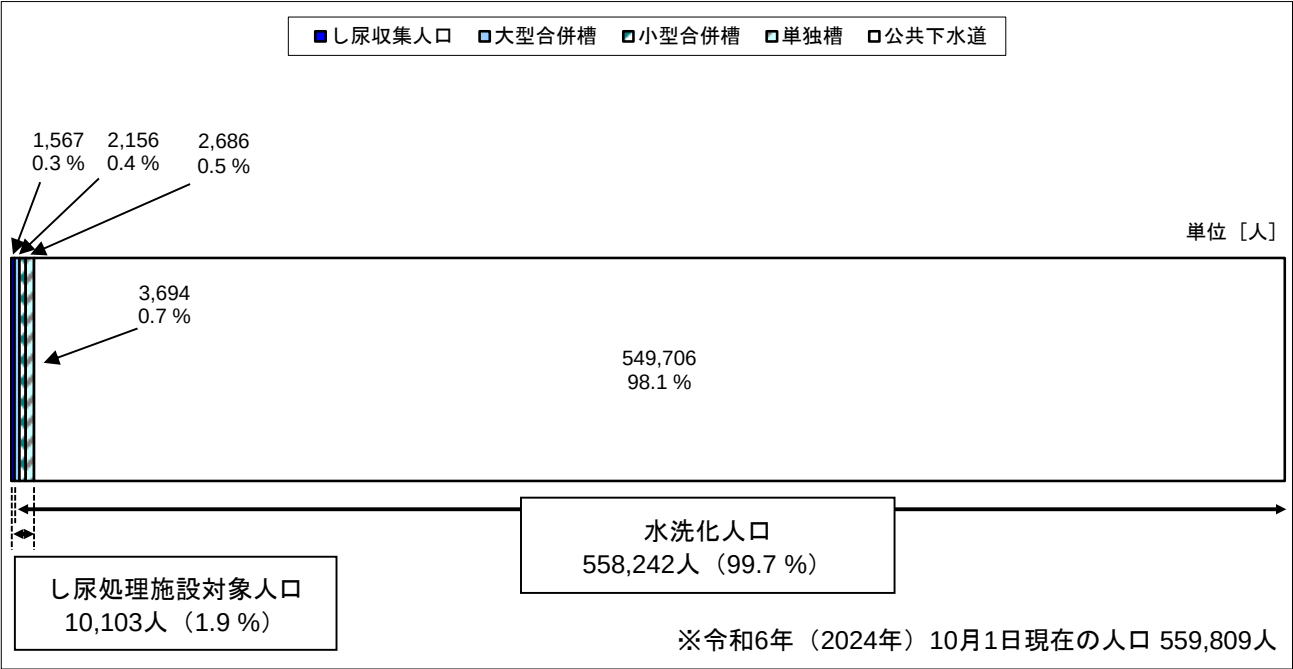
※その他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。

※下水道放流のため、し尿及び浄化槽汚泥等を、前処理後に希釈調整（井水を利用し、下水道排水基準未満に希釈）して、放流している。

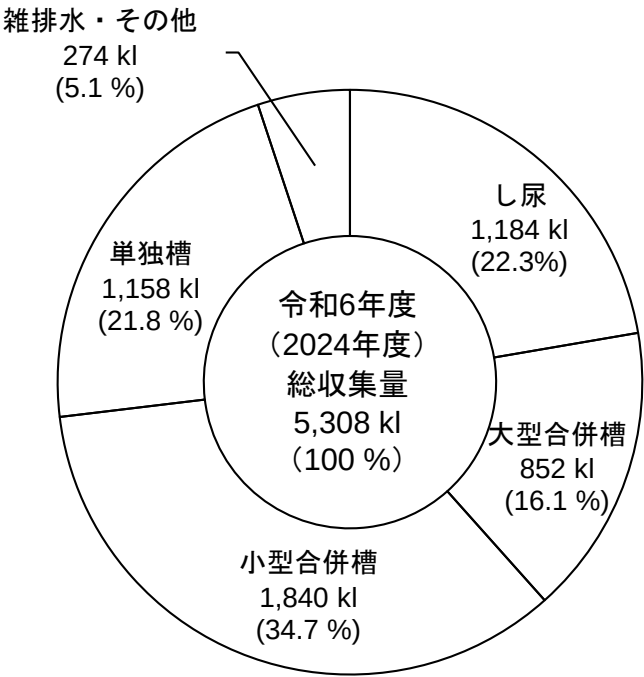
(3) し尿収集人口と収集量の推移（図8-2）



(4) し尿処理対象人口の割合（図 8-3）



(5) し尿等収集量の内訳（図 8-4）



2 浄化槽清掃実施状況（50 人槽以下）（表 8-2）

区 分	清 掃 の 内 訳			設 置 基 数
	軽減証発行分	軽減対象外	計	
清 掃 件 数	194 件	913 件	1,107 件	2,384基 (うち小型合併 717基) 令和7年（2025年）3月31日現在 (市設置型浄化槽を除く)
清掃料金軽減額	1,361,723 円	— 円	1,361,723 円	

3 し尿処理施設

(1) 北野衛生処理センター

所在地 : 八王子市北野町 596 番地 3

面積 : 13,693.62 m²

都市計画決定 : 八王子都市計画汚物処理場 昭和 46 年 (1971 年) 3 月 23 日 第 32 号

表 8-3 : 施設概要

施設名 区分		し 尿 処 理 施 設			
		北野衛生処理センター（旧名称：第一処理場）			
建 設 年 月 日	着 工	昭和55年(1980年) 7 月 9 日			
	竣 工	昭和57年(1982年) 8 月 31 日			
改 造 工 事	着 工	平成23年(2011年) 6 月 2 日			
	竣 工	平成24年(2012年) 3 月 23 日			
改 修 工 事	着 工	令和元年(2019年) 5 月 31 日			
	竣 工	令和元年(2019年) 10 月 31 日			
処 理 方 式	改修前	前処理＋脱水処理＋希釈調整放流			
	改修後	前処理＋希釈調整放流			
処 理 能 力		改造前	改造後		
	処理能力	230 kl/日	45 kl/日		
	処理水質	改造前	改造後		
	BOD	5 mg/l 以下	600 mg/l 未満	下 水 道 排 水 基 準	
	COD	10 mg/l 以下	600 mg/l 未満		
	SS	5 mg/l 以下	600 mg/l 未満		
	T－N	5 mg/l 以下	120 mg/l 未満		
	T－P	1 mg/l 以下	16 mg/l 未満		
	色度	15 度以下			
設 計 施 工 者	久保田鉄工株式会社				
事 業 費	総工事費				
改 良 工 事	施設の老朽化が進んでいたし尿第三処理場を廃止し、第一処理場への処理の統合を図ることで維持管理経費を節減するとともに、窒素・燐規制に対応するため、平成12・13年度（2000・2001 年度）継続事業により第一処理場の整備工事を行った。				
	施 工 者	日本鋼管株式会社			
	工 事 費	1,134,000 千円			
改 造 工 事	公共下水道への水洗化促進による、搬入し尿・汚泥の減少に対応するため、平成23年度（2011 年度）に北野衛生処理センターの改造工事を行った。				
	施 工 者	三井造船環境エンジニアリング株式会社			
	工 事 費	150,780 千円			
改 修 工 事	公共下水道への水洗化促進による、搬入し尿・汚泥の減少に対応するため、令和元年度（2019 年度）に北野衛生処理センターの下水道直接投入化工事を行った。				
	施 工 者	三井E&S環境エンジニアリング株式会社			
	工 事 費	51,205 千円			

(2) し尿収集車両基地

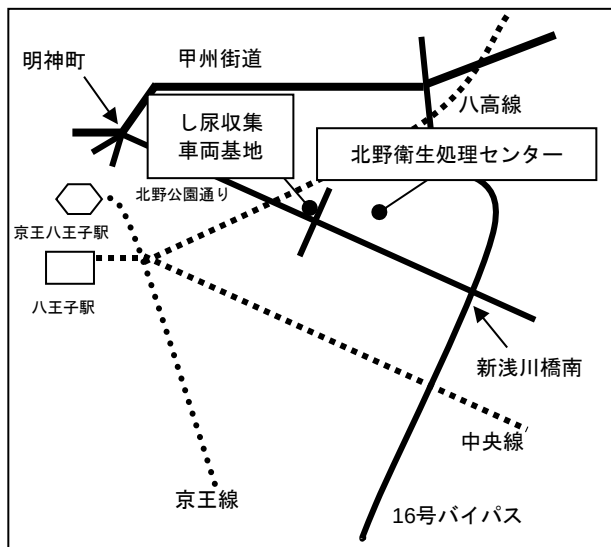
所在地 : 八王子市北野町 596 番地 8

面積 : 3,457.79 m²

表 8-4 : 施設概要

改 修 年 月	着 工	平成12年（2000年） 7月	
	竣 工	平成13年（2001年） 2月	
建 物 の 構 造 ・ 面 積	車 庫	鉄骨造・平家建	489.86 m ²
	車両整備庫	鉄骨造・平家建	85.49 m ²
	危険物倉庫	コンクリートブロック造・平家建	9.20 m ²

図 8-5 : 交通アクセス



○16 号バイパスから「新浅川橋南」交差点を八王子駅方面に向かい、「あったかホール」交差点を右折してすぐ。

○「明神町」交差点から北野公園通りに入り「あったかホール」交差点を左折してすぐ。

○JR 八王子駅北口から「八王子車庫行き」バスで「あったかホール前」下車。

4 し尿収集車両等保有状況（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在）（表 8-5）

区 分			車 種	積 載 量	保有台数[台]
収 集 運 搬	し尿	一 般 収 集	バキューム車	0.35 kl	1
				1.80 kl	2
	雑 排 水		バキュームダンパー	1.60 kl	1
連 絡 車 等			軽自動車等	0.35 t	10
計					14

5 浄化槽清掃業許可業者一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）（表8-6）

浄化槽清掃については、平成10年度（1998年度）から直営清掃がなくなり、民間の許可業者による清掃のみとなった。

	許可 番号	許 可 業 者 名	所 在 地	電 話	(参考) 浄化槽清掃車両等保有台数						[台]
					バキューム車				バキューム ダンパー		計
					積 載 量				積 載 量		
					2.00 t	3.00t	4.00 t	10.00 t	2.00 t	3.00 t	
1	2	有限会社三多摩清運	八王子市上川町1088-1	042-659-6539		1					1
2	3	株式会社環境システムサービス	八王子市横川町1076	042-625-8120		2		2			4
3	4	吉村エンタープライズ株式会社	八王子市北野町583-12	042-646-1540		1				1	2
4	5	有限会社島村商店	八王子市鎌水2-1432-1	042-675-2648		2		1			3
5	6	株式会社東朋	八王子市長房町1526-4	042-663-5505	1	1	1				3
6	7	有限会社石川興業	八王子市高倉町3-9	042-644-5051		1	1				2
7	8	株式会社関東総業	八王子市大船町890	042-665-6422		2			1		3
8	10	株式会社スリーピース	八王子市中野町2745-1-203	042-623-5077		1					1
9	11	滝山商事株式会社	八王子市上川町2237-3	042-654-6801	1	1					2
10	12	有限会社梅沢クリーンサービス	八王子市下恩方町2091-5	042-689-4018		1					1
11	13	有限会社坂本アクアサービス	八王子市寺町23-2	042-625-9868		1					1
計					2	14	2	3	1	1	23

その他資料

1 指定収集袋の実績

(1) 家庭系指定収集袋の製造・販売実績（表 9-1）

袋 の 種 類		販 売 価 格	製 造 枚 数 [枚]	販 売 枚 数 [枚]
可 燃	ミニ (5 ^{リットル})	90円/10枚	3,568,500	3,831,270
	小 (10 ^{リットル})	180円/10枚	7,851,600	7,550,949
	中 (20 ^{リットル})	370円/10枚	9,734,400	9,685,901
	大 (40 ^{リットル})	750円/10枚	4,866,000	5,236,332
	大ばら (40 ^{リットル})	75円/1枚	331,200	371,242
不 燃	ミニ (5 ^{リットル})	90円/10枚	257,400	274,428
	小 (10 ^{リットル})	180円/10枚	277,200	295,335
	中 (20 ^{リットル})	370円/10枚	345,600	361,146
	大 (40 ^{リットル})	750円/10枚	313,800	313,714
	大ばら (40 ^{リットル})	75円/1枚	88,800	84,908
計			27,634,500	28,005,225

(2) 事業系指定収集袋の製造・販売実績（表 9-2）

袋 の 種 類		販 売 価 格	製 造 枚 数 [枚]	販 売 枚 数 [枚]
可 燃	小 (10 ^{リットル})	650円/10枚	39,600	88,890
	中 (20 ^{リットル})	1,300円/10枚	134,400	224,097
不 燃	中 (20 ^{リットル})	1,300円/10枚	0	13,591
計			174,000	326,578

(3) 指定収集袋収入の充当先 (表 9-3)

単位 [円]

手 数 料 収 入	家 庭 系	事 業 系
	1,000,389,833	36,677,290
充 当 事 業	充 当 額	
	家 庭 系	事 業 系
ご み の 戸 別 収 集	60,188,209	36,677,290
資 源 物 拡 充 策	655,883,171	
指 定 収 集 袋 制 度	253,371,814	
不 法 投 棄 対 策	295,945	
啓 発	24,171,010	
生ごみ減量施策・その他	6,479,684	
計	1,000,389,833	36,677,290

(4) ボランティア袋、おむつ専用袋の製造・配布実績 (表 9-4)

袋 の 種 類		製 造 枚 数 [枚]	配 布 枚 数 [枚]
ボ ラ ン テ ィ ア 袋	中 (20 ^{リットル})	111,000	55,000
	大 (45 ^{リットル})	293,000	219,000
お む つ 専 用 袋	小 (10 ^{リットル})	507,000	491,000
	中 (20 ^{リットル})	1,488,000	1,421,500
計		2,399,000	2,186,500

2 ごみ組成時系列データ

(1) 家庭系可燃ごみ組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-5）

単位 [%]

分 類	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
厨芥		34.37	42.47	38.97	39.40
紙類		27.27	21.17	22.85	24.47
（資源化可能）		(11.50)	(8.52)	(7.94)	(6.86)
（資源化不可能）		(15.77)	(12.65)	(14.91)	(17.61)
木類		2.38	4.16	2.40	2.48
繊維類		5.76	4.50	5.76	6.43
プラスチック類		15.19	14.42	13.84	13.74
（マテリアル対象）		(6.32)	(4.90)	(5.91)	(5.09)
（サーマル対象）		(8.87)	(9.52)	(7.93)	(8.65)
ゴム・皮革類		0.19	0.41	0.12	0.19
靴・ベルト・鞆		1.34	0.49	1.18	0.71
その他可燃性		12.04	11.73	14.13	11.21
せともの・石類		0.03	0.02	0.04	0.07
金属類		0.50	0.32	0.31	0.38
小型家電		0.69	0.09	0.09	0.62
ガラス類		0.14	0.06	0.20	0.18
乾電池・蛍光灯・スプレー缶等		0.08	0.03	0.11	0.06
その他不燃性		0.02	0.13	0.00	0.06
計		100.00	100.00	100.00	100.00

※対象：指定収集袋で排出された可燃ごみ

※検体数：12 検体（6 地区の調査地域について年 2 回実施）（令和 3 年度（2021 年度））

※検体数：6 検体（6 地区の調査地域について年 1 回実施）（令和 4、5、6 年度（2022、2023、2024 年度））

※令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(2) 家庭系不燃ごみ組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-6）

単位 [%]

分 類	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
厨芥		1.45	0.59	0.00	4.32
紙類		0.67	0.40	0.22	0.40
（資源化可能）		(0.40)	(0.29)	(0.18)	(0.16)
（資源化不可能）		(0.27)	(0.11)	(0.04)	(0.24)
木類		0.39	0.25	0.03	1.50
繊維類		0.43	0.02	0.06	0.55
プラスチック類		16.75	10.84	9.27	8.85
（マテリアル対象）		(1.75)	(0.62)	(0.81)	(0.65)
（サーマル対象）		(15.00)	(10.22)	(8.46)	(8.20)
ゴム・皮革類		0.20	0.26	0.36	0.12
靴・ベルト・鞆		0.29	0.06	0.22	0.32
その他可燃性		2.80	2.92	1.04	0.94
せともの・石類		11.29	21.03	14.73	9.21
金属類		27.03	21.22	22.55	25.94
小型家電		26.03	30.00	39.37	28.05
ガラス類		8.11	7.81	8.33	11.25
乾電池・蛍光灯・スプレー缶等		0.74	2.34	0.34	1.01
その他不燃性		3.82	2.26	3.48	7.54
計		100.00	100.00	100.00	100.00

※対象：指定収集袋で排出された不燃ごみ

※検体数：12 検体（6 地区の調査地域について年 2 回実施）（令和 3 年度（2021 年度））

※検体数：6 検体（6 地区の調査地域について年 1 回実施）（令和 4、5、6 年度（2022、2023、2024 年度））

※令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(3) 家庭系容器包装プラスチック組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-7）

単位 [%]

分 類	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
厨芥		0.00	0.06	0.02	0.55
紙類		0.23	1.07	0.69	0.39
（資源化可能）		(0.05)	(0.25)	(0.04)	(0.07)
（資源化不可能）		(0.18)	(0.82)	(0.65)	(0.32)
木類		0.02	0.06	0.00	0.02
繊維類		0.05	0.00	0.00	0.00
プラスチック類		99.20	97.06	97.49	94.39
（マテリアル対象）		(92.98)	(79.75)	(93.09)	(85.84)
（サーマル対象）		(6.22)	(17.31)	(4.40)	(8.55)
ゴム・皮革類		0.03	0.02	0.00	0.15
靴・ベルト・鞆		0.00	0.00	0.00	0.00
その他可燃性		0.03	1.62	1.74	4.16
せともの・石類		0.00	0.00	0.00	0.00
金属類		0.44	0.11	0.06	0.23
小型家電		0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス類		0.00	0.00	0.00	0.11
乾電池・蛍光管・スプレー缶等		0.00	0.00	0.00	0.00
その他不燃性		0.00	0.00	0.00	0.00
計		100.00	100.00	100.00	100.00

※検体数：1 検体（1 地区の調査地域について年 1 回実施）

※検体数：2 検体（2 地区の調査地域について年 1 回実施）

※本調査は、令和 3 年度（2021 年度）より開始した。

（令和 3 年度（2021 年度））

（令和 4、5、6 年度（2022、2023、2024 年度））

(4) 事業系可燃ごみ組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-8）

単位 [%]

分 類	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
厨芥		35.74	50.05	42.31	42.72
紙類		52.35	32.80	37.82	44.36
(資源化可能)		(10.45)	(8.07)	(6.48)	(8.49)
(資源化不可能)		(41.90)	(24.73)	(31.34)	(35.87)
木類		1.66	0.69	9.52	1.88
繊維類		0.78	0.89	0.69	0.73
プラスチック類		5.01	7.90	5.09	3.65
ゴム・皮革類		0.25	0.31	0.48	0.29
せともの・石類		0.02	0.00	0.00	0.00
金属類		0.14	0.12	0.06	0.09
ガラス類		0.07	0.04	0.01	0.03
その他		3.98	7.20	4.02	6.25
計		100.00	100.00	100.00	100.00

※検体数：9 検体（9 事業者について年 1 回実施）

（令和 3 年度（2021 年度））

※検体数：10 検体（10 事業者について年 1 回実施）

（令和 4、5、6 年度（2022、2023、2024 年度））

※令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

3 可燃・不燃ごみ収集の直営・委託業者別内訳（令和6年度（2024年度））（表 9-9）

単位 [t]

可燃ごみ			不燃ごみ	
(株)環境システムサービス	24,342 t	(31.9 %)	(株) ガ イ ア	1,975 t (58.2 %)
(株) 完 山 金 属	15,646 t	(20.5 %)	(株) ま ご こ ろ 清 掃 社	1,409 t (41.5 %)
三 和 興 業 (有)	19,268 t	(25.2 %)	—	—
南 栄 産 業 (株)	15,770 t	(20.6 %)	—	—
直 営	1,359 t	(1.8 %)	直 営	12 t (0.3 %)
計	76,385 t	(100.0 %)	計	3,396 t (100.0 %)

※直営は、美化、軽対応、ふれあい収集分などを指す。

4 不法投棄処理実績（表 9-10）

単位 [件]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市 処 理 (収 集 量)	326 (14t)	402 (11t)	233 (7t)	363 (6t)	582 (6t)
投 棄 者 処 理	5	4	10	5	1
計	331	406	243	368	583

5 家電リサイクル法対象品不法投棄処理実績（表 9-11）

単位 [台]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
エ ア コ ン	7	4	2	2	2
テ レ ビ	64	30	41	16	41
冷 蔵 庫 ・ 冷 凍 庫	49	14	16	13	24
洗 濯 機 ・ 衣 類 乾 燥 機	39	26	8	11	34
計	159	74	67	42	101

6 動物死体処理実績（表 9-12）

単位 [体]

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
犬	136	115	119	96	97
猫	543	530	502	387	356
そ の 他	1,451	1,477	1,435	1,732	2,107
計	2,130	2,122	2,056	2,215	2,560

7 一般廃棄物許可業者一覧

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）（表9-13）

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	取扱品目
001	三和興業有限会社	042-691-1805	東京都八王子市加住町一丁目417番地3	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず、残灰 【家庭系一般廃棄物】 臨時ごみ（市が認定したものに限る）、 特定家庭用機器廃棄物
005	志賀興業株式会社	0422-47-1414	東京都三鷹市新川四丁目1番11号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず
007	セントラル美装株式会社	044-955-3661	神奈川県川崎市麻生区金程三丁目14番4号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
008	八王子建物管理株式会社	042-626-1311	東京都八王子市台町四丁目9番7号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
009	株式会社工藤商店	042-636-7548	東京都八王子市兵衛二丁目34番6号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 特定家庭用機器廃棄物
010	株式会社ガイア	042-659-2850	東京都八王子市川口町1901番地8	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 臨時ごみ（市が認定したものに限る）
011	株式会社大島商事	0428-24-8041	東京都青梅市野上町三丁目25番地の11	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
012	株式会社第一資源	042-644-2103	東京都八王子市大和田町二丁目7番18号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 臨時ごみ（市が認定したものに限る）、 特定家庭用機器廃棄物
014	株式会社調布清掃	042-485-1166	東京都調布市深大寺東町五丁目8番地1	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
015	有限会社吉田商店	042-661-7849	東京都八王子市東浅川町1000番地	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 臨時ごみ（市が認定したものに限る）
016	有限会社長岡商店	042-642-6373	東京都八王子市明神町二丁目10番15号	【事業系一般廃棄物】 木くず、紙くず、繊維くず
017	有限会社島村商店	042-675-2749	東京都八王子市東浅川町47番地	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず、浄化 槽汚泥、ディスボアザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビル ビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含 む）、し尿
018	株式会社遠藤商会	042-937-5346	埼玉県入間市狭山台三丁目2番地9	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
021	株式会社環境システムサービス	042-625-8120	東京都八王子市横川町1076番地	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず、浄化 槽汚泥、ディスボアザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビル ビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含 む）、し尿 【家庭系一般廃棄物】 臨時ごみ（市が認定したものに限る）、 特定家庭用機器廃棄物
022	八王子資源回収事業協同組合	042-654-8001	東京都八王子市上川町1118番地1	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
023	上村 邦彦	042-623-2349	東京都八王子市横川町105番地54 レジデンス馬 場302号	【事業系一般廃棄物】 木くず、紙くず、繊維くず
025	株式会社富士商事	080-6605-9488	東京都昭島市美堀町三丁目1番6号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 特定家庭用機器廃棄物（昭島市内から排 出されたものに限る）
028	相模原紙業株式会社	042-773-3508	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず
029	有限会社神野商店	042-775-5003	東京都八王子市高尾町1848番地	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 臨時ごみ（市が認定したものに限る）
030	株式会社加藤商事	03-3480-5111	東京都狛江市東野川二丁目14番2号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず
032	株式会社三凌商事	042-726-2647	東京都町田市木曽東一丁目34番6号	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】 特定家庭用機器廃棄物（町田市内から排 出されたものに限る）
035	エルエス工業株式会社	03-5410-3627	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番8-503号	【事業系一般廃棄物】 動物死体及びそれに付随する汚物
036	太誠産業株式会社	03-3989-0098	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号 中町ビル	【事業系一般廃棄物】 厨芥、木くず、紙くず
043	吉村エンタープライズ株式会社	042-319-6063	東京都多摩市乞田663番地	【事業系一般廃棄物】 浄化槽汚泥、ディスボアザ排水処理シス テム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥、し尿
052	株式会社関東総業	042-665-6422	東京都八王子市大船町890番地	【事業系一般廃棄物】 浄化槽汚泥、ディスボアザ排水処理シス テム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥 については一般家庭分も含む）、し尿
056	有限会社三多摩清運	042-659-6539	東京都八王子市上川町1088番地1	【事業系一般廃棄物】 浄化槽汚泥、ディスボアザ排水処理シス テム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥、し尿
057	株式会社東朋	042-663-5505	東京都八王子市長房町1526番地の4	【事業系一般廃棄物】 紙くず、浄化槽汚泥、ディスボアザ排水 処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚 泥（汚泥については一般家庭分も含む）、し尿

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	取扱品目
058	有限会社石川興業	042-644-5051	東京都八王子市高倉町3番地9	【事業系一般廃棄物】浄化槽汚泥、ディスボアザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含む）、し尿
059	株式会社トリデ	042-576-9750	東京都府中市西原町四丁目17番地の53	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
060	株式会社まごころ清掃社	042-665-1761	東京都八王子市長房町126番地の2	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】臨時ごみ（市が認定したものに限る）
063	藤ビルメンテナンス株式会社	042-674-6988	石川県金沢市増泉一丁目19番13号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
064	南栄産業株式会社	042-636-1113	東京都八王子市小比企町552番地3	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】臨時ごみ（市が認定したものに限る）、特定家庭用機器廃棄物
071	滝山商事株式会社	042-654-6801	東京都八王子市上川町2237番地3	【事業系一般廃棄物】浄化槽汚泥、ディスボアザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含む）、し尿
072	有限会社梅沢クリーンサービス	042-689-4018	東京都八王子市下恩方町2091番地5	【事業系一般廃棄物】浄化槽汚泥、ディスボアザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含む）、し尿
073	有限会社坂本アクアサービス	042-625-9868	東京都八王子市寺町23番地2	【事業系一般廃棄物】浄化槽汚泥、し尿
085	株式会社ハチオウ	042-625-4651	東京都八王子市四谷町1927番地2	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
086	株式会社完山金属	042-661-4408	東京都八王子市館町468番地の2	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】臨時ごみ（市が認定したものに限る）
090	比留間運送株式会社	042-565-1336	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
095	宮本金属株式会社	042-622-2468	東京都八王子市万町98番地8	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
096	株式会社三協メンテナンス	042-644-6048	東京都八王子市子安町二丁目10番2号	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
097	多摩興運株式会社	042-374-2415	東京都多摩市乞田1426番地	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】特定家庭用機器廃棄物（町田市内から排出されたものに限る）
104	有限会社衛美	042-581-2637	東京都日野市万願寺一丁目34番地の10	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】特定家庭用機器廃棄物（日野市内から排出されたものに限る）
106	有限会社三矢商事	042-696-5166	東京都八王子市宮下町85番地	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
107	株式会社アクト・エア	046-280-1112	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
108	八王子容器有限会社	042-651-6224	東京都八王子市西寺方町81番地	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
111	桑都ビル管理株式会社	042-646-1301	東京都八王子市子安町一丁目31番21号	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
121	株式会社十河サービス	03-5995-3701	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
123	株式会社日野衛生公社	042-581-3177	東京都日野市万願寺四丁目24番地の7	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】特定家庭用機器廃棄物（日野市内から排出されたものに限る）
130	株式会社エイト	042-645-2911	東京都八王子市明神町三丁目20番5号 エイトビル	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
131	毎床アドバンス株式会社	042-324-2370	東京都立川市若葉町三丁目71番地の1	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
136	トクテック有限会社	042-679-2282	神奈川県相模原市中央区すすきの町15番15号-203	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
138	中川産業株式会社	042-529-3491	東京都立川市富士見町一丁目2番6号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
139	株式会社第一グリーン	042-624-3435	東京都八王子市万町52番地の2	【事業系一般廃棄物】紙くず、木くず
141	株式会社ミナミ紙業	042-665-9017	東京都八王子市東浅川町558番地の18	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
146	株式会社東緑化	042-654-2075	東京都八王子市美山町804番地1	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず
147	有限会社西田商店	042-642-5301	東京都八王子市元横山町二丁目6番15号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
149	株式会社ライフ・クリエイト	042-621-5310	東京都八王子市犬目町492番地10	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
151	株式会社メディカルスリー	048-798-5353	東京都東久留米市東本町8番6号	【事業系一般廃棄物】厨芥、紙くず
160	植小株式会社	042-622-4796	東京都八王子市上野町15番地の5	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
163	株式会社日野環境保全	042-581-9500	東京都日野市万願寺二丁目33番地の2	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】特定家庭用機器廃棄物（日野市内から排出されたものに限る）
167	株式会社永野紙興	03-6410-8753	東京都町田市鶴間七丁目25番1号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず

その他資料

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	取扱品目
173	株式会社大東建物管理	042-624-5474	東京都八王子市大楽寺町602番地3	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
175	株式会社アユミ・プラン	0429-49-7720	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目144番地の3	【事業系一般廃棄物】厨芥、紙くず
184	株式会社エムズカンパニー	042-346-8510	東京都小平市小川西町三丁目17番5号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
185	株式会社トーホー商事	042-583-8488	東京都日野市旭が丘一丁目27番地の26	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
186	株式会社エコサイクル	042-533-2471	東京都あきる野市下代継326番地5	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
188	有限会社八王子資源	042-654-8001	東京都八王子市上川町601番地1	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
189	株式会社光栄和	042-574-9600	東京都国立市泉三丁目25番地の15	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
190	株式会社新和	042-661-8000	東京都八王子市長房町1529番地の5	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず
203	株式会社SATO	042-676-6000	東京都八王子市東中野480番地2	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
205	石井 正（石井商店）	042-583-0311	東京都日野市日野台一丁目13番地の33 メゾン・ド・トレュ日野台103	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
218	永田紙業株式会社	048-583-2141	埼玉県深谷市長在家198番地	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
221	株式会社リスト	042-572-1300	東京都国立市矢川三丁目23番地の11	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
223	有限会社リクライム	042-587-6996	東京都日野市豊田一丁目13番3号	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
224	株式会社総合整備	03-5347-2910	東京都杉並区上荻一丁目22番8号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
232	株式会社ブリモ	0554-63-4516	山梨県上野原市ハツ沢689番地	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
236	文吾林造園株式会社	042-644-2625	長野県飯田市北方3883番地3	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず
244	シスターズ・コーポレーション有限公司	042-624-6280	東京都八王子市元本郷町一丁目19番6号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
248	株式会社ゼロ・システムズ	042-669-0900	東京都八王子市長房町125番地1	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
252	株式会社エコリターン	042-663-0306	東京都八王子市南浅川町3131番1	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
254	水野建設工業有限公司	042-665-2801	東京都八王子市散田町四丁目22番7号	【事業系一般廃棄物】木くず、紙くず、繊維くず
257	株式会社ダストソリューション	042-772-0658	神奈川県相模原市緑区橋本台三丁目12番28号	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず
259	有限会社カワスギ	04-2934-3600	埼玉県入間市宮寺2310番地23	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
262	株式会社田邊商店	042-520-0075	東京都立川市一番町五丁目5番地の1	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
263	株式会社タケエイグリーンリサイクル	046-876-8427	神奈川県横須賀市浦郷町五丁目2931番地15	【事業系一般廃棄物】木くず（再生目的に限る）
267	ティーエスエンバイロ株式会社	046-281-8605	神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉2650-1	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず 【家庭系一般廃棄物】特定家庭用機器廃棄物（町田市内から排出されたものに限る）
270	有限会社ミヤマ商店	042-558-1801	東京都羽村市羽東三丁目12番8	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
272	株式会社スリーピース	042-623-5077	東京都八王子市中野町2745番地1 パレスナカノ203	【事業系一般廃棄物】浄化槽汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含む）、し尿
273	株式会社藤村商店	042-646-1588	東京都八王子市小宮町1184番地68	【事業系一般廃棄物】厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
274	株式会社イズミ環境	042-682-4070	東京都八王子市南大沢三丁目24番地	【事業系一般廃棄物】厨芥

(2) 一般廃棄物処分業許可業者一覧（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在）（表 9-14）

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	取扱品目
003	株式会社SATO	042-676-6000	東京都八王子市東中野480番地2	【破碎】木くず
004	株式会社エコネット	042-654-3311	東京都八王子市犬目町776番地	【破碎】木くず
006	株式会社EG八王子	042-660-5050	東京都八王子市石川町2969番地5	【破碎】木くず
007	株式会社イズミ環境	042-682-4070	東京都八王子市南大沢三丁目24番地	【堆肥化】厨芥

8 産業廃棄物許可業者一覧

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可業者一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）（表 9-15）

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
000440	株式会社SATO	042-676-6000	東京都八王子市東中野480番地2		燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く）
001227	青南建設株式会社	042-624-0221	東京都八王子市西片倉一丁目25番1号		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
001865	オーエム通商株式会社	042-651-2717	東京都八王子市小津町106番地1	○	燃え殻（廃トナーに限る）、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】燃え殻（廃トナーに限る）、廃プラスチック類（廃トナーに係るもの及び廃バッテリーに限る）、金属くず（廃トナーに係るもの及び廃バッテリーに限る）、木くず（廃トナーに係るもの及び廃バッテリーに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
002102	三和興業有限公司	042-691-1805	東京都八王子市加住町一丁目417番地3		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】燃え殻、汚泥、金属くず、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
004045	株式会社環境システムサービス	042-625-8120	東京都八王子市横川町1076番地	○	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を含む） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
004601	株式会社まごころ清掃社	042-665-1761	東京都八王子市長房町126番地の2	○	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く）
005759	有限会社島村商店	042-675-2648	東京都八王子市東浅川町47番地		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を含む） 【積替え保管できる種類】汚泥（無機性のものに限る）、燃え殻、鉍さい（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
015101	八王子容器有限公司	042-651-6224	東京都八王子市西寺方町81番地		廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
035754	株式会社完山金属	042-661-4408	東京都八王子市館町468番地の2		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く）
045685	南栄産業株式会社	042-636-1113	東京都八王子市小比企町552番地3		金属くず、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
055549	有限会社三矢商事	042-696-5166	東京都八王子市宮下町85番地		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
055824	久保田鉄鋼株式会社	042-625-2171	東京都八王子市中野上町二丁目18番3号		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令13号物（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
061764	有限会社高興	042-691-1919	東京都八王子市高月町515番地		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
063260	巴山興業株式会社	042-484-6888	東京都調布市多摩川二丁目25番地1		汚泥、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
067924	株式会社旭化工	03-3488-2511	東京都狛江市東野川一丁目5番21号		汚泥、廃プラスチック類、金属くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 汚泥、廃プラスチック類、金属くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
069297	有限会社長岡商店	042-642-6373	東京都八王子市明神町二丁目10番15号		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
083319	有限会社吉田建材	042-654-0366	東京都八王子市川口町2468番地3		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

その他資料

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
097458	株式会社トーホー商事	042-583-8488	東京都日野市旭が丘一丁目27番地の26		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
101311	株式会社エコリターン	042-663-0306	東京都八王子市南浅川町3131番1		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉗さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
106891	有限会社サンクラウド	042-700-6538	神奈川県相模原市緑区西橋本二丁目23番地12		廃プラスチック類、金属くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類（廃タイヤに限る）、金属くず（廃タイヤに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
109373	有限会社政湖商運	042-553-3928	東京都福生市加美平三丁目34番6 センチュリー加美平204号室		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
110643	株式会社タケエイグリーンリサイクル	046-876-8427	神奈川県横須賀市浦郷町五丁目2931番地15		木くず 【積替え保管できる種類】 木くず
115002	株式会社鈴木商店	042-501-4446	東京都あきる野市瀬戸岡236番地		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉗さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
117808	株式会社ガイア	042-659-2850	東京都八王子市川口町1901番地8		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉗さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を含む） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類（廃蛍光灯及び特定家庭用機器廃棄物再商品化法対象物に限る）、金属くず（廃蛍光灯、廃乾電池及び特定家庭用機器廃棄物再商品化法対象物に限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯及び特定家庭用機器廃棄物再商品化法対象物に限る）、汚泥（廃乾電池に限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く）
126177	株式会社アクアホーム	042-696-3518	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目10番7号		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
128765	有限会社アクティブサービス	042-557-8884	東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷555番地1		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
133474	大和システム運輸株式会社	042-644-6411	東京都八王子市大和田町一丁目12番8号		廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
143850	株式会社日動エコプラント	042-696-5502	東京都八王子市高月町2181番地1	○	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る）
151527	株式会社M・Yリサイクル	042-638-8152	東京都八王子市片倉町1822番地22		汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
164031	株式会社KATO	042-668-8340	東京都八王子市館町1534番地		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
167734	株式会社ニチエネ	042-631-6613	東京都港区赤坂七丁目1番15号 アトム青山タワー7階		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
169829	有限会社匠カッター	042-632-2212	東京都八王子市小比企町1141番地3		汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】汚泥（無機性に限る。）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
169987	有限会社サトウカッター	042-642-2933	東京都八王子市石川町1264番地の22		汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く） 【積替え保管できる種類】汚泥（無機性に限る。）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）（水銀含有ばいじん等を除く）
170559	八王子建物管理株式会社	042-626-1311	東京都八王子市台町四丁目9番7号		廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
200472	有限会社木戸畳店	042-620-2181	東京都八王子市暁町一丁目27番12号		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】廃プラスチック類（廃畳に限る）、繊維くず（廃畳に限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

その他資料

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
230981	ワークエクスプレス株式会社	042-659-2354	東京都八王子市川口町1229番3		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
231488	ファミリーサービス株式会社	042-654-0888	東京都八王子市川口町1144番地1		廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く） 【積替え保管できる種類】 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 産業廃棄物処分業許可業者一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）（表 9-16）

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
000440	株式会社SATO	042-676-6000	東京都八王子市東中野480番地2		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 【圧縮】金属くず 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
001227	青南建設株式会社	042-683-3933	東京都八王子市西片倉一丁目25番1号		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
001279	株式会社リノグレス	042-660-0515	東京都八王子市大谷町481番地		【破碎】汚泥（不養生コンクリートに限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類 【薬注固化】汚泥（無機性のものに限る）
001865	オーエム通商株式会社	042-651-2717	東京都八王子市小津町106番地1	○	【破碎】廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 【切断】金属くず 【熔融】廃プラスチック類
003177	株式会社ハチオウ	042-625-4696	東京都八王子市四ツ谷町1927番地2	○	【脱水】汚泥 【中和】汚泥、廃酸、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、（水銀含有ばいじん等を含む） 【焼却】汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず 【熔融】燃え殻、鉱さい、ばいじん
004601	株式会社まごころ清掃社	042-665-1761	東京都八王子市長房町126番地の2	○	【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
005759	有限会社島村商店	042-675-2648	東京都八王子市東浅川町47番地		【破碎】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
006048	前田道路株式会社	042-645-4439	東京都品川区大崎一丁目11番3号		【破碎】ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 【混練】ばいじん
013143	株式会社サダヤマ	042-581-2674	東京都日野市大字日野7759番地の11		【切断】廃プラスチック類、金属くず 【圧縮】金属くず
015101	八王子容器有限公司	042-651-6224	東京都八王子市西寺方町81番地		【破碎】廃プラスチック類 【圧縮】廃プラスチック類、金属くず 【熔融】廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）
035754	株式会社完山金属	042-661-4408	東京都八王子市館町468番地の2		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 【熔融】廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）
043764	株式会社竹中道路	03-6458-6850	東京都江東区新砂一丁目3番3号		【破碎】がれき類
055824	久保田鉄鋼株式会社	042-625-2171	東京都八王子市中野上町二丁目18番3号		【切断】廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
061764	有限会社高興	042-691-1919	東京都八王子市高月町515番地		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く）、がれき類
063260	巴山興業株式会社	042-484-6888	東京都調布市多摩川二丁目25番地1		【造粒固化】汚泥（無機性のものに限る）
069297	有限会社長岡商店	042-642-6373	東京都八王子市明神町二丁目10番15号		【切断圧縮】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く）
101311	株式会社エコリターン	042-663-0306	東京都八王子市南浅川町3131番1		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず
111603	有限会社ライス	042-562-3535	東京都東大和市奈良橋三丁目479番地		【破碎】廃プラスチック類（汚水が発生しないものに限る）
112044	株式会社エコネット	042-654-3311	東京都八王子市犬目町776番地		【破碎】木くず
117808	株式会社ガイア	042-659-2850	東京都八王子市川口町1901番地8		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず（直径30mm以下の丸太、厚さ15mm以下の板に限る）、繊維くず、金属くず（塊状になっていない薄物の非鉄金属に限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートを除く）、がれき類（住宅の外壁材に限る） 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
119487	株式会社クレーベスト	042-670-8166	東京都八王子市鎌水570番地		造粒固化：汚泥（浄水場スラッジの脱水後に限る）、がれき類（土壌汚染対策法の溶出量基準・含有量基準に適合する40mm以下のものに限る）

その他資料

許可番号等	業者名	電話	住所（申請者）	優良	取扱品目
143850	株式会社日動エコプラント	042-696-5502	東京都八王子市高月町2181番地1	○	【破碎】廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、がれき類 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（断熱材に限る）
161273	多摩興産株式会社	042-645-1114	東京都杉並区下高井戸一丁目29番10号		【破碎】汚泥（不養生コンクリートに限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
164886	ルイテック株式会社	042-649-8936	東京都八王子市高倉町67番地6		【破碎】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
170402	株式会社ケイズ	042-519-5222	東京都昭島市中町三丁目10番7号		【脱水（移動式）】汚泥（建設土木工事に係る無機性汚泥に限る）
180128	株式会社スカイ・アーク	03-6663-8534	東京都江戸川区南葛西三丁目18番6号		【脱水（移動式）】汚泥（建設土木工事に係る無機性汚泥に限る）
195195	株式会社EG八王子	042-660-5050	東京都八王子市石川町2969番地5		【破碎】木くず
203310	株式会社アトムECOファクトリー	042-651-2228	東京都八王子市式分方町369番地1		【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
219692	株式会社イズミ環境	042-682-4070	東京都八王子市南大沢三丁目24番地		【堆肥化】動植物性残さ
242343	芳村石産株式会社	042-651-5121	東京都八王子市美山町388番地		【薬注固化】汚泥（無機性に限る。）（石綿含有産業廃棄物を除く）（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

9 一般廃棄物会計基準（環境省）に基づく財務書類

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表				【様式第1号】
(令和7年3月31日現在)				
(単位：円)				
【資産の部】				
1 有形固定資産				
(1) 土地			10,396,935,320	
(2) 施設設備				
① 取得価額	60,087,602,622			
② 減価償却累計額	△ 32,662,436,772		27,425,165,850	
(3) 車両等				
① 取得価額	859,724,731			
② 減価償却累計額	△ 809,789,895		49,934,836	
(4) 建設仮勘定			9,873,129	
有 形 固 定 資 産 合 計				37,881,909,135
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア			2,219,250	
(2) その他			0	
無 形 固 定 資 産 合 計				2,219,250
3 その他				0
資 産 合 計 a				37,884,128,385
【負債の部】				
1 地方債				12,095,285,510
2 長期未払金				0
3 退職手当引当金				2,015,899,655
4 その他				216,231,290
負 債 合 計 b				14,327,416,455
(差 引) 資 産 負 債 差 額				23,556,711,930
(a - b) = c				

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書											【様式第2号】
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)											
(単位：円)											
【処理原価】											
	総 額	収集運搬			中間処理（焼却・資源化等）			最終処分（埋め立て）			
		生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	
1. 人件費											
(1) 職員給与費（一般職）	1,129,544,534	858,047,053	684,864	858,731,917	191,377,377	74,698,854	266,076,231	4,209,866	526,520	4,736,386	
(2) 職員給与費（技能職）	852,462,073	810,275,914	672,250	810,948,164	18,155,029	23,358,880	41,513,909	0	0	0	0
(3) 退職手当引当金繰入額	126,306,371	124,316,581	282,816	124,599,397	△ 351,005	2,504,974	2,153,969	△ 317,494	△ 129,501	△ 446,995	
(4) その他	192,183,647	162,917,192	126,614	163,043,806	19,549,225	9,148,714	28,697,939	392,778	49,124	441,902	
小 計	2,300,496,625	1,955,556,740	1,766,544	1,957,323,284	228,730,626	109,711,422	338,442,048	4,285,150	446,143	4,731,293	
2. 物件費等											
(1) 処理費	853,706,798	268,722,889	63,902	268,786,791	414,441,393	146,222,614	560,664,007	23,067,230	1,188,770	24,256,000	
(2) 委託費	4,136,829,763	2,630,641,043	2,873,159	2,633,514,202	1,275,907,202	222,977,057	1,498,884,259	4,186,361	244,941	4,431,302	
(3) 減価償却費	1,884,387,206	120,079,714	210,998	120,290,712	1,354,264,763	409,478,868	1,763,743,631	332,808	20,055	352,863	
(4) その他	187,605	187,605	0	187,605	0	0	0	0	0	0	0
小 計	6,875,111,372	3,019,631,251	3,148,059	3,022,779,310	3,044,613,358	778,678,539	3,823,291,897	27,586,399	1,453,766	29,040,165	
3. 移転費用											
(1) 組合分担金等（処理及び維持管理費）	1,433,807,000	0	0	0	986,513,622	159,577,298	1,146,090,920	221,829,098	65,886,982	287,716,080	
(2) その他	5,554,474	3,602,470	2,343	3,604,813	1,470,258	479,403	1,949,661	0	0	0	0
小 計	1,439,361,474	3,602,470	2,343	3,604,813	987,983,880	160,056,701	1,148,040,581	221,829,098	65,886,982	287,716,080	
処 理 原 価 合 計	10,614,969,471	4,978,790,461	4,916,946	4,983,707,407	4,261,327,864	1,048,446,662	5,309,774,526	253,700,647	67,786,891	321,487,538	
構 成 比 率 (%)		46.9%	0.0%	46.9%	40.1%	9.9%	50.0%	2.4%	0.6%	3.0%	

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書			【様式第3号】
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日			
【経常費用】			(単位: 円)
1. 処理原価			
(1) 人件費	2,300,496,625		
(2) 物件費等	6,875,111,372		
(3) 移転費用	1,439,361,474		
合 計			10,614,969,471
2. 管理費用			
(1) 人件費	305,593,776		
(2) 物件費等	223,233,670		
(3) 移転費用	39,173,834		
(4) その他管理費用	55,058,173		
合 計			623,059,453
経 常 行 政 コ ス ト a			11,238,028,924
構 成 比 率 (%)			
【経常収益】			
1. 使用料及び手数料			
(1) 指定袋・シール等販売収入	1,148,967,523		
(2) 直接搬入ごみ手数料	798,640,240		
(3) その他	2,460,700		
合 計			1,950,068,463
2. 補助金等収入			
(1) 国県等支出金（運営費補助金等）	173,924,557		
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金（処理及び維持管理費）	0		
(3) その他	0		
合 計			173,924,557
3. その他			
(1) 資源物等売却収入	505,351,674		
(2) 売電等収入	287,401,595		
(3) その他	8,378,876		
合 計			801,132,145
経 常 収 益 合 計 b			2,925,125,165
b / a (%)			26.03%
(差 引) 純 経 常 行 政 コ ス ト (a - b) = c			8,312,903,759
【経常外費用】			
1. 移転費用			
(1) 組合分担金等（建設・改良費）	4,283,000		
(2) その他	0		
合 計			4,283,000
2. その他			
(1) 災害廃棄物処理事業経費	0		
(2) 資産除売却損	4		
(3) その他	0		
合 計			4
経 常 外 費 用 合 計 d			4,283,004
【経常外収益】			
1. 施設整備補助金等収入			
(1) 国県等支出金（施設整備補助金）	0		
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）	0		
(3) その他	0		
合 計			0
2. その他			
(1) 災害廃棄物処理事業収益	0		
(2) 資産売却益	3,064,153		
(3) その他	0		
合 計			3,064,153
経 常 外 収 益 合 計 e			3,064,153
(差 引) 純 行 政 コ ス ト c + (d - e)			8,314,122,610

一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類における注記

【様式第4号】

I. 財務書類の作成方針

(1) 財務書類の作成方針

(改訂) 一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成しています。
固定資産、退職手当引当金、賞与引当金に係る会計方針については、
本市における統一的な基準に基づく財務書類の会計方針に準拠しています。

II. 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更 該当なし
(2) 表示方法の変更 該当なし

III. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃 該当なし
(2) 組織・機構の大幅な変更 該当なし
(3) 重大な災害等の発生 該当なし

IV. 追加情報

(1) 3Rに係る先進的な取り組み事例

- 家庭ごみの有料化と戸別収集
最終処分場延命のため、平成16年10月より30万人以上の都市において全国で初めてごみの指定収集袋（有料化）制度とごみの戸別収集を同時に開始。
- プラスチックの資源化拡大とすべての資源物の戸別収集
平成22年10月からプラスチック資源化センターの稼働を開始したことで、3品目に限定していたプラスチックの回収を、プラマークのついたすべての容器包装プラスチックを資源化しよう拡大。さらに、排出者責任を明確にして分別の徹底を促進するとともに高齢者などが重い古紙類などの資源物を排出しやすくするため、すべての資源物の戸別収集を開始。
- 埋立処分量ゼロ
広域最終処分場（東京たま広域資源循環組合）で平成18年7月からエコセメント化施設を本格稼働し、それまで埋め立てられていた焼却灰をエコセメントとして資源化。さらに、戸吹不燃物処理センターを破碎・機械選別を行う施設から、手選別主体の施設へと設備の更新工事を行い、平成30年度には不燃残渣の資源化を行うことで「埋立処分量ゼロ」を達成。

(2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況

(単位：千円)

事業名	施設区分	竣工年度	総事業費	左記の内、 国庫支出金及び 都道府県支出金
プラスチック資源化センター建設事業(旧戸吹清掃工場解体工事含む)	リサイクルセンター	平成22年度	2,056,227	729,170
戸吹不燃物処理センター更新事業	リサイクルセンター	平成26年度	917,952	297,773
戸吹清掃工場基幹的設備改良事業	ごみ焼却施設	令和元年度	4,543,452	2,055,802
新館清掃工場整備事業(旧館清掃工場解体工事含む)	ごみ焼却施設	令和4年度	18,106,362	5,076,795

(3) 場外余熱等利用施設の状況

施設名	利用内容	余熱等供給形態
戸吹清掃工場・館クリーンセンター	自己託送：市役所本庁舎、小児・障害メディカルセンター、東浅川保健福祉センター、こども科学館、ひよどり山トンネル、北野衛生処理センター、大横保健福祉センター、プラスチック資源化センター、戸吹不燃物処理センター、北野環境学習センター、戸吹清掃工場 温水：戸吹不燃物処理センター	自己託送、売電、温水

V. その他特記事項

(1) 啓発活動に関する事項

管理経費の一部に、ごみ減量や食品ロス削減に向けた普及啓発、資源集団回収補助金の費用など、計約125百万円を計上しています。

(2) 自己託送

平成30年度から都内自治体初の取組として、清掃工場で発電した余剰電力を他の公共施設に送電する「自己託送」を導入。令和6年度は、戸吹清掃工場・館クリーンセンターによる発電分を市内11施設へ送電し、残りの電力を売電しています。このことにより一般廃棄物会計の売電料金の収益は減少するものの、市全体では全てを売電する以上のコスト（電気料金）削減につながっています。

<memo>

令和 7 年度（2025 年度）一般廃棄物処理計画（告示）

八王子市告示第 8 7 号

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号）第 30 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

- 1 計画区域 市全域
- 2 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み（市区域内発生分）

区分	数量
ごみ	106,472 t
資源物	39,939 t
動物死体	2,129 体
し尿、浄化槽汚泥等	4,922 kl

4 ごみの減量・資源化のための方策及び一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

（1）循環型都市八王子に向けた共創による取組の推進

- ア 地域での共創による取組
- イ 次世代へつなぐ環境のバトン
- ウ 行動変容を促す啓発

（2）3R とサーキュラーエコノミーに向けた取組の推進

- ア 食品ロスの削減
- イ プラスチック資源循環の推進
- ウ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進
- エ 事業者に向けた取組の推進

（3）持続可能なごみ処理体制の構築

- ア ゼロカーボンシティに向けた取組
- イ 社会情勢に応じた収集体制の構築
- ウ 新たな資源化に向けた処理体制の確保
- エ 本市に最適なおみ処理体制の構築
- オ 災害時のごみ処理体制の確立

5 一般廃棄物の分別及び処理方法に関する事項

別紙のとおり

問い合わせ先

（ごみに関すること）

資源循環部ごみ減量対策課

（し尿及び汚泥の収集、処理及び料金に関すること）

水循環部水再生施設課

(1) 市が収集するもの

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭 廃棄物	可燃ごみ	76,102	戸別収集により委託業者が週2回収集する。ただし、集合住宅、地形的に戸別収集が困難な地域及び地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域(以下、「集合住宅等」という。)は、集積所収集により収集する。	市の指定収集袋に入れ、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 ※1回の収集につき、枝木は2束まで、葉及び草は透明又は半透明のポリ袋に入れて2袋まで出すことができる。 ※紙おむつは、おむつ専用袋に入れて出すことができる。
	不燃ごみ	3,364	戸別収集により委託業者が4週に1回収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	市の指定収集袋に入れ、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。
	有害ごみ	341	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
	資源物 容器包装プラスチック(*)	6,029	戸別収集により市が毎週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	プラスチック製容器包装が収集の対象。 プラスチックを洗浄すること。 容器又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。

種 類	分別区分		発生量 処理量 (t /年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家 庭 廃 棄 物	資 源 物	古紙 新聞	744	戸別収集により委託業者が 4週に1回収集する。ただ し、集合住宅等は、集積所 収集により収集する。	ひもで縛り（シュレッダー紙は紙袋・ 封筒に入れる）、備考エの場所に、そ れぞれの収集日の朝8時30分までに 出すこと。
		古紙 雑誌・雑紙・ シュレッダー紙	6,818	戸別収集により委託業者が 隔週収集する。ただし、集 合住宅等は、集積所収集に より収集する。	
		古紙 ダンボール	4,632		
		古紙 紙パック	214		飲料用紙製容器を切り開き、洗浄し乾 燥させること。ひもで縛り、備考エの場 所に、収集日の朝8時30分までに 出すこと。
		古 布	2,457		透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考 エの場所に、収集日の朝8時30分ま でに出すこと。
		びん(*)	3,509	戸別収集により委託業者が 隔週収集する。ただし、集 合住宅等は、集積所収集に より収集する。	飲料用びん・飲料用缶等を洗浄後、容 器に入れて備考エの場所に、収集日の 朝8時30分までに出すこと。
		缶 〔うち スチール 545 アルミ 746〕	1,291		
		ペットボトル	2,271	戸別収集により、委託業者 が隔週収集する。ただし、 集合住宅等は、集積所収集 により収集する。7月～9月 は毎週収集する。	ペットボトルのキャップとラベルを取 り外し、洗浄すること。戸別収集及び 集積所収集においては、容器又は透明 若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考 エの場所に、収集日の朝8時30分ま でに出すこと。

種 類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家 庭 廃 棄 物	粗大ごみ (収集分)	2,811	占有者からの申し出により市又は委託業者が戸別収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集等により収集する。	粗大ごみは、市へ収集を依頼のうえ、定められた粗大ごみ処理券（電子情報処理組織による手数料納付又は手数料免除の場合は受付番号を記載した書面等）を貼付し、備考エの場所に、予約した収集日の朝 8 時 30 分までに出すこと。
	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (いずれも町会・自治会等の団体及び個人が道路、公園などの公共空間等を美化清掃して排出されるもの)	家庭廃棄物 に含まれる	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物と同じ。 または、団体等の申し出により市が収集する。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を品目ごとに区分し、ボランティア袋に入れ、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝 8 時 30 分までに出すこと。 団体等が収集を依頼する場合は、透明又は半透明のポリ袋等かボランティア袋に入れ、所轄の清掃事業所へ連絡すること。
	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも不法投棄)	8	市が収集する。	公有地及び集積所において、管理者等から依頼があった場合に収集する。(ただし、集合住宅に設置されている集積所に投棄されたものは、原則として収集しない)
	可燃ごみ (側溝清掃ごみ)	73	市が清掃し、収集する。	

種 類	分別区分		発生量 処理量 (t /年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
事業系 廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、 有害ごみ (いずれも少量排出登録 事業者から排出されるもの。有害ごみは、乾電池及び 蛍光管に限る。)		668	戸別収集により、可燃 ごみは週 2 回、不燃ご みと有害ごみは 4 週 に 1 回で委託業者が 収集する。	可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみに区分 し、市の指定収集袋に入れ、登録番号 又は事業所名を記載のうえ、備考エの 場所に、それぞれの収集日の朝 8 時 3 0 分までに出すこと。 排出限度（1 回の収集につき、可燃ご みは 6 0 リットルまで、不燃ごみは 2 0 リットルまで、有害ごみは蛍光管 400 グラム及び乾電池 1 キログラムま で）を守ること。
	資源物	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、 ダンボール、紙パック 〔いずれも少量排出 登録事業者から排出 されるもの〕)	753	戸別収集により雑 誌・雑紙、ダンボール、 紙パックは隔週で、新 聞は 4 週に 1 回、委託 業者が収集する。	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パ ックに分別し、ひもで縛り、事業所名 又は登録番号を明記して、備考エの場 所に、それぞれの収集日の朝 8 時 3 0 分までに出すこと。排出限度（雑誌・ 雑紙、ダンボール、紙パックは 1 回の 収集につきそれぞれ 2 束まで。新聞は 1 回の収集につき 4 束まで）を守るこ と。

備考

ア 分別区分中(*)のあるものが、容器包装リサイクル法に対応した分別収集品目

イ 戸別収集及び集積所収集の収集日及び各分別区分の分別方法は、各戸に配布する「ごみ・資源物収集カレンダー&出し方」記載のとおりとする。

ウ 集積所収集を行う地域等

(ア) 集合住宅（共同住宅、長屋、寄宿舍等 2 戸以上が集合する建築物〔市長が居住者等と協議のうえ、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。〕）

(イ) 地形的に戸別収集が困難な地域

(ウ) 地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域

エ 戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		道路（私道を含む。）に面した各戸又は各事業所の敷地内の境界付近
集積所収集	集合住宅	当該集合住宅の所有者又は管理者が市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所又は保管場所（原則として、道路〔私道を含む。〕に面した敷地内の境界付近に設ける。）
	地形的に戸別収集が困難な地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所（注 1）
	地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所（注 2）

（注 1）（注 2）の場所は、八王子市資源循環部ごみ減量対策課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

オ 事業系廃棄物の分別区分中の「少量排出登録事業者」とは、廃棄物の品目と排出量を制限したうえで、排出した廃棄物を特例的に市が収集するよう、市に登録した事業者である。

カ 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 33 条第 1 項に規定する排出禁止物（市で収集及び処理をしない一般廃棄物）の例は、次のとおりとする。

区分	廃棄物の例
(1) 有害性の物	市で処理できない薬品
(2) 引火性のある物	ガソリン等の引火性の高いもの （灯油、オイル、塗料を除く）
(3) 著しく悪臭を発する物	汚物、汚泥
(4) 特別管理一般廃棄物に指定されている物	感染性廃棄物
(5) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物	ピアノ、自動車のタイヤ・ホイール・部品、オートバイ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、建設廃材（市が確認したものを除く）

キ 条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する所定の場所は、前記エの排出場所とする。

ク 条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する市長が指定する者は、市から一般廃棄物の収集又は運搬を受託した者とする。

ケ 条例第 51 条第 2 項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物は、少量排出登録事業者が排出し、市が収集を行う産業廃棄物とする。

（2）持込等

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ (臨時に排出される ごみ又は粗大ごみ)	1,186	一般家庭の日常生活から排出される廃棄物で、排出者が自ら施設に搬入する。	事前に市へ連絡のうえ、持ち込み日時を予約し、排出者が自ら搬入すること。搬入に際しては、可燃ごみ、不燃ごみに分別し、住所等が確認できるものを提示すること。なお、市の指定収集袋は使用しないこと。
	不燃ごみ (臨時に排出される ごみ又は粗大ごみ)	507		
	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集が困難なもの)	(190) (家庭廃棄物〔持込ごみ〕の内数として)	市の家庭廃棄物収集運搬業(臨時ごみ)の許可を受けた者が収集する。	排出者は、市へ連絡のうえ、許可業者に収集運搬を依頼すること。
	地域リサイクル活動 (資源集団回収〔古紙、古布等〕)	3,403	団体が自ら又は団体の依頼により八王子市地域リサイクル活動(資源集団回収)業者登録実施要綱に規定する業者が回収する。	市補助金対象は、八王子市地域リサイクル活動(資源集団回収)補助金交付要綱による。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
事業系廃棄物	可燃ごみ	21,410	自ら施設に搬入するか、市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	排出事業者は、分別を徹底し、できる限り可燃ごみの減量化、資源化に努めること。 なお、自ら施設に搬入する際には、事前に登録すること。
	可燃ごみ (実験動物死体)	2		
	可燃ごみで再生可能なもの (厨芥、木くず、その他民間処理施設で資源化分)	6,560		
	資源物 古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレツダー紙、紙パック 〔いずれも中小事業者から排出されるもの〕)	506	市が設置した古紙持ち込み場所に、中小事業者等から持ち込まれた少量の古紙を、無料で受け入れる。	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレツダー紙、紙パックに分別し、ひもで縛り、古紙持ち込み場所に持ち込むこと。

備考

事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は、原則実施しない。

（３）搬入（運搬）先

ア ごみ・資源物の搬入（運搬）先

区分	施設名	処理方法
可燃ごみ	戸吹清掃工場※、館クリーンセンター、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合規約に定める処理区域に限る）	焼却後資源化
不燃ごみ	戸吹不燃物処理センター※、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合規約に定める処理区域に限る）	手選別後、資源化又は焼却
有害ごみ		手選別後、委託処理 ただし、多摩清掃工場に搬入されたスプレー缶・カセットボンベ・ライターは、手選別後、資源化又は焼却
粗大ごみ	戸吹清掃工場※、館クリーンセンター、戸吹不燃物処理センター※、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合規約に定める処理区域に限る）	破砕又は手選別後、焼却又は資源化 ただし、一部再生利用による資源化
容器包装プラスチック	プラスチック資源化センター※	資源化
ペットボトル		
古紙類	民間処理施設	
古布		
びん		
缶		

※戸吹クリーンセンター内施設名称

- イ 事業系一般廃棄物で再生可能なもの（厨芥、木くず）、実験動物死体及び全量資源化が可能なものについて、市長が認めた場合は、一般廃棄物処分業許可を有する次の民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。

区分	施設名	所在地	処理方法
厨芥	株式会社イズミ環境 八王子バイオマス・エコセンター	八王子市	資源化
	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県寄居町	
	株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター	神奈川県愛川町	
	株式会社アルフォ 城南島飼料化センター	大田区	
	株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター	大田区	
	株式会社Ｊバイオフードリサイクル 横浜工場	神奈川県横浜市	
	太誠産業株式会社 愛川事業所（第1工場）	神奈川県愛川町	
	株式会社日本フードエコロジーセンター 本社工場	神奈川県相模原市	

区分	施設名	所在地	処理方法
厨芥	バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設	大田区	資源化
	ニューエナジーふじみ野株式会社	埼玉県ふじみ野市	
	株式会社西東京リサイクルセンター 本社工場	羽村市	
木くず	株式会社エコネット	八王子市	
	株式会社 SATO	八王子市	
	株式会社 EG 八王子	八王子市	
	株式会社タケエイグリーンリサイクル 富士吉田工場	山梨県富士吉田市	
	株式会社タケエイグリーンリサイクル 横須賀工場	神奈川県横須賀市	
事業系一般廃棄物	オリックス資源循環株式会社 寄居工場	埼玉県寄居町	
	比留間運送株式会社 伊奈平工場	武蔵村山市	
実験動物死体	エルエス工業株式会社 那須塩原工場	栃木県那須塩原市	火葬後埋立て

（４）ごみ最終処分

種 類	区 分	処分量（t/年）	処分方法	処分先
中間処理後の 残渣	焼却残渣	7,916	資源化	東京たま広域資源循環組合
		2,042	資源化	民間処理施設
	不燃残渣	24	資源化	民間処理施設

備考

焼却残渣は災害時のリスク分散を考慮し、複数の搬出先を確保する。

（５）動物死体の処理

種 類	処理量 (体/年)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
動物死体	2,129	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、飼主等が自ら戸吹清掃工場※または館クリーンセンターに搬入するか、申し出により市が行う。	占有者、管理者または飼主等が自らの責任で行うもののほかは、市の収集車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬	市に収集を依頼する場合は、所轄の清掃事業所へ連絡すること。

※戸吹クリーンセンター内施設名称

（６）し尿及び汚泥

区 分			処理量 (kl/年)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の 協力義務等
し 尿	常 設	一般 世帯	608	占有者又は管理者 の申し出により受 託業者が収集す る。	自動車による	下水直接投 入方式	市内において、くみ取 り便所が設けられて いる建築物を所有す る者は、その便所の水 洗化に努力すること。 便槽内に布切れ、その 他の異物を投入しな いこと。 くみ取り口等から雨 水等が流入しないよ うにすること。
		事業所	167	占有者又は管理者 が浄化槽等を清掃 する際に許可を受 けた者が収集す る。			
	仮設		356				
汚 泥	浄 化 槽	単独	907				
		合併	2,703				
	その他		174				
	雑排水		7				

備考

汚泥のその他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。

令和 7 年度（2025 年度）
（令和 6 年度（2024 年度）実績）
資 源 循 環 白 書

令和 7 年（2025 年）9 月発行

編集・発行 : 八王子市環境部資源循環課

住所 : 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 : 042-620-7256

URL : <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

